平成 21 年度 厚生労働省受託

給水装置に関する構造材質調査及び海外動向調査

給水装置に関する海外動向調査報告書

平成 22 年 3 月

社団法人　日本水道協会

目　次

１．はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

２．日韓水道行政課長会議　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．１　日韓水道行政課長会議の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
２．２　韓国からの情報提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
２．３　日本からの情報提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２．４　主な意見交換　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

３．ヒアリング調査結果　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
３．１　ヒアリング調査の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
３．２　韓国における給水装置の構造材質基準に関する法的規制　・・・・６
３．３　韓国における給水装置工事及び水道利用者への情報提供　・・・・７
３．４　主な質疑　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

４．まとめ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０

【参考資料】

１．日韓水道行政課長会議　配布資料
資料１　韓国側：給水設備の管理状況（英語版）
資料２　日本側：給水装置の規制制度について（英語版・日本語版）

２．ヒアリング調査　配布資料
資料３　韓国上下水道協会：給水設備の管理状況（日本語版）
資料４　韓国上下水道協会：水道用資材および製品の管理（日本語版）

３．大韓民国　水道法・水道法施行令・水道法施行規則
資料５　大韓民国　水道法・水道法施行令・水道法施行規則（日本語版）

１．はじめに

我が国の給水装置に関わる技術的基準は､｢給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」に基づき定められている。構造材質基準は、国際化の進展を踏まえて海外と日本の構造材質基準や認証制度の違いを整理し、時代に見合ったものにしていく必要があることから、厚生労働省では、これまで海外動向の調査を継続的に行ってきた。

本業務は、日韓政府の課長級会合である日韓水道行政課長会議において、給水装置に係る規制制度について取り上げられる機会を利用して、韓国を対象とした海外動向調査を行ったものである。具体的には、日韓水道行政課長会議で用いる資料の作成及び韓国上下水道協会等関係者への給水装置に係るヒアリング調査を実施した。

ヒアリング調査では、主に韓国における給水装置の構造材質基準に関する法的規制に加え、韓国における給水装置工事及び水道利用者への情報提供について調査を行った。

２．日韓水道行政課長会議

日韓水道行政課長会議は､平成 19 年 12 月の第 1 回アジア･太平洋水サミット（大分県別府市で開催）において、日韓両国政府の水道担当課長間で交流を定期的に行うことが基本的に合意され、第 1 回会議が平成 20 年 2 月に韓国（ソウル）で、第 2 回会議が平成 20 年 11 月に日本（東京）で開催され、今回、第 3 回会議が韓国（ソウル）において開催されたところであり、その概要は以下のとおりである。

２．１ 日韓水道行政会議の概要

本会議は、下記に示すとおり「水道装置の概念と規制」と「水道法に規定された水道施設の診断方法と現況」の２テーマとして、日本からは「給水装置の規制制度について」と「水道事業におけるアセットマネジメントについて」を情報提供し、両国間において意見交換したところであり､本報告書においては「水道装置の概念と規制」に関する日韓の発表内容と議論の概要について報告する。

①日　時：平成 22 年 1 月 14 日（木）

②場　所：大韓民国 果川 政府庁舎

③出席者

・ 韓国（政府）：環境部	上下水道政策官室	水道政策課長	ジョ ビョンオク
		同課　事務官	チェ ムンギュウ
		同課　事務官	キム テゴン
	国立環境科学院	課長	キム テスン
韓国（関連機関）：	韓国環境公団	チーム長	リ ジョンミン
	韓国水資源公社	チーム長	パク ハンヨン
	韓国上下水道協会	企画広報所長	チェ テヨン
	韓国上下水道協会	水産業育成所長	ジョ スンヨル

・ 日本（政府）：厚生労働省 健康局 水道課　　課長　　粕谷 明博
　　技術係長　　山田 浩司
　　給水装置係長 塚原 沙智子
日本（関連機関）：（財）水道技術研究センター　主幹　鈴木 泰博
（社）日本水道協会　　副主幹　　三浦 明
（社）日本水道協会　規格第一係長 相川 卓洋
（社）日本水道協会　技術専門監　鈴木 昭男

④ テーマ：給水装置の概念と規制
　　水道法に規定された水道施設の診断方法と現況

２．２ 韓国からの情報提供

①説 明 者：韓国上下水道協会　水産業育成所長 ジョ スンヨル
②説明資料：参考資料１　給水設備の管理状況（英語版）
③説明要旨

1）給水設備の概要

韓国の給水設備は、配水管の分水栓から家の中の蛇口までとしている。

給水設備の管理責任を分類すると、分水栓から所有境界線（道路境界）までを水道事業者が、メータから給水栓までは使用者が、その間の所有境界線から水道メータまでは地方自治団体の長が定めた者、例えばソウル市では利用者が行うとしている。

2）給水設備の管理現況

(1) 給水設備の資材及び製品基準

・ 韓国は、日本と違って原水から給水設備までを水道施設としている。

特に、給水設備の資材及び製品については、大統領令に定める基準に適合するものを使用しなければならないとし、産業標準化法に従う KS 認証品、優秀な団体標準品及び KWWA 認証品など 7 つの基準の製品を使用できるとしている。

・ また、水に接触する資材や製品については、水質基準（水道法第 18 条 2 項）に関して必要な事項として、環境部令（水道法施行令）に定める「衛生安全基準」（44 項目）に適合しなければならないとしている。

日本の場合は、給水装置と水道施設の基準が別になっているが、韓国の場合は一つの環境部令で、補正係数（1/10）を用いて補正し、結果として日本と同じ基準となっている。

(2) 給水設備工事事業者の指定要件

・ 給水設備の工事事業者は、日本においては水道施設工事業者と給水装置工事事業者とは別の業者となっている。韓国では「機械設備工事業」の免許を持っていればメータから先の屋内給排水管の給水設備配管工事ができるが、

「上下水道設備工事業」の免許ではメータ手前までの工事となっている。

(3) 給水設備管理関連教育

- 給水設備の教育は、水道法第 36 条（教育）の定めにより、給水設備の管理に関するもので、対象者として建築物又は施設の所有者・管理者、貯水槽清掃業者が教育を受けることになっており、一般水道事業の従事者は他の教育を受けるようになっている。
- 教育業務を担当する団体としては、大統領で定める機関として、韓国上下水道協会、韓国水資源公社、環境保全協会及び環境管理公団となっている。

  この他には、一般水道事業に対しては、環境部長官が認める団体としては適当な人材を備えていると認定される機関が実施している。給水設備と関係する貯水槽清掃業者と建築物又は施設の所有者・管理者を教育する団体は環境保全協会となっている。
- 給水設備の種類別の管理教育については、貯水槽に関するもの、衛生的な装置に関するものは水道法で決められている。内容としては 1 年に 1 回の清掃と消毒をすることになっている。また、給水設備に関する他の規定として、容量確保については住宅法で、消火用水については消防法で定められている。

(4) 屋内給水管

- 建築延べ面積 6 万平方メートルの建築物、地方自治体の設置する 5 千平方メートルの施設については、屋内給水管を周期的に検査して、その結果によっては、洗浄・更生・交換など必要な措置を講じることになる。それは竣工検査の後 5 年経過した日から 1 年ごとに一般検査をする。
- 検査の種類は、一般検査と専門検査に分けられ、一般検査は濁度・水素イオン濃度・色度・鉄・鉛・銅・亜鉛の 7 項目で、濁度・水素イオン濃度・色度または鉄の基準を超えたときは洗浄することになる。それ以外の項目は基準を超えたときには専門検査を実施し、必要に応じて交換・更生することになる。専門検査は、水圧測定・内視鏡観察・超音波厚み測定・流速・流量・外部腐食観察となる。
- 検査機関は、機械設備工事業に登録した業者となっている。また、環境部長官が認定した協会も専門検査ができる機関である。韓国上下水道協会も専門検査の認定機関であり、独自に登録を行っている。

(5) 水道メータ

- 水道メータは、メータに関する法律に定められ、メータの型式に関する承認を受けるか、型式承認に準じるものを使用することができる。メータの設置関連規定としては従来、口径の 3～5 倍位の距離をとるとしていたが、昨年環境部が一部変更し、型式承認時に規定された距離をとることとなっている。

２．３ 日本からの情報提供

①説 明 者：厚生労働省 健康局 水道課 給水装置係長 塚原 沙智子

②説明資料：参考資料２　給水装置の規制制度（英訳版）

③説明要旨

⑴ 給水装置の概念図

・　日本の給水装置は、韓国と同じく配水管から分岐して蛇口までの間をいうが、違うのは有圧のまま給水できる用具というところである。ビルなどで受水槽を設けている場合は、受水槽の吐水口までが給水装置であり、それ以下は水道法でその管理を定めているが、その構造基準に関しては国土交通省の建築基準法によって定められている。

　また、給水装置は、需要者の財産となっているが、メータまでは水道事業者が維持管理を行っていることが多い。

⑵ 給水装置に係る法体系

・　給水装置に係る法体系について、水道法では給水装置の構造及び材質を政令で定めるとし、その政令で定める基準に適合するまでは、水道事業者は給水契約の申し込みを拒み、又は基準に適合するまでの間給水停止することができる、としている。

　その政令は、韓国の大統領令に当たるもので、給水装置が有すべき必要最小限の要件を定めている。例えば、工業用水など他の配管との接続をしてはいけないなどとなっている。さらに、技術的細目については厚生労働省令を定めているが、これは韓国の環境部令に当たるものである。

⑶ 構造材質基準

・　具体的には、性能基準として耐圧・浸出・水撃限界・防食・逆流防止・耐寒・耐久に関する基準を定めている。さらに、システム基準として給水装置工事が適正に施工されているかの判断基準についても定めている。

⑷ 性能基準の適合の確認方法

・　この基準をどのように確認方法するかについては、厚生労働大臣が定める試験が告示されている。この試験を用いてそれぞれ製品の性能が確認される。

　基本的には製造者が自ら認証する「自己認証」を行う、若しくは第三者機関が試験・検査を行う「第三者認証」が広く使われている。日本水道協会も第三者認証機関の一つであり、この認証された製品は、それを設置する工事事業者が設計時に確認するが、例えばマークでも確認できることになる。

⑸ 指定工事店制度創設

・　給水装置工事については、平成 10 年頃に指定工事店制度が創設され、この制度は各水道事業者の区域において工事を行う者を指定することができる制度である。例えば東京都であれば東京都内で仕事ができる事業者を指定するというものである。

(6) 技術者の国家資格創設

・　また、その指定するための要件を全国的に統一している。例えば、工事を行う事業者ごとに国家資格である主任技術者が選任されていることなどである。この国家資格は、給水装置工事の技術レベルを確保するために設けたもので、国家試験の合格者が 10 万人のほか、研修済みの 15 万人を併せて 25 万人が資格を有している。

(7) トラブル事例

・　このような制度で 10 年間程度運用されているが、様々なトラブルも生じている。。その一つとして悪質商法などがある。例えば、資格のない者が訪問販売で、お宅の水が危ないと浄水器を勧めて高い金で請求しているような例である。

・　この他、クロスコネクションもある。日本にはまだ井戸が多く使われているところもあり、直接水道とつなげたり、または配水管と間違って工業用水道管・農業用水管と結んでしまうこともある。

(8) 需要者への情報提供

・　水道水への信頼を確保するために、こうしたトラブルの解消に努めている。需要者が給水装置について更に理解することが重要である。日本水道協会では、啓発のためのパンフレットを作るなどして基礎的な知識の普及に努めている。

(9) 議論・情報交換したいポイント

・　今回の会議では、給水装置の安全性確保のため、韓国ではどのような考え方のもと規制を行っているのか。また需要者との関係においてどういった情報共有化を行っているのか。などについて特に議論したい。

２．４ 主な意見交換

①韓国の質問：給水装置に問題があった場合に、給水停止するということであるが、だれが対応するのか、また義務・権利として行うのか。

日本の回答：水道事業者の権利として対応することになる。

②韓国の質問：給水停止は、何時間といった制限があるのか。また、停止してから一日中に解決しなければならないといった項目はあるのか。

日本の回答：安全な給水を受けることが需要者の義務であるので、安全になるまでである。

③日本の質問：管の検査を行うとしているが、管の更生を行う方法については何か決まりはあるのか。

韓国の回答：韓国では、定期的に屋内の給水栓の水質検査をしているが、月に 7 つの項目を超えた場合、更生するか、更新するか決める。それが、数日を超える程度であったり、もっと使える状態であれば洗浄で対応する。義務対象の施設は、家庭に入る設備全て

でなくて、一定規模以上の施設、または国・自治体が決めた一定規模以上の施設に関して規定される。

④韓国の質問：第三者認証は客観性があるが、自己認証は客観性が認められるのか。

日本の回答：自己認証されたものを、最終的には水道事業者が確認することになり、設置することに関してチェックすることになるが、その際の信頼性確保のためには、例えばISOを持っているかどうかも判断基準になると指導している。

こうした制度設計は、規制緩和すべきであるとの外部からの指摘を受けてのものである。かつては特定の団体の認証しか使ってはいけない制度であったので、規制を緩めて自由に給水装置を売れるよう要請があった。

⑤韓国の質問：クロスコネクションについては、韓国では水道水が安くて地下水とか他の配管からの取り出しなど、韓国では事故がないが、日本ではなぜクロスコネクションが起きるのか。その原因は何か。

日本の回答：ダクタイル管が広く使われ、それらの管を識別できるよう管にテープを巻いているが、古くてテープが巻かれていなく分からなかったり、井戸では水道と両方で使えると便利だとの住民の意識が根付いていることが考えられる。

３．ヒアリング調査

本調査は、韓国における給水装置の法的規制、給水装置工事及び水道利用者への情報提供等について日本国内との違いを整理するため、日韓水道行政会議の開催に先立ち、韓国上下水道協会への事前調査により給水装置に関して情報収集するとともに、現地に赴きこれを補完するヒアリング調査を実施した。

３．１ ヒアリング調査の概要

①日　時：平成22年1月13日（水）

②場　所：韓国上下水道協会

③出席者

・ 韓国　ソウル市上水道本部 給水設備課長　ガン シンゼ
　　ソウル市上水道本部 漏水課長　　リ サンホン
　　韓国上下水道協会　企画広報所長　チェ テヨン
　　韓国上下水道協会　水産業育成所長 ジョ スンヨル

・ 日本　厚生労働省 健康局水道課 給水装置係長 塚原 沙智子
　　（社）日本水道協会　　副主幹　　三浦 明
　　（社）日本水道協会　規格第一係長 相川 卓洋
　　（社）日本水道協会　技術専門監　鈴木 昭男

④調査項目：韓国における給水装置の構造材質基準に関する法的規制
韓国における給水装置工事及び水道利用者への情報提供

３．２ 韓国における給水装置の構造材質基準に関する法的規制

(1) 給水装置の定義

・ 韓国では､給水装置を給水設備と呼び､配水管の分水栓から給水栓までいう。
給水設備の管理については、分水栓から所有境界線（道路境界）までを水道事業者が、メータから給水栓までは使用者が、その間の所有境界線から水道メータまでは地方自治団体の長が定めた者が管理する。ソウル市の場合は条例により境界からメータ手前までを利用者が管理するとしている。

・ 給水設備は、水道法第 3 条第 24 号で定義され、配水管から分岐し、設置された給水管・計量器・貯水槽・水道栓・ほか給水のために必要な器具をいう。

(2) 給水設備に関する構造及び材質基準

・ 給水設備の構造及び材質基準については、法律には特に定めていない。
ただし、給水設備に関する資材及び製品基準は、水道法第 18 条第 2 項で定められており､大統領令に定める基準に適合するものを使用しなければならないとされ、産業標準化法による KS 認証品、優秀な団体標準品、KWWA 認証品、ISO9000 シリーズの認証企業生産品、環境標準認証、産業技術革新促進法による NEP 認証品（新製品)、NET 認証品（新しい技術を適用したもの）が使用できるとしている。
韓国では、この 7 つの基準の製品を水道施設も給水設備でも使用できる。

・ 給水設備に使う製品の素材に対する規制は、韓国にはない。なお、亜鉛メッキ鋼管は､環境部で水道に使えないように規制していたが､現在はその規格自体を廃止している。

・ また、水に接触する資材や製品は、環境部令に定める「衛生安全基準」に適合するものでなければならない。この衛生安全基準は、水に接触する部分の基準となっていて、飲料水の基準の 10 分の 1 に当たる。
水質に関する基準については､日本では水道施設と給水装置をそれぞれ規制しているが、韓国では「衛生安全基準」の一つにまとめ、適用させることとしている。ただし、一つの基準としているが、分析方法を異なるよう設定し、補正係数を設け、日本の浸出試験と同じ機能をもつ安全基準となっている。

３．３ 韓国における給水装置工事及び水道利用者への情報提供

(1) 給水装置工事事業者の法制度

・ 給水設備工事事業者の指定要件について、韓国では建設産業基本法第 9 条で定められており、屋内給排水管は「機械設備工事業」の免許が必要で、メータ手前の水道管工事（工業用水・下水を含む）は「上下水道設備工事業」の免許を持つ者のみができるとなっている。

・　工事の安全確保するための教育について、韓国では原水から蛇口までを一体的に教育を行うとしている。法律では、水道施設と給水設備を一つにまとめて教育するとなっているが、実際には環境部の指針によって分けられており、水道法 33 条第 2 項による建築物・施設の所有者や管理者、貯水槽掃除業者及び一般水道事業者（一般に水道を管理するものをいう）は教育を受けなければならない。一般水道事業の運営要員と貯水槽掃除業の従業員も受けなければならない。

しかし、韓国では、機械設備工事業及び上下水道設備工事業の両者については教育対象外となっている。

教育の委託は、環境部が委託する機関のみができるとなっていて、韓国上下水道協会も行っており一般の水道事業者の運営要員を対象に行っている。

また、貯水槽掃除業者、建築物・施設の所有者や管理者に対しては環境保全協会が担当となっている。

管理教育の内容は、水道法によって定められ、一般の水道事業者と建築物・施設の所有者や管理者が一緒のものとなっている。主に、建築物・施設の所有者や管理者は水道法及び給水装置関連、一般の水道事業者は水道施設全般の運営と維持管理、など自分たちが扱うものを教育するとしている。

教育時間は、建築物・施設の所有者や管理者、貯水槽掃除業者の従事者は 1 年以内に 8 時間の教育を受けなければならない。また、水道事業者や機関に従事する者は 3 年ごとに 35 時間の集合教育を受けなければならない。

⑵ 誤接合（クロスコネクション）などの事故

ソウル市では、最近の数年間でクロスコネクションによる水質事故は起きていない。屋内の家庭での逆流の事故が年間 10 件位ある。

逆流の例は、便器の水タンクの中の青いボールで着色した水が隣の家に逆流する例が何回かあった。ソウル市では、逆流防止装置を 2007 年から付けているが、それ以前のものからの報告が出ている。

この他のトラブルとして、所有境界線からメータまでの間は、法的には需要者が責任を負うことになるが、実際の管理は市がやっている。そこで漏水が起きた場合は、市で復旧することになるが、住民の同意が必要だが、同意を得ることが難しく簡単ではない。

例えば、高級住宅の広い庭の下に給水管があって、工事が必要となる場合にも庭に損害が出るため、現状復帰に時間と費用がかかることから、説得をして工事をするため復旧が遅れるなどの問題が発生している、

こういうケースは、現在、境界からメータを 3 メートル以内に設置することとしているが、過去には規定がなく遠いものがあってトラブルとなってしまうことがある。

また、修繕工事の後に、メータとの接合部の古くなった配管で漏水が起きたトラブルでは、責任はだれが負うか訴訟となり、住民との摩擦となったケース

もある。ソウル市では、これ以外に問題となっているものはない。

３．４ 主な質疑

①日本の質問：給水設備の定義において、上水道施設基準は環境部の定める基準と聞いているが、法的な位置付けはどうなっているのか。

韓国の回答：水道法には入っていないが、建設基本法の中に道路・港湾や上水道の基準が入っている。環境部は、国土海洋部から委任され、施設基準を作り、国の基準ではないが、何かトラブルが起きればこの基準に適合していないと監査において懲戒を受けるなど、国では強い基準であると認識している。

②日本の質問：色々な基準があると思うが、例えば日本では給水装置の構造材質基準・水質基準・浄水場などの施設基準の 3 つがあるが、韓国ではどうか。

韓国の回答：水質は法律である。水道に関する韓国の法律は、日本の体系ととても似ている。それは韓国の水道法は、日本のものをベンチマークにして水質や施設上の基本的なものを法律に定められているが、給水設備の資材及び製品の基準は法律となっている。

韓国の産業化は、日本より 10 年遅れており、法律的な拘束力がないと守られないため、日本水道協会の指針を、韓国の施設基準としたものである。

韓国では日本と同様に、水質基準など必ず守らなければならない点は法律で定めているが、貯水槽の設置基準などは環境部の訓令・告示で定めている。

給水設備については、私有財産ということで基準化について国会でかなり問題となり、日本でいうところの構造及び材質の基準から構造の部分を外して、水道用資材及び製品の基準として水道法施行令第 30 条に定められた。

日本では貯水槽以下については水道法で取り扱っていないようだが、韓国では水道法の中で貯水槽以下についても取り扱っている。

水道施設に使用される水道用資材・製品は、定性的な規定である「施設基準」として大統領令に定める 7 つの基準の製品と、水に接する製品を使用する場合には「衛生安全基準」、この両方の基準を守らなければいけないとしている。

現在は、衛生安全基準に適しているか利用者には分からないので、認証番号を表示した製品を供給する新たな制度とし、法改正案を国会に提出しているところである。

③日本の質問：逆流防止器具を付けなければいけない規定はあるのか。

韓国の回答：水道メータのすぐ後で逆流防止バルブの設置を、自治体の条例で決めることができるとしている。

④日本の質問：7 つの基準の製品には、KWWA 認証品など団体規格を法令に記載することは問題ないのか。

韓国の回答：韓国の産業標準化法により、工業生産品が 3 万位あるので、この全てを国家規格で管理できない。このため、KS 認証品を 7 千品くらいとし、残りを他の規格として関連団体で決めているので、重複した認証品とならない。なお、韓国では、自己認証・第三者認証は検討していない。

⑤日本の質問：機械設備工事業、上下水道設備工事業は、だれが指定しているのか。問題が起きた場合の対応はどうなっているのか。

韓国の回答：法律を管理している国土海洋部が指定し、免許は各市長・道知事に委託されている。水の安全を確保できないなど問題が起きた場合は、各市長・道知事からの報告を受けて、国土海洋部が会社に対しペナルティとして免許の取消しを科すことになる。

⑥日本の質問：クロスコネクションなどの事故事例はあるのか。

韓国の回答：トイレの水が逆流した事故は、日本と異なり吐水口空間の規定がないため、タンクの下部に受入配管されており、これが原因で逆流したもので、ソウル市では 2007 年に逆流防止装置の設置を義務付けた。

クロスコネクションについては、韓国では、地下水は一般家庭で使われていない。ソウル市には農業用水管はなく、また工業用水管は、一部あるが、別途に管理されているし、ダクタイル管でないなど管種が違うので事故は起きていない。

４．まとめ

日韓会議やヒアリング調査において得られた、給水装置に関する法的規制や水道利用者への情報提供等に関する各種情報については、以下のとおりである。

(1) 韓国における給水装置の法体系について

韓国では、取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設、給水設備、その他に水道に関連した施設を水道施設といい、水道施設に定義された給水設備は、水道事業者が設置した配水管から分岐して、設置された給水管・計量器・貯水槽・水道蛇口・そのほか給水のために必要な器具とされている。（水道法第 3 条第 17 号・第 24 号）

この給水設備の管理については、大統領令（水道法施行令）において分水栓から所有境界線（道路境界）までを水道事業者が、メータから給水栓までは使用者が、その間の所有境界線から水道メータまでは地方自治体の長が定めた者の管理とし、例えばソウル市では、条例により所有境界線からメータ手前まで

を利用者の管理としている。

(2) 韓国における構造材質基準に関する法的規制について

日本と同様の基準ではないが、給水設備に関する資材及び製品基準は、水道法第 18 条第 2 項で定められており、大統領令に定める基準に適合するものを使用しなければならないとされ、産業標準化法による KS 認証品、KWWA 認証品など 7 つの基準の製品を水道施設でも給水設備でも使用できる。

また、水に接触する資材や製品は、環境部令に定める「衛生安全基準」に適合しなければならない。この衛生安全基準は、水道施設と給水設備とを合わせた基準となっていて、分析方法を異なるよう設定し、補正係数を設け、日本の浸出基準と同じ機能をもつ安全基準となっている。

韓国では 2004 年から国会において給水設備の基準化を議論したが、私有財産ということでかなり問題になり、日本でいうところの構造及び材質の基準から構造の部分を外し、水道用資材及び製品の基準として水道法施行令第 30 条に定めた。このため、日本と異なり吐水口空間といった構造規定がなく、逆流による事故が少なからず起きているようである。

(3) 韓国における給水装置工事及び水道利用者への情報提供について

給水設備の工事事業者については、日本では水道法で定める一定の要件を備えている者を各水道事業者が指定するのに対し、韓国では建設産業基本法第 9 条で定める指定要件により、メータ以降の屋内給水管が施工できる「機械設備工事業」、配水管工事とメータ手前までの給水管が施工できる「上下水道設備工事業」に分けている。

また、給水装置工事に関するトラブルについては、日本では配水管と工業用水道管・農業用水管・井戸水等とを結んでしまうクロスコネクション事故が絶えない状況にあるが、韓国では工業用水管が一部あるものの、最近の数年間でクロスコネクション事故は起きていない。しかし、日本と異なり吐水口空間などといった構造規定がないため、逆流による事故が少なからず起きているようである。そのため、ソウル市といった先進的な水道事業体では独自に逆流防止装置の設置を義務付けているが、故障によって機能せず事故になる場合もある。

こうした状況を踏まえ、日本では適正な給水装置工事の施工を確保するため、各水道事業者から工事事業者に対して研修・講習が行われているのに対し、韓国では水道法（第 36 条）の規定により建築物の所有者・管理者及び貯水槽清掃業者に対して給水設備の管理に関する事項を教育しているが、工事業者には給水設備等の教育が行われていない。

水道利用者への情報提供については、日本のようにパンフレット等による情報提供は行われていないが、韓国ではソウル市といった先進的な水道事業体において、低所得の市民に対し給水管更新・更生工事費用の助成を行い、かなり利用されている。（ソウル市では今年度 1 万 7 千世帯を予定）これは 2006 年の水道法改正によって可能（水道法第 21 条第 4 項）となった。

給水装置に関する事項における日韓の比較表

項　目	日　本	韓　国
1　給水装置の法体系	1　給水装置の法体系 日本では図1の矢印部分(←→)の分水せんから給水せんまでを「給水装置」と称しており，その定義は，水道法第3条第9項で「水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具」とされている。 給水装置は水道使用者が設置し，維持管理する。 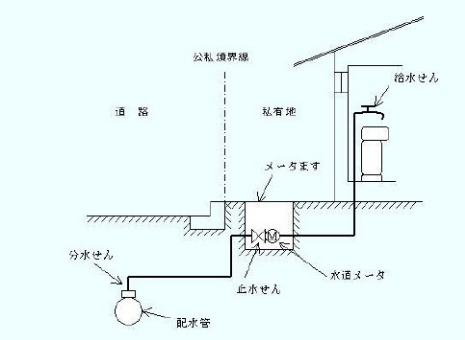 	1　給水装置の法体系 韓国では、取・貯・導・浄・送・配水施設に給水設備等を水道施設と定義し、給水設備は水道事業者が設置した配水管から分岐して、設置された給水管・計量器・貯水槽・水道蛇口・そのほか給水のために必要な器具とされている。(水道法第3条第17号・第24号) この給水設備は、大統領令（水道法施行令）において分水栓から所有境界線（道路境界）までを水道事業者が、メータから給水栓までは使用者が、その間の所有境界線から水道メータまでは地方自治の長が定めた者の管理とし、例えばソウル市では条例により所有境界線からメータ手前までを利用者が管理するとしている。 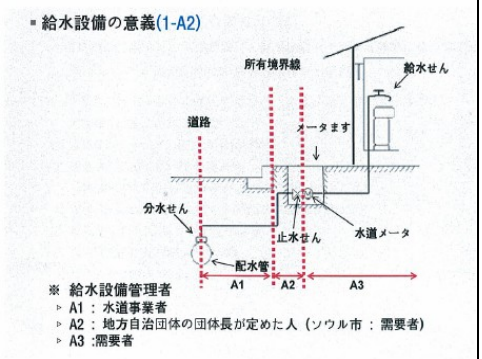
2　構造材質基準に関する法的規制	2　構造材質基準に関する法的規制 日本では、厚生労働省の「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」によって、耐圧、浸出、水撃限界、防食、逆流防止、耐寒、耐久の7項目が規定されている。	2　構造材質基準に関する法的規制 韓国では、給水設備に関する資材及び製品基準は、水道法第18条第2項に定められており、大統領令（水道法施行令）に適合するものを使用しなければならないとしている。 水道法施行令第30条で、水道用資

項　目	日　本	韓　国
		材及び製品の基準が定められているが、日本と異なり、吐水口空間などといった構造規定はない。 　また、水に接触する資材や製品は、環境部令に定める「衛生安全基準」に適合しなければならない。この衛生安全基準は、水道施設と給水設備とを合わせた基準となっている。
3　給水装置工事の状況	①給水装置工事事業者の指定制度 　各水道事業者は，国家資格である給水装置工事主任技術者の中から技術上の統括者となる者の選任や，所要の機械器具の保有など法に定める要件に基づき，各水道事業者の給水区域内において給水装置工事を適正に施工することができると認められる工事事業者を指定する制度としている。 ②給水装置に関するトラブル 　給水装置工事に起因するトラブルが生じており、その一つとして例えば、資格のない者が訪問販売で、お宅の水が危ないと浄水器を勧めて高い金で請求している悪質商法などがある。この他、井戸と直接水道とつなげたり、または配水管と間違って工業用水道管・農業用水管と結んでしまうクロスコネクションにより、飲用に適さない水が逆流するおそれがある事故が絶えない状況にある。	①給水装置工事事業者の指定制度 　韓国では、建設産業基本法第 9 条の定めにより、「機械設備工事業」の免許を持っていればメータ以降の配管工事・給水設備などの工事ができるが、「上下水道設備工事業」の免許ではメータ手前までの工事となっている。 　なお、これら工事業者には、水道法や給水設備等の教育が行われないが、水道事業者の従業員や建築物の所有者・管理者等に対して水道法第 36 条に基づき教育することとしている。 ②給水装置に関するトラブル 　韓国では、地下水は一般家庭で使われていないし、ソウル市には農業用水管はない。また、工業用水管は一部あるが、最近の数年間でクロスコネクションによる水質事故は起きていないが、逆流による事故が問題となっている。 　逆流の事故例としては、家庭での便器の水タンクの中の青いボールで着色した水が隣の家に逆流するといった事故が年間 10 件位あり、ソウル市では逆流防止装置を 2007 年から付けることとした。

項　目	日　本	韓　国
	③　給水装置の維持管理に関する水道利用者への情報提供 　このようなトラブルは、維持管理している需要者が給水装置について更に理解することが重要であることから、水道事業者において、パンフレット等を活用し水道利用者への情報提供に努めている。	③　給水装置の維持管理に関する水道利用者への情報提供 　所有境界線からメータまでの間の維持管理は、法的には需要者が責任を負うことになるが、実際の管理は水道事業体が行っている。 　漏水が起きた場合は、水道事業体で復旧することになるが、住民の同意を必要としているが、同意を得ることが難しい状況にある。 　仮に、水の安全を確保できないなどの問題が起きた場合には、市長・道知事からの報告を受けて、法律を管理している国土海洋部が工事業者に対しペナルティとして免許の取消しを科すこととしている。 　日本のようなパンフレットによる情報提供は行っていないが、一部の水道事業体では、低所得の市民に対し給水管更新・更生工事費用の助成を行っており、かなり利用されている。これは水道法第 21 条第 4 項に基づき行われている。

韓日 水道課長 定例会議
(한일 수도과장 정례회의)

2010. 1. 14 (木)

大韓民國 果川 政府庁舎
(대한민국 과천 정부청사)

環境部

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

第3次　水道課長定例會議

❑ 參席者

No.	所　屬	お名前	
1	環境部　上下水道政策官室　水道政策課長	ジョ　ビョンオク	韓國側 (政府)
2	同課　事務官	チェ　ムンギュウ	
3	〃	キム　テゴン	
4	國立環境科學院　課長	キム　テスン	
5	韓國環境公団　チーム長	リ　ジョンミン	韓國側 (關連機關)
6	韓國水資源公社　チーム長	パク　ハンヨン	
7	韓國上下水道協會　處長	チェ　テヨン	
8	同協會　處長	ジョ　スンヨル	

❑ 時間計畫

日付	時間	內容		
1. 14(木) **會議**	14:40~14:50	局長面談		
	14:50~15:05	運營センター見學		
	15:00~15:15	ご挨拶	韓國側	
			日本側	
	15:15~15:30	參席者紹介	司會	協會　チェ處長
	15:30~16:10	Ⅰ主題發表	韓國, 日本	
	16:10~16:20	質疑応答		
	16:20~16:30	Coffee Break		
	16:30~17:10	Ⅱ 主題發表	日本, 韓國	
	17:10~17:20	質疑応答		
	17:20~17:25	Coffee Break		
	17:25~18:20	議論など		
	18:30~20:30	晩餐會		韓定食
1. 15(金) 見學	09:00~10:00	移動		Hotel Lobby
	10:00~11:00	ガンブク淨水場		
	11:00~13:00	移動		
	13:00~13:30	水道博物館		
	13:30~14:20	移動		空港

今日の夜から雪の予報が御座いまして、明日の見學計畫が変わる可能性も御座います。その場合淨水場の方は取り消しされます。

❑ Seat Plan

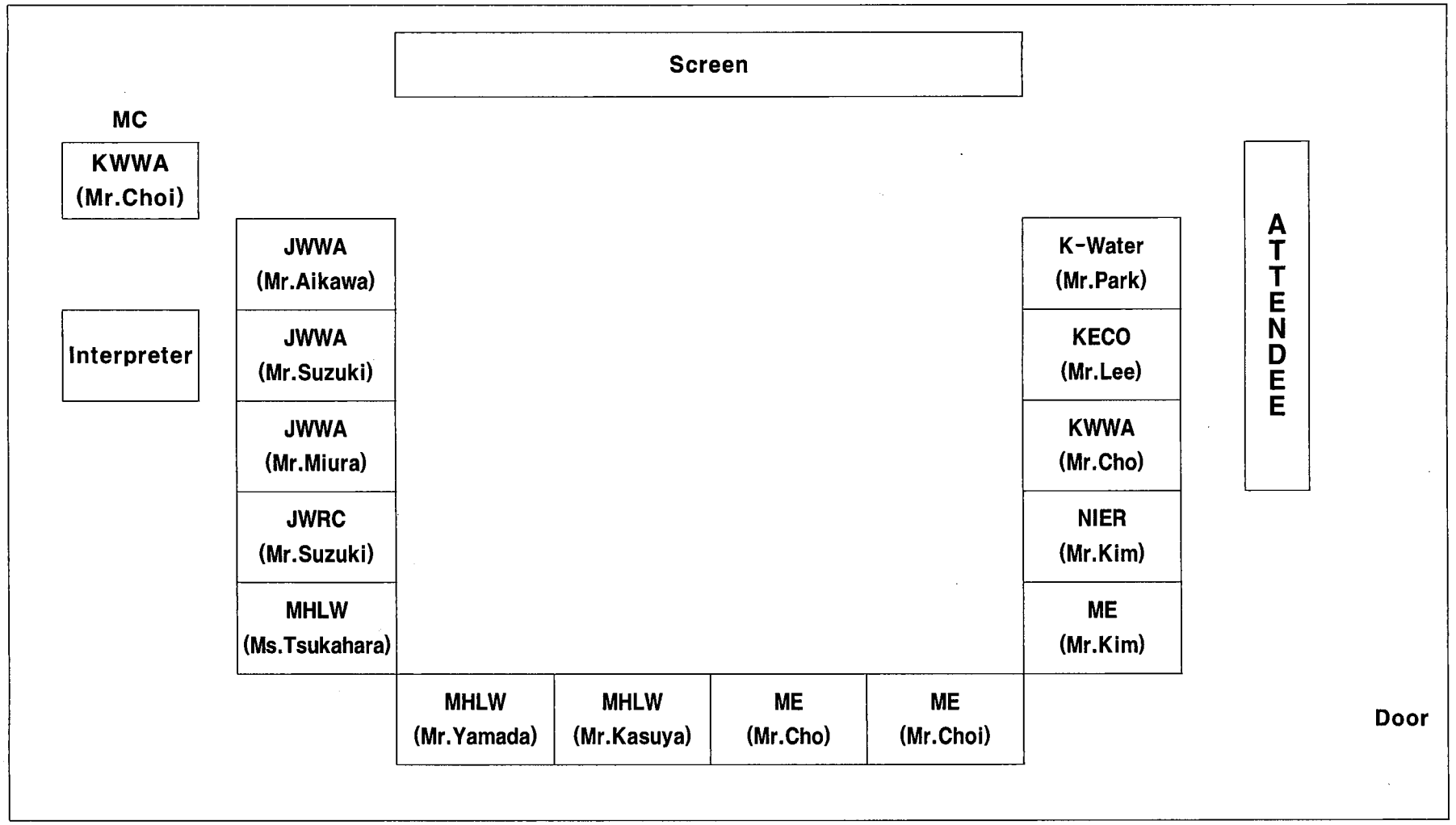
Screen
MC
KWWA
(Mr.Choi)
Interpreter
JWWA
(Mr.Aikawa)
JWWA
(Mr.Suzuki)
JWWA
(Mr.Miura)
JWRC
(Mr.Suzuki)
MHLW
(Ms.Tsukahara)
K-Water
(Mr.Park)
KECO
(Mr.Lee)
KWWA
(Mr.Cho)
NIER
(Mr.Kim)
ME
(Mr.Kim)
ATTENDEE
MHLW
(Mr.Yamada)
MHLW
(Mr.Kasuya)
ME
(Mr.Cho)
ME
(Mr.Choi)
Door

- 目次(목차) -

○ 主題(주제) I

給水裝置の概念と規制

(급수장치의 개념 및 규제)

韓國側(한국측) 4

日本側(일본측) 14

○ 主題(주제) II

水道法に規定された水道施設の診断方法と現況

(수도법에 규정된 수도시설의 진단방법 및 현황)

日本側(일본측) 21

韓國側(한국측) 30

【参考資料】

1．日韓水道行政課長会議　配布資料

資料１　韓国側：給水設備の管理状況（英語版）

資料２　日本側：給水装置の規制制度について
（英語版・日本語版）

資料１　韓国側：給水設備の管理状況(英語版)

Current Management Status of Korean Water Supply Facilities

한국상하수도협회 KWWA KOREA WATER AND WASTEWATER WORKS ASSOCIATION

Contents

Ⅰ. Outline of Water Supply Facilities 3P

Ⅱ. Current Management Status of Water Supply Facilities 5P

Ⅲ. Current Management Status of Water Supply Facilities by Type 10P

Outline of Water Supply Facilities

- Water Supply Facilities

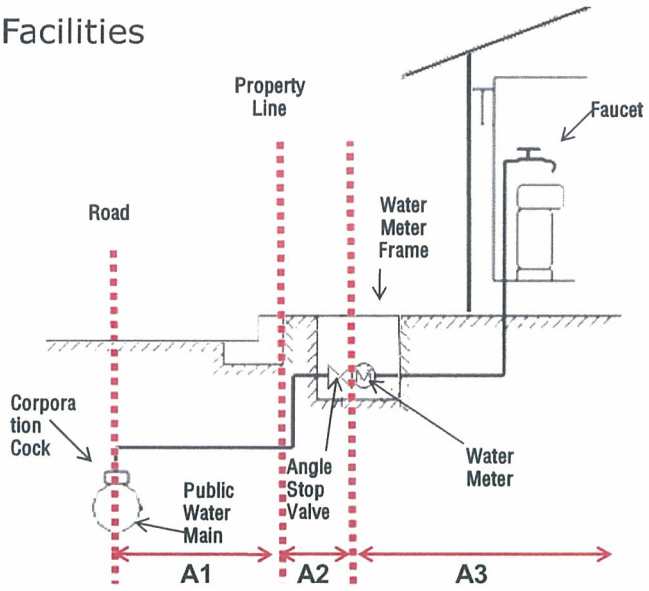

※ Responsibility of Water Supply Facilities
- ▹ A1: Water utility company
- ▹ A2: Whom appointed by the local government (In case of Seoul = Household consumer)
- ▹ A3: Household consumer

Outline of Water Supply Facilities

- Definition of Water Supply Facilities

▹ Item 24, Article 3 (Definition of Terms), Water Supply and Waterworks Installation Act:

The term "Water supply facilities" refers to the following water facilities installed by a water utility company with the aim of supplying raw water or clean water to ordinary consumers, including water pipes diverging from the water main (including indoor water pipes), water meters, water tanks, faucets, and other water supply apparatus.

- Definition of Water Supply Apparatus (based on waterworks facilities)

▹ The term "Water supply apparatus" refers to equipment that is directly connected to water pipes, including corporation stops, curb stops, faucets, backflow prevention devices, safety gear, and various special apparatus for the use of water.

Current Management Status of Water Supply Facilities

▪ Standards for Materials & Products for Water Supply Facilities

▹ All the materials and products used for water service facilities shall fulfill relevant standards as outlined in the Executive Order (Clause 2, Article 18 [Facility Criteria, Etc.], Water Supply and Waterworks Installation Act)

▹ Specific Criteria as outlined in the Executive Order (Clause 1, Article 30, Enforcement Ordinance of the Water Supply and Waterworks Installation Act):

1. Those items with KS certification under the Industrial Standardization Act
2. Those Best Group Standard Products with EQ-mark certification under the Industrial Standardization Act
3. Those items with KWWA certification under the Industrial Standardization Act
4. Those products manufactured by a company with ISO certification under the Quality Management and Safety Control of Industrial Products Act
5. Those items with EDP certification under the Development of and Support for Environmental Technology Act
6. Those items with NEP certification under the Industrial Technology Promotion Act
7. Those items with NET certification under the Technology Development Promotion Act

- Any material or product in contact with water shall meet the Hygiene and Safety Criteria as outlined by the Ministerial Ordinance of Environment

Current Management Status of Water Supply Facilities

▪ Hygiene Safety Criteria

Item	Criteria	Item	Criteria	Item	Criteria
Cadmium	0.0005 ㎎/ℓ or less	Zinc	0.1 ㎎/ℓ or less	Smell	Normal
Mercury	0.0001 ㎎/ℓ or less	Iron	0.03 ㎎/ℓ or less	Chromaticity	0.5 degree or less
Selenium	0.001 ㎎/ℓ or less	Copper	0.1 ㎎/ℓ or less	Turbidity	0.2 NTU or less
Lead	0.005 ㎎/ℓ or less	Sodium	20 ㎎/ℓ or less	Reduction of Residual Chloride	0.7 ㎎/ℓ or less
Arsenic	0.005 ㎎/ℓ or less	Manganese	0.03 ㎎/ℓ or less	Epichlorohydrin	0.01 ㎎/ℓ or less
Hexavalent Chromium	0.005 ㎎/ℓ or less	Chloride Ion	25 ㎎/ℓ or less	Amine	0.01 ㎎/ℓ or less
Cyanogen	0.001 ㎎/ℓ or less	Evaporation Residue	50 ㎎/ℓ or less	2,4-Toluenediamine	0.002 ㎎/ℓ or less
Nitrate Nitrogen & Nitrite Nitrogen	1 ㎎/ℓ or less	Anionic Surfactant	0.02 ㎎/ℓ or less	2,6-Toluenediamine	0.001 ㎎/ℓ or less
Fluorine	0.15 ㎎/ℓ or less	1,1,1-Trichloroethane	0.01 ㎎/ℓ or less	Formaldehyde	0.008 ㎎/ℓ or less
Carbon Tetrachloride	0.0002 ㎎/ℓ or less	Phenol	0.0005 ㎎/ℓ or less	Vinyl Acetate	0.01 ㎎/ℓ or less
1,2-Dichloroethane	0.0004 ㎎/ℓ or less	Organic Matter, Etc. (Consumption Amount of Potassium Permanganate)	1.0 ㎎/ℓ or less	Styrene	0.002 ㎎/ℓ or less
1.1-Dichloroethylene	0.003 ㎎/ℓ or less	Taste	Normal	1,2-Butadiene	0.001 ㎎/ℓ or less
1,1,2-Trichloroethane	0.0006 ㎎/ℓ or less	Dichloromethane	0.002 ㎎/ℓ or less	1,3-Butadiene	0.001 ㎎/ℓ or less
Trichloroethylene	0.003 ㎎/ℓ or less	Cis-1,2-Dichloroethylene	0.004 ㎎/ℓ or less	N,N-Dimethylaniline	0.01 ㎎/ℓ or less
Benzene	0.001 ㎎/ℓ or less	Tetrachloroethylene	0.001 ㎎/ℓ or less		

Current Management Status of Water Supply Facilities

- Qualification Requirements for Constructors of Water Supply Facilities

(Table 2, Article 9 of the Framework Act on Construction Industry & Article 13 of the Enforcement Ordinance of the Framework Act on the Construction Industry)

Industrial Sector	Technical Capabilities	Capital · Equipment & Facilities	Business Areas
Mechanical Facility Construction	A building and mechanical engineer under the Construction Technology Management Act or an engineer with relevant technical qualification license under the National Technical Qualifications Act (two persons or more)	KRW 0.2 billion or more Office	Water supply, drainage and piping construction, improvement of indoor water and conduit pipes, cleaning works, etc.
Construction of Water and Wastewater Works Facilities	A civil and mechanical engineer under the Construction Technology Management Act or an engineer with relevant technical qualification license under the National Technical Qualifications Act (two persons or more)		Installation, cleaning, and renovation of waterworks facilities (excluding indoor water supply and drainage facilities) and water service facilities for agricultural and industrial uses (excluding indoor water supply and drainage facilities)

Current Management Status of Water Supply Facilities

- Education Programs on the Management of Water Supply Facilities - 1

▹ Trainee: Anyone belonging to either of the following shall receive education about the management of water service facilities under the authority of the Minister of Environment in accordance with the Executive Order (Clause 1, Article 36, Water Supply and Waterworks Installation Act):

· Owner or manager of either building or facility governed by Clause 2, Article 33, Water Supply and Waterworks Installation Act
· Water tank cleaning company
· Ordinary water utility operator

In case of an ordinary water utility operator and a water tank cleaning company, their employees involved in operation of water service facilities and water tank cleaning shall be educated about the management of water supply facilities (Clause 2, Article 36, Water Supply and Waterworks Installation Act).

▹ Consignment: Education may be consigned to a designated agency or organization under the Executive Order (Clause 3, Article 36, Water Supply and Waterworks Installation Act). These organizations designated under the Executive Order are as follows (Clause 4, Article 52, Enforcement Ordinance of the Water Supply and Waterworks Installation Act):

· Korea Water and Wastewater Works Association(KWWA)
· Korea Water Resources Corporation(K-Water)
· Korea Environmental Preservation Association(KEPA)
· Environmental Management Corporation(EMC>KECO as of 2010.1)
· Educational organization with proper manpower under an ordinary water utility operator certified by the Minister of Environment

Current Management Status of Water Supply Facilities

▪ Education Programs on the Management of Water Supply Facilities - 2

▹ Curriculum (Clause 1, Article 52, Enforcement Ordinance of the Water Supply and Waterworks Installation Act):

· The Water Supply and Waterworks Installation Act and relevant laws concerning hygiene

· Guidelines for operation, maintenance, and management of water service facilities

· Guidelines for both criteria and examinations for the quality of potable water

· Other management guidelines for water service facilities

▹ Education Hours (Clause 2, Article 52, Enforcement Ordinance of the Water Supply and Waterworks Installation Act):

· Those employed by an owner or a manager of a given building or facility and by a water tank cleaning company: 8 hours within 1 year upon their selection as a mandatory trainee

· Other trainees: 35-hour offline education or equivalent online education on a three year basis

Current Management Status of Water Supply Facilities by Type

▪ Water Tank

▹ Ensuring Hygienic Safety

· Clause 2 (Hygienic Actions), Article 33, Water Supply and Waterworks Installation Act

- Owner or manager of a building (or a facility) on a certain scale or more shall take hygienic actions such as sterilization of water service facilities

· Clause 1 (Cleaning & Hygiene Checkup), Article 6, Regulation on Cleaning and Hygiene Control of Water Service Facilities

- Either owner or manager of a building (or a facility) on a certain scale or more shall clean a water tank at least once on a half-yearly basis and check its hygiene status at least once each month pursuant to the criteria as shown in Table 3

· Article 34 (Reporting on the Water Tank Cleaning Business) of the Water Supply and Waterworks Installation Act & Article 5 (Reporting on Business Operation) of the Regulation on Cleaning and Hygiene Control of Water Service Facilities

- Anyone intending to conduct a water tank cleaning business for its hygiene management shall fulfill mandatory qualification standards for equipment and manpower under the Ministerial Ordinance of Environment and report on them to mayor, county magistrate, and head of an administrative district office

Current Management Status of Water Supply Facilities by Type

▪ Water Tank

▹ Regulations on Capacity Acquisition

· Article 35 (Emergency Watering Facilities), Regulation on the Housing Construction Standards, Etc.

- Any housing district expected to build a multifamily housing unit shall install an underground water pump or an underground water tank.
- An underground water tank capable of storing water of 0.3 ton or more per household shall be installed together during the installation of the underground water pump.
- The underground water tank's water storage volume shall be 1.5 ton or more per household (1 ton for city & county and 0.5 ton for single person households).

· Article 4 (Water Source), Fire Protection Standards for Indoor Fire Hydrant Equipment

- The volume of water storage shall be the amount or more that multiplies the biggest number of indoor fire hydrants among those installed on each floor (Five in case of more than five ones are installed) by 2.6m^3 (1.2m^3 in case of a hose reel indoor fire hydrant).

· Article 4 (Water Source), Fire Protection Standards for Sprinkler Equipment

- Closed-type Sprinkler Head: Shall be the amount or more that multiplies 1.6m^3 by standard number per installation place as shown in table under Item 1, Clause 1, Article 4, Fire Protection Standards for Sprinkler Equipment.
- Open-type Sprinkler Head: Shall be 20 times as much as a pressure water supply equipment' water supply volume per minute or more in case the number of sprinkler heads installed at maximum waterproofing area exceeds 30.

Current Management Status of Water Supply Facilities by Type

▪ Current Status of Mandatory Water Tank

	Total			Underground Water Tank			Elevated Water Tank		
	Subtotal	Ordinary Building	Multifamily Housing	Subtotal	Ordinary Building	Multifamily Housing	Subtotal	Ordinary Building	Multifamily Housing
Total	199,881	74,723	125,620	64,342	35,639	28,894	135,522	39,091	96,760
Seoul	43,949	23,433	20,516	16,569	10,780	5,789	27,380	12,653	14,727
Busan	22,623	6,605	16,018	5,087	2,484	2,603	17,536	4,121	13,415
Daegu	8,395	2,717	5,678	3,206	1,391	1,815	5,189	1,326	3,863
Incheon	14,156	5,834	8,322	5,521	4,158	1,363	8,635	1,676	6,959
Gwangju	7,177	2,302	4,875	2,248	1,079	1,169	4,948	1,242	3,706
Daejeon	6,381	3,419	2,962	2,507	1,690	817	3,874	1,729	2,145
Ulsan	3,789	1,141	2,648	1,582	552	1,030	2,207	589	1,618
Gyeonggi	39,410	14,051	25,359	12,703	7,155	5,548	26,707	6,896	19,811
Gangwon	7,031	1,634	5,397	1,793	726	1,067	5,238	909	4,329
Chungbuk	3,749	899	2,850	865	323	542	2,884	576	2,308
Chungnam	4,832	1,375	3,457	1,375	587	788	3,457	788	2,669
Jeonbuk	11,841	2,953	8,888	3,060	1,411	1,649	8,781	1,538	7,243
Jeonnam	2,938	860	2,078	1,032	368	664	1,906	492	1,414
Gyeongbuk	6,339	1,836	4,965	2,101	911	1,364	4,251	929	3,619
Gyeongnam	14,330	4,752	9,578	3,601	1,615	2,003	10,680	3,124	7,588
Jeju	2,941	912	2,029	1,092	409	683	1,849	503	1,346

Current Management Status of Water Supply Facilities by Type

▪ Indoor Water Pipe

▹ Inspection of Current Status of Indoor Water Pipe (Clause 3, Article 33 [Hygienic Actions], Water Supply and Waterworks Installation Act)

· Either the owner or the manager of a building (or a facility) on a certain scale or more shall conduct regular inspections of water pipes in accordance with the Ministerial Ordinance of Environment and accordingly take necessary actions such as cleaning, renovation, and replacement of those water pipes (hereafter referred to as "cleaning actions, etc.")

▹ Building under Inspection

· Multiuse buildings with a total floor area of 60,000m² or more

· Facilities with a total floor area of 5,000m² or more built by the central government or local government (National or public facility)

※ The area of a parking lot within the building or facility shall be excluded from the overall calculation of the total floor area. In case there are several building units, it is necessary to sum up each building unit's total floor area while excluding those building units with the passage of less than five years since their construction completion year.

▹ Inspection Period

· Ordinary inspections shall be undertaken on a yearly basis starting from the day which marks five years since a pre-delivery inspection

▹ Inspection Methods: In case there are several building units, it is necessary to inspect the status of each building unit

Current Management Status of Water Supply Facilities by Type

▪ Indoor Water Pipe

▹ Inspection Type

· Ordinary Inspection (Table 7, Enforcement Regulation of the Water Supply and Waterworks Installation Act)

- Primary Research (i.e. completion year, piping drawing, pipe type, pipe diameter, pipe length, etc.)
- Items and standards for examination of stagnant water within water pipes

Item (7)	Turbidity	pH	Chromaticity	Iron	Lead	Copper	Zinc
Standard	1NTU or less	5.8-8.5	5 degree or less	0.3mg/L or less	0.05mg/L or less	1mg/L or less	3mg/L or less

- Both collection and analysis of samples shall be undertaken by an inspection organization for the quality of drinking water (Article 43 of the Management of Drinking Water Act)
- Collection of stagnant water (water remaining stagnant without any flow within pipes for six hours or more) weighing one liter from one cold water faucet or more installed within the building for six hours or more
- To whom these water quality examination results should be sent: the building manager and the ordinary water utility operator

Current Management Status of Water Supply Facilities by Type

▪ Indoor Water Pipe

▹ Inspection Type (continued from previous page)

· Special Inspection (Table 7, Enforcement Regulation of the Water Supply and Waterworks Installation Act)

- Inspection Items

· Hydraulic pressure, endoscopic observation, ultrasonic thickness measurement, flow velocity, flow rate, observation of external corrosion, etc.

- Inspection Organization

· Registered mechanical facility construction company (Clause 2, Article 8, Framework Act on the Construction Industry)

· Company certified by the Ministry of Environment

※ As a certified organization with an expertise on special inspection, the Korea Water and Wastewater Works Association runs its proprietary system for registration of excellent renovation companies.

Current Management Status of Water Supply Facilities by Type

▪ Water Meter

▹ Provisions on the Distribution of Water Meters & Flow Meters

· Laws governing water measurement: Strictly stipulates that only qualified registered companies are entitled to distribute a product with type approval (products with the KS certification - equivalent to type approval) pursuant to relevant provisions on the registration of a water meter manufacturing business (Article 6), type approval for water meters (Article 12), and certification of water meters (Article 20)

▹ Provisions on the Installation of Water Meters (9.4.4 Installation of Water Meters & Water Meter Boxes, Standards for Waterworks Facilities)

· Text: It is necessary to horizontally install a water meter after checking the direction of a water current indicated on the water meter. According to the type of water meter, a certain length shall be secured for straight pipes at the front and rear of the water meter.

· Annotation: It is necessary to secure a certain length for straight pipes - the length of straight pipes applied during a type approval under the Technical Standards for Water Meter (KATS [Korean Agency for Technology and Standard] Notice No. 2006-514, Oct. 17, 2006) or during a certification under the KS B 50049-1: 2006 (Enforcement since Jan. 1, 2009)

※ Before Amendment: It is necessary to secure a certain length for straight pipes (3-5 times as long as the diameter).

資料２　日本側：給水装置の規制制度について

(英語版・日本語版)

Regulation System for Water Service Installation

Water Supply Division, Health Service Bureau
Ministry of Health, Labour and Welfare, JAPAN

Basic Concept of Water Service Installation

Service pipe branched from distribution pipe and water supply equipment connected to the service pipe

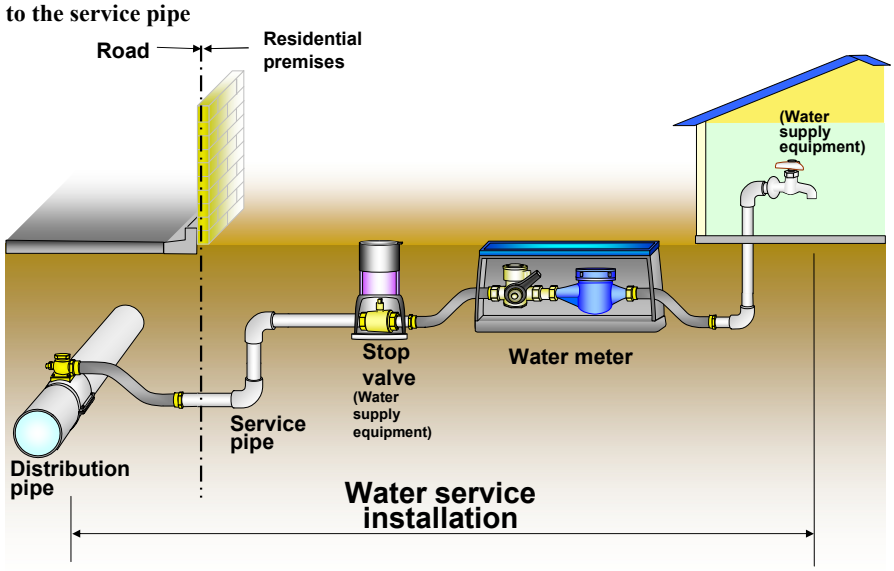

Legal System Concerning Structure and Material of Water Service Installation

[Act] Article 16 of the Water Supply Act

In cases of nonconformity to the standards prescribed in the Cabinet Order, a water supplier may refuse an application for a water supply contract or suspend a supply of water until the standards are met.

[Cabinet Order] Article 5 of the Order for Enforcement of the Water Supply Act

Minimum requirements for water service installation

[Ministerial Ordinance] Ministerial Ordinance Concerning Standards for Structure and Material of Water Service Installation (1997)

Technical details required to apply standards for structure and material

Standards for Structure and Material

Performance standards

Performances to be satisfied by individual service pipe and water supply equipment and their quantitative criteria

Main performances

	Examples of regulations
Standards concerning withstanding pressure	No water leakage, deformation, fracture, or any other abnormality shall occur after a hydrostatic pressure of 1.75 MPa has been applied for 1 min.
Standards concerning leaching, etc.	Leaching of metal, etc. shall not exceed a specified value.
Standards concerning water hammer limit	Dynamic water pressure caused by water hammer action shall be 1.5 MPa or less under specified conditions
Standards concerning anti-corrosion performance	Proper anti-corrosion measures shall be taken, as required, against acid, alkali, and electricity.
Standards concerning backflow prevention	Proper backflow prevention measures shall be in place. (air gap, backflow prevention valve)
Standards concerning freeze resistance	Pressure tolerances and durability performances shall be ensured for the use in cold regions. Antifreeze measures shall be in place using thermal insulator, etc.
Standards concerning durability	100,000 switching operation for valves, etc.+ Measures for withstanding pressure and water hammering and backflow prevention

System standards

Criteria for whether or not water service installation work has been properly performed

Method Used to Confirm Conformity to Performance Standards

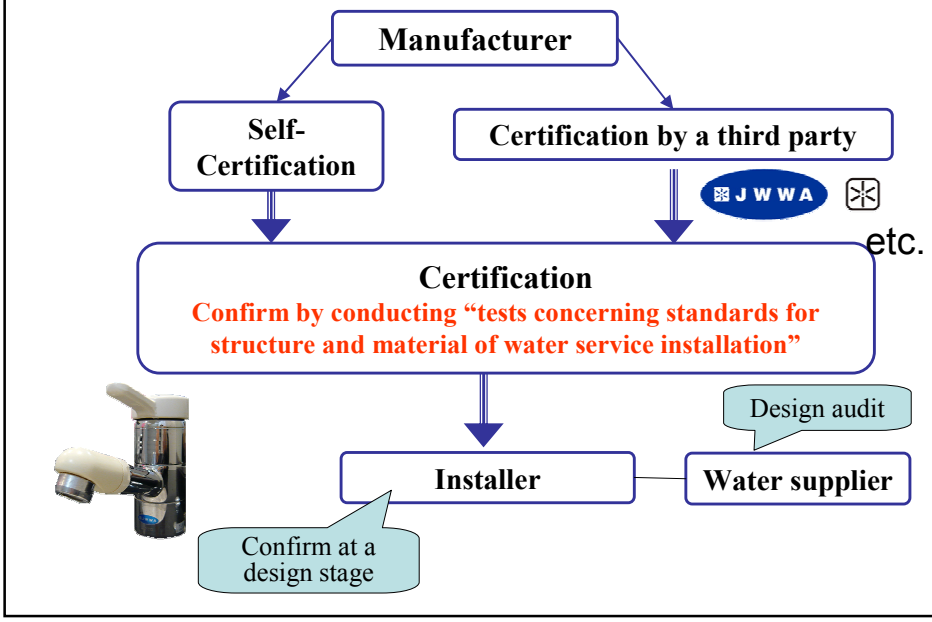

Ensuring Healthy Water Service Installation Work : Establishment of License for Service Installation Works

Establishment of Designated Plumbing Contractor System

Each water supplier can, in its service area, designate a contractor that can properly perform installation work.

Requirements for designation are specified by an applicable act to unify them across the country.

- **A chief engineer shall be appointed for each business office.**
- **The contractor shall own the machinery and equipment specified by an applicable Ministerial Ordinance.**
- **The contractor shall not fall under any disqualification conditions specified by an applicable act.**

Ensuring Healthy Water Service Installation Work : Establishment of National Qualification for Engineers

Establishment of Water Service Installation Work Chief Engineer Qualification (National Qualification)

Ensure the technical level of water service installation work.

Establish the "water service installation work chief engineer" qualification as a qualification that is unified across the country through national examination.

Examinations since 1997:
More than 100,000 people now qualified

Trouble Cases: Unethical Business Practices/Unauthorized Work

- Increasing number of those victimized by unethical business practices, such as billing of large amounts of money for water leakage repair or the like
- Unauthorized work by an uncertified plumber or the like (Conformity to the standards cannot be confirmed.)

(Cause)

- Door-to-door visit by pretending to be a certified contractor or the like
- Contact with a plumber in a panic due to water leakage by referring to an advertisement circular put into a mailbox
- Provider of License for Service Installation Works is

Trouble Cases: Cross Connection

Cases of installation work that is likely to cause water pollution have been reported, as well as accidents from cross connection with other kinds of water pipe, such as water well and industrial water pipe, etc..

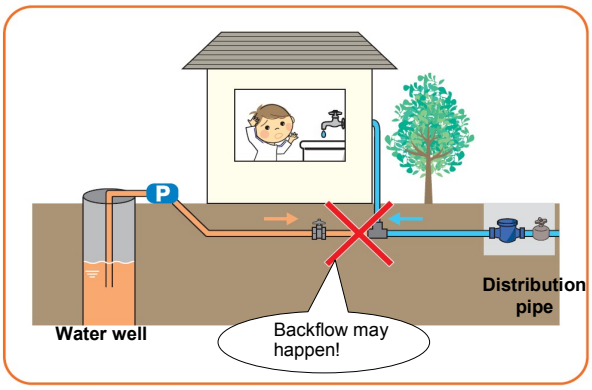

Ensuring Healthy Water Service Installation Work

Provision of Information to Users

- **Knowledge regarding unethical business practices and cross connection**
- **Distribution of responsibility for and importance of the maintenance and management of water service installation**

Brochure for users (made by JWWA)

Points to be discussed

- The structure and performances of water service installation are increasingly complicated and sophisticated with the developments of the times, and it is becoming an issue to maintain regulations that meet the requirements of the times. What concept do you have as to the base of regulations to ensure the safety of water service installation in Korea, ?

- It is an important issue to ensure the safety of the structure and work of water service installation, which is positioned as the water supply system terminal, in the relationship with users. In Japan, since there are issues of trouble caused by cross connection and unethical plumbers, we are calling attention to the importance of information sharing with users. Do you have similar issues? If so, how do you deal with such issues in Korea ?

給水装置の規制制度について

厚生労働省
健康局水道課

給水装置の概念図

配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

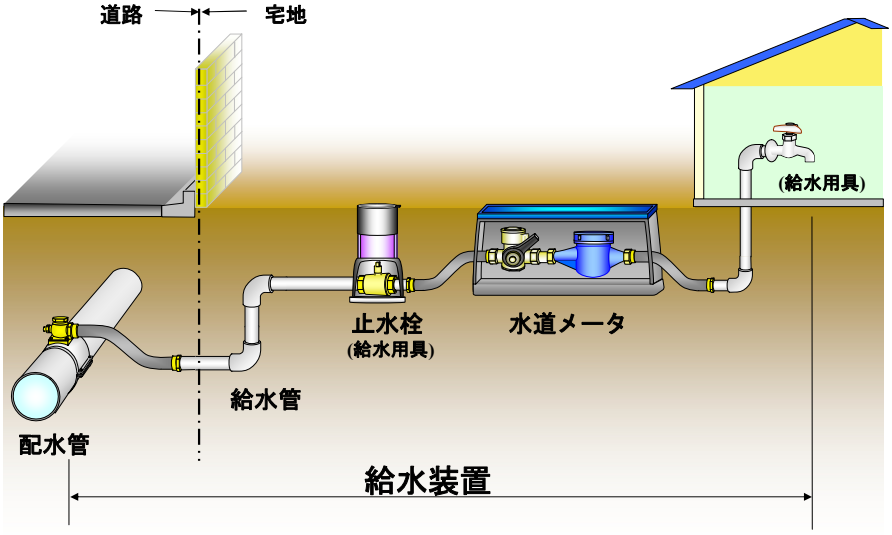

給水装置に係る法体系

【法律】水道法第16条（給水装置の構造及び材質）

政令で定める基準に適合しない場合、
水道事業者は給水契約の申込みを拒み、又は
基準適合するまでの間給水停止することができる。

↓

【政令】水道法施行令第5条（給水装置の構造材質基準）
給水装置が有すべき必要最小限の要件

↓

【省令】給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
（1997年）
構造材質基準を適用するために必要な技術的細目

構造材質基準

性能基準

・個々の給水管及び給水用具が満たすべき性能及びその定量的な判断基準

主な性能

	規定の例
耐圧に関する基準	1.75MPaの静水圧を1分間加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常を生じないこと
浸出等に関する基準	金属等を規定値以上浸出しないこと
水撃限界に関する基準	規定条件下で水撃作用による動水圧が1.5MPa以下
防食に関する基準	必要に応じて、酸・アルカリや電気に対し適切な防食措置を講じること
逆流防止に関する基準	適切な逆流防止措置が講じられていること（吐水口空間、逆流防止弁）
耐寒に関する基準	寒冷地を想定した耐圧、耐久性能の保持。断熱材等による凍結防止措置が講じられていること
耐久に関する基準	弁類の10万回の開閉操作＋耐圧、水撃、逆流防止措置

システム基準

・給水装置工事が適正に施工された給水装置であるか否かの判断基準

性能基準の適合の確認方法

製造業者

自己認証

第三者認証

JWWA

etc.

『給水装置の構造及び材質の基準に係る試験』の実施・確認

認　　証

設計審査

設置業者

水道事業者

設計時に確認

給水装置工事の健全性の確保
：指定工事店制度創設

指定給水装置工事事業者制度の創設

各水道事業者は、その給水区域において工事を適正に施行できる者を指定することができる。

指定の要件を法に位置づけ、全国統一
・事業所ごとに主任技術者が選任されていること
・省令に定める機械器具を有していること
・法律に定める欠格要件に該当しないこと。

給水装置工事の健全性の確保
：技術者の国家資格創設

給水装置工事主任技術者の創設（国家資格）

給水装置工事の技術レベルを確保する。

↓

国家試験により、全国一律の資格として、
「給水装置工事主任技術者」資格を設ける

1997年から試験実施：
10万人以上が資格を有している

トラブル事例：悪徳商法・無届工事

・ 漏水修繕等で高額請求等の悪質商法の被害が増加
・指定店ではない事業者等による無届工事
（基準の適合が確認できない）

（原因）
・漏水のため慌てて投込広告、チラシなどを見てて業者に連絡した。
・指定工事店制度に関する認知度が低い

トラブル事例：
クロスコネクション

水質汚染につながるおそれのある工事事例や、井戸水・工業用水道管など他の水管とのクロスコネクションの事故が、依然として絶えない状況にある。

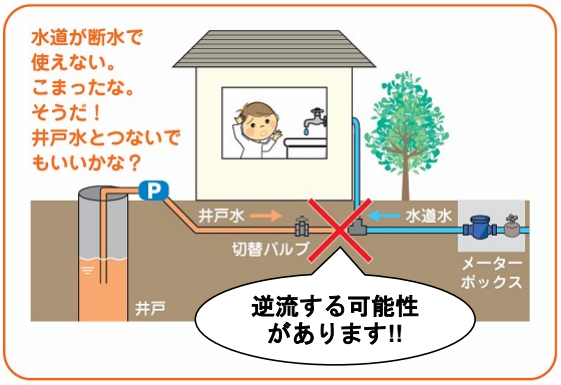

給水装置工事の健全性の確保

需要者への情報提供

・悪質商法やクロスコネクションについての知識
・給水装置の維持管理の責任区分や重要性

議論・情報交換したいポイント

・給水装置の構造及び性能は、時代の進展とともに、複雑化、高度化しており、時代に合った規制を保っていくことが課題となっている。韓国では、給水装置の安全性確保のため、どのような考え方のもと、規制を行っているか。

・水道システムの末端に位置づけられる給水装置の構造や施工の安全性確保は、需要者との関係からも重要な問題。日本ではクロスコネクションによるトラブルや悪質業者の問題があり、需要者との情報共有の重要性を喚起しているところ。韓国において同様な課題はあるか。また、あるならばどのように対処しているか。

【参考資料】

2．ヒアリング調査　配布資料

資料３　韓国上下水道協会：給水設備の管理状況（日本語版）

資料４　韓国上下水道協会：水道用資材および製品の管理（日本語版）

資料３　韓国上下水道協会：給水設備の管理状況

（日本語版）

한일 수도과장회의 Q&A

한국상하수도협회
KWWA KOREA WATER AND WASTEWATER WORKS ASSOCIATION

給水設備の概要

▪ 給水設備の意義(1-A2)

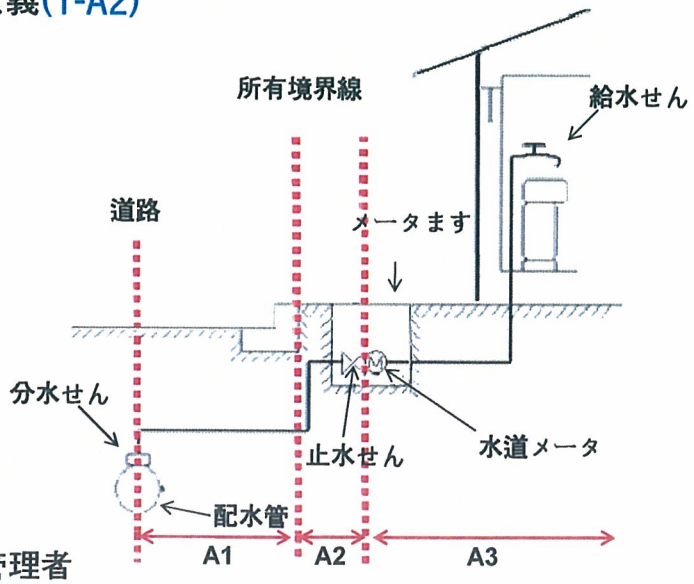

※ 給水設備管理者
- ▹ A1 : 水道事業者
- ▹ A2 : 地方自治団体の団体長が定めた人 (ソウル市 : 需要者)
- ▹ A3 :需要者

給水設備の概要

- 給水設備の定義(1-A2)
  - ▹ 水道法　第3条（用語の定義）第24呉
  - -「給水設備」とは水道事業者が一般利用者を対象として原水や浄水の供給のために設置した配水管から分岐し、設置された給水管（屋内給水管も含まれる）·計量器· 貯水槽 ·水道せん、外の給水のために必要な器具を意味する
- 給水器具の定義（上水道施設基準）
  - ▹ 給水管に直結される給水設備の構成で給水管と連結して使用される分水せん、止水せん、給水せん、逆流防止器具、安全器具及び各種類の水を使用するための特殊器具などを意味する

※ 給水設備に関する構造及び材質基準 ： なし(1-A3)

- ▹ 資材及び製品基準は水道用資材及び製品基準に従う

給水設備の管理現況

- 給水設備の資材及び製品基準(1-A4)
  - ▹水道施設に使用される水道用資材と製品は政令で定める基準に合う物を使用しなければならない（水道法第18条(施設基準など）第2項）
  - ▹大統領令で定める基準に該当すること（水道法施行令代30条第1項）
    1. 産業標準化法に従うKS認証品
    2. 産業標準化法に従う優秀な団体標準製品
    3. 産業標準化法に従うKWWA認証品
    4. 品質経営及び工産品安全管理法に従うISO認証企業生産品
    5. 環境技術開発及び支援に関する法律に従う環境表紙認証
    6. 産業記述革新促進法に従うNEP認証品
    7. 技術開発促進法に従うNET認証品

    -水に接触する資材や製品の場合環境部令で定める衛生安全基準に合わなければならない

※ 給水設備に使う製品の素材に対する規制はなし(1-A5)

給水設備の管理現況

▪ 衛生安全基準 (1-A4)

항목	기준	항목	기준	항목	기준
カドミウム	0.0005 mg/ℓ 以下	亜鉛	0.1 mg/ℓ 以下	匂い	이상 없을 것
水銀	0.0001 mg/ℓ 以下	鉄	0.03 mg/ℓ 以下	色度	0.5 도 以下
セレニウム	0.001 mg/ℓ 以下	銅	0.1 mg/ℓ 以下	濁度	0.2 NTU 以下
鉛	0.005 mg/ℓ 以下	ナトリウム	20 mg/ℓ 以下	残留塩素	0.7 mg/ℓ 以下
砒素	0.005 mg/ℓ 以下	マンガン	0.03 mg/ℓ 以下	エピクロロヒドリン	0.01 mg/ℓ 以下
6価クロム	0.005 mg/ℓ 以下	塩素イオン	25 mg/ℓ 以下	アミン流	0.01 mg/ℓ 以下
シアン	0.001 mg/ℓ 以下	蒸発残留物	50 mg/ℓ 以下	2,4-トルエンジアミン	0.002 mg/ℓ 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 mg/ℓ 以下	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ 以下	2,6-トルエンジアミン	0.001 mg/ℓ 以下
弗素	0.15 mg/ℓ 以下	1,1,1 トリクロロエタン	0.01 mg/ℓ 以下	ホルムアルデヒド	0.008 mg/ℓ 以下
四塩化炭素	0.0002 mg/ℓ 以下	フェノール類	0.0005 mg/ℓ 以下	アセト酸ビニル	0.01 mg/ℓ 以下
1,2ジクロロエタン	0.0004 mg/ℓ 以下	有機物など [過マンガン酸カリウム消費量]	1.0 mg/ℓ 以下	スチレン	0.002 mg/ℓ 以下
1.1 ジクロロエチレン	0.003 mg/ℓ 以下	味	異常無し	1,2-ブタジエン	0.001 mg/ℓ 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.0006 mg/ℓ 以下	ジクロロメタン	0.002 mg/ℓ 以下	1,3-ブタジエン	0.001 mg/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.003 mg/ℓ 以下	シス－1,2－ジクロロエチレン	0.004 mg/ℓ 以下	N,N-ジメチルアニリン	0.01 mg/L 以下
ベンゼン	0.001 mg/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.001 mg/ℓ 以下		

給水設備の管理現況

▪ 給水設備工事事業者の指定要件 (建設産業基本法第9条,施行令第13条別表2) (2-A1)

業　種	技　術　能　力	資本金・施設装備	営　業　範　囲
機械設備工事業	給水設備の工事事業者の指定要件 (建設産業基本法第9条,施行令第13条別表2)	2億オン（2千4百万円）以上・事務室	給配水及び配管工事,屋内給排水管改良・洗浄工事,など
上・下水道設備工事業	建設技術管理法による土木・機械分野の建設技術者または国家技術資格法による関連種目の技術資格取得者の中で 2人以上		上水道,農・工業用水道などの用水官(屋内給配水設備工事除外) 設置工事及び洗浄・更生工事(屋内給排水設備工事除外)など

※ 調査された事故事例なし (2-A2)

給水設備の管理現況

▪ 給水設備管理関連教育 - 1 (2-A3)

▹ 教育対象 : 次の各号のどれ一つにあたる者は大統領令で定めるところによって環境府大臣が行う水道施設の管理に関する教育を受けなければならない(水道法第36条第1項)

- 水道法 33条第2項による建築物または施設の持ち主や管理者
- 貯水槽掃除業者
- 一般水道事業者
  - 一般水道事業者と貯水槽掃除業者は水道施設の運営要員と貯水槽掃除業で働いている従業員も教育を受けなければならない(水道法第36条第2項)

▹ 委託 : 教育業務は大統領令で定める機関または団体に委託することができる(水道法第36条第3項),大統領令で定める機関は次のようだ(水道法施行領第52条第4項)

- 韓国上下水道協会
- 韓国水資源公社
- 環境保全協会
- 環境管理公団
- 一般水道事業者が運営する教育機関中適正な人力などを取り揃えたと環境府長官が認める機関
- その他に教育業務を遂行する能力があると認められて環境部令で定める機関

給水設備の管理現況

▪ 給水設備管理関連教育 - 2 (2-A3)

▹ 教育内容(水道法施行令第52条第1項)

- 水道法及び衛生関連法規
- 水道施設の運営と維持管理に関する事項
- 飲み水の水質基準と検査に関する事項
- その他に水道施設の管理のために必要な事項

▹ 教育時間(水道法施行令第52条第2項)

- 建築物または施設の持ち主や管理者及び貯水槽掃除業従事従業員 : 教育対象になった日から 1年以内に 8時間の教育
- 上の該当外の教育対象 : 3年ごとに 35時間の集合教育またはここに相応するインターネット利用教育

감사합니다.

クロスコネクションによる水質事故

- **修繕工事の悩み**

▹所有警戒線から水道メータの間で漏水が発生した場合

・条例上管理は需要者の責任であるが実際的に漏水の保守はソウル市で行っているし、この場合復旧のためには住民の同意が必要だが住民から同意を得ることが簡単ではない

例：高級住宅の豪華庭園に給水管が通過する場合、庭園の毀損によって原状回復に多い復旧費用が所要され住民の反対による復旧が遅れる問題が発生

▹ 修繕工事後、計量器以後の屋内配管と連結地点で漏水発生

・屋内配管（亜鉛管）の外部腐食が要因である漏水によって責任所在の問題で住民との摩擦が起こる場合が発生

資料４　韓国上下水道協会：水道用資材および製品の管理(日本語版)

한국상하수도협회
KWWA KOREA WATER AND WASTEWATER WORKS ASSOCIATION
水道用資材および製品の管理
韓国上下水道協会 水産業育成所 チョ スンヨル所長
sycho1306@hanmail.net

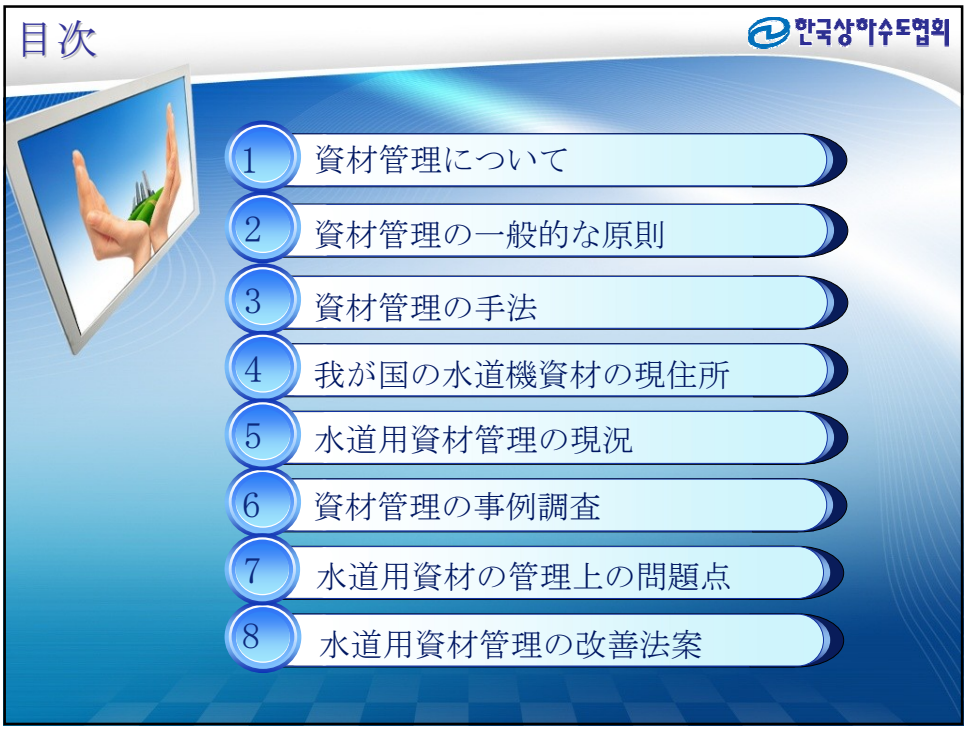
目次
한국상하수도협회
1 資材管理について
2 資材管理の一般的な原則
3 資材管理の手法
4 我が国の水道機資材の現住所
5 水道用資材管理の現況
6 資材管理の事例調査
7 水道用資材の管理上の問題点
8 水道用資材管理の改善法案

資材管理について

- 資材の定義
  - ✓ 狭義の資材：業務活動に提供される物資のうち、原副資材や消耗品等
  - ✓ 広義の資材：狭義の意味 + 仕掛品、買入商品、機械の付属品等の総称
- 資材管理とは？
  - ✓ 必要な資材の需要計画、購買、貯蔵、分配、および処分といった各工程を合理的に管理するための技術（購買管理、在庫管理）
- 日常生活における資材管理とは？
  - ✓ POS（Point of Sale）システム：コンビニエンスストア、大型フードコート、衣料品店等

資材管理一般

- BOM（資材明細書： Bill of Materials） ファイルとは？
  - ✓ 親品目 （工事） 1単位製造（工事）に必要な段階別所要品目の情報ファイル
    - 単位所要量、規格、単価、調達期間、ロス率 + 内部/外部調達 等

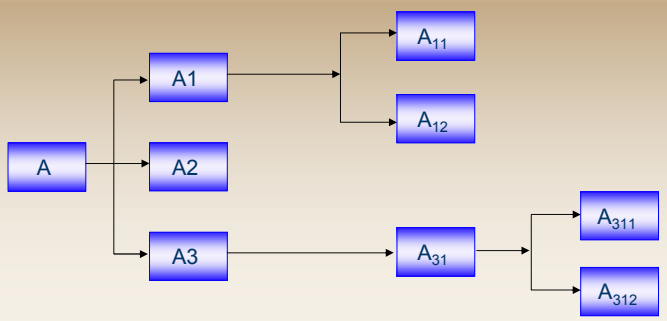

資材管理の一般的な原則

- 関連法令の遵守の原則
  - ✓ 保健衛生、構造、環境等を考慮した関連法令で規定されている資材基準に基本的に適合させる。
- 利益創出（経済性）の原則
  - ✓ 製造（工事）原価に大きな影響を及ぼす材料費の節減（単価、在庫維持費用や価格の割引等）を通じて、新しい利益創出の源泉として運用。
- 適正品質の保証の原則
  - ✓ 適正な品質水準を維持し、完成品に不具合が生じないようにする。
- 適正期間の保障の原則
  - ✓ 購買費用と在庫費用を考慮に入れつつ、欠品が生じないようにする。
- 適所配送の原則
  - ✓ 最適な配送によって運搬取扱量を最小化し、効率的な管理を図る。

資材管理の手法

- 伝統的な資材管理
  - ✓ 発注－入庫－出庫－在庫管理の循環システム（経験中心）
- POS（Point of Sale）システム
  - ✓ 販売時点での管理
- MRPシステム
  - ✓ 初期の MRP（Material Requirement Planning：資材所要量計画）
    ：必要な資材（What）を必要な時（When）に必要な量（How much）だけ
  - ✓ 後期のMRP（Manufacturing resources planning：製造資源計画）
    ：事業計画、生産計画（工程計画）、資材所要計画、会計決算、システム保証等

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

水道用資材および製品の基準

- 関連根拠：水道法第18条 第2項および水道法施行令第30条
- 共通事項
  1. 「産業標準化法」第15条による認証を受けること（KS認証）
  2. 「産業標準化法」第27条 第2項に準拠した団体標準認証表示製品で、同法令の第25条に準拠した優れた団体標準製品
  3. 「産業標準化法」第27条 第2項に準拠した団体標準表示製品で、水道法第56条に準拠した韓国上下水道協会が認証した製品
  4. 「品質経営および工産品安全管理法」第7条 品質マネジメントシステムの認証を受けた企業で生産された製品
  5. 「環境技術開発および支援に関する法律」第20条に準拠して環境製品宣言の認証を受けた製品
  6. 「産業技術革新促進法」第16条に準拠して新製品の認証を受けた製品（NEP）
  7. 「技術開発促進法」第6条に準拠して新技術の認定を受けた製品（NET）
- 追加事項
  1. 水に触れる資材や製品の場合は、環境部令で定める衛生安全基準を満たしていること。
  2. 第1項 第1号から第7号までの規定に照らし、環境部長官が水道用資材や製品での使用に適さないと判断し、告示する資材や製品は、水道用資材および製品としては使用できない。

（例：水道用亜鉛めっき鋼管（KSD-3537）、環境部告示 第1999-76号、1999年5月27日）

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

水道用資材および製品の基準

- 水道用資材の衛生安全基準（2009年6月30日 施行）

項目	基準	項目	基準	項目	基準
カドミウム	0.0005 ㎎/ℓ 以下	亜鉛	0.1 ㎎/ℓ 以下	におい	異常がないこと
水銀	0.0001 ㎎/ℓ 以下	鉄	0.03 ㎎/ℓ 以下	色度	0.5道の以下
セレニウム	0.001 ㎎/ℓ 以下	銅	0.1 ㎎/ℓ 以下	濁度	0.2 NTU以下
鉛	0.005 ㎎/ℓ 以下	ナトリウム	20 ㎎/ℓ 以下	残留塩素の減量	0.7 ㎎/ℓ 以下
ヒ素	0.005 ㎎/ℓ 以下	マンガン	0.03 ㎎/ℓ 以下	エピクロロヒドリン	0.01 ㎎/ℓ 以下
6価クロム	0.005 ㎎/ℓ 以下	塩素イオン	25 ㎎/ℓ 以下	アミン類	0.01 ㎎/ℓ 以下
シアン	0.001 ㎎/ℓ 以下	蒸発残留物	50 ㎎/ℓ 以下	2.4-トルエンディアマン	0.002 ㎎/ℓ 以下
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	1 ㎎/ℓ 以下	陰イオン界面活性剤	0.02 ㎎/ℓ 以下	2.6-トルエンディアマン	0.001 ㎎/ℓ 以下
フッ素	0.15 ㎎/ℓ 以下	1.1.1トリクロロエタン	0.01 ㎎/ℓ 以下	ホルムアルデヒド	0.008 ㎎/ℓ 以下
四塩化炭素	0.0002 ㎎/ℓ 以下	フェノール類	0.0005 ㎎/ℓ 以下	アセト酸ビニール	0.01 ㎎/ℓ 以下
1.2 ジクロロエタン	0.0004 ㎎/ℓ 以下	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	1.0 ㎎/ℓ 以下	スチルレン	0.002 ㎎/ℓ 以下
1.1 ジクロロエチレン	0.003 ㎎/ℓ 以下	味	異常がないこと	1.2-ブタジエン	0.001 ㎎/ℓ 以下
1.1.2-トリクロロエタン	0.0006 ㎎/ℓ 以下	ジクロロメタン	0.002 ㎎/ℓ 以下	1.3-ブタジエン	0.001 ㎎/ℓ 以下
トリクロロエチレン	0.003 ㎎/ℓ 以下	シース-1.2-ジクロロエチレン	0.004 ㎎/ℓ 以下	N.N-ジメチル＋アニリン	0.01 mg/L以下
ベンゼン	0.001 ㎎/ℓ 以下	テトラクロロエチレン	0.001 ㎎/ℓ 以下		

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［計量器および油量計］

- 計量器や油量計の流通に関する規定

✓計量に関する法律：計量器製造業の登録（第6条）、計量器の型式承認（第12条）、計量器の検定（第20条）を経て、登録済みの企業で、型式承認を受けた製品だけが流通するように厳密に規定（KS認証品－型式承認の代用）

- 計量器の設置に関する規定（上水道施設基準 9.4.4 水道計量器の設置と保護等）

✓本文：水道計量器を設置する場合は、計量器に表示される水流方向の矢印を確認して水平に設置する。計量器の機種に応じて、その前後に所定の直観部を確保する。

✓解説書：･･･直観部としての所定の距離「『水道メートル技術基準』（技術標準原告示第2006-514号、2006.10.17）に従って型式承認を受ける際、または『KS B 50049-1：2006』に従って認証を受ける際に適用した直観部の距離）」を確保しなければならない･･･（2009.1.1 施行）

※（改定前）：直観部として所定の距離を確保しなければならない（口径の 3~5倍）

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［計量器および油量計］

- 油量計の設置に関する規定

✓水道法施行規則 第19条 第2項の［別表6］油量計の設置および管理基準

3.ラー油量計検出器（センサー）の設置位置の中心を起点に、上流側には直径の 3倍以上の距離、下流側には2倍以上の距離の直観部を確保する。

- 「油量計設置および維持管理に関する指針」で、油量計の型式別に詳細に規定

［別表1］油量計の直観部の長さ

設置条件		電子式	超音波	機械式
上流側（D）	バルブ	3	30	5
	曲管	2	10	5
	拡大管	5	30	5
	縮少管	3	10	5
下流側（D）	拡大管	2	5	3
	バルブ	2	10	3

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［逆流防止バルブ］

- 逆流防止バルブの設置に関する規定

✓水道法施行令 第53条（供給規定の承認申請）

3. 逆流による水道水の汚染を防止するため、計量器の後段に逆流防止バルブを設置する等、給水設備の設置および管理に関する事項（2006.6.30）

<逆流防止バルブ設置規定を定めるきっかけとなったKBS 2TVの8時のニュース05.11.15>

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［逆流防止バルブ］

- S市における設置事例

S市の水道条例 第14条の2（逆流防止バルブの設置）（本条新設2007.01.02）

①工事の施工者は、逆流による水道水の汚染を防止するために、計量器（共同住宅の場合は世帯別計量器）の後段に逆流防止バルブを設置する等、必要な措置を講じる。

②逆流防止バルブの外見や設置位置については、市長が決定する。

③給水使用者等は、逆流防止バルブの設置・交換または保守に協力する必要がある。

④市長は、設置済みの水栓に対して、計量器（共同住宅の場合は世帯別計量器）の後段に逆流防止バルブを設置する。

- 設置試験事業の実施： 2005年11月～2006年6月
- 設置対象：給水工事時および水道計量器の満期交換時
- 施行時期：給水工事時（2006.9. 5）、満期交換時（2007.3.1）
- 仕様：水道法施行令 第30条 第1項 3号のKWWA認証品（2007.7.1）

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［計量器および逆流防止バルブ］

- 国内外の設置および製品の現況

  国内設置の現況

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［計量器および逆流防止バルブ］-海外事例

- 国内外の設置および製品の現況

  米国フォード社の製品およびカナダのサリー市の設置図面

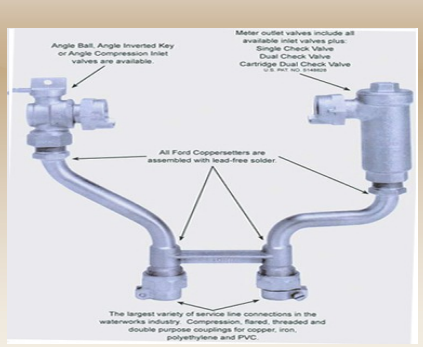

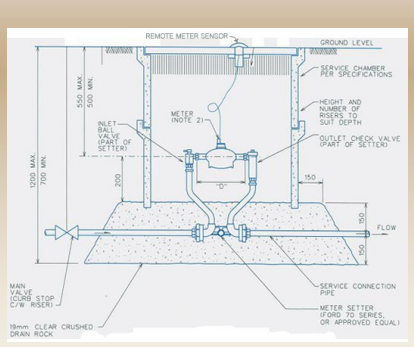

米国フォード社の製品　　サリー市

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［計量器および逆流防止バルブ］-海外事例

- 国内外の設置および製品の現況

日本の日本バルブ社の計量器保護筒およびタブチ社の設置ユニット

㈱日本バルブ（日本）－メーターユニット ㈱タブチ（日本）－水道メーターユニット

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［貯水槽］

- 衛生面での安全性確保について
  - 水道法第33条 第2項（衛生上の措置）
    - 一定規模以上の建築物または施設の所有者や管理者は、給水設備に対する消毒等の衛生措置を実施しなければならない。
  - 水道施設の清掃および衛生管理等に関する規則 第6条 第1項（清掃および衛生点検）
    - 一定規模以上の建築物や施設の所有者または管理者は、 6ヶ月に1回以上貯水槽を清掃し、別表 3 の基準に従って毎月1回以上その衛生状態を点検しなければならない。
  - 水道法第34条（貯水槽清掃業の申告）および規則第5条（営業の申告）
    - 貯水槽を衛生的に管理するための清掃業を経営する者は、環境部令で定める人力施設および装備等の基準を満たした上で、市長・郡守・区庁長に申告しなければならない。

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［貯水槽］

- 容量の確保に関する規定
  - 住宅建設基準等に関する規定の第35条 （非常給水施設）
    - 共同住宅を建設する住宅団地は、地下揚水施設または地下貯水槽施設を設置すること。
    - 地下揚水施設には、世帯当たり 0.3 t 以上を貯水できる地下貯水槽を一緒に設置すること。
    - 地下貯水槽は、世帯当たり 1.5 t（市・郡地域は1 t、独身者用住宅は0.5 t）以上貯水できること。
  - 屋内消火栓設備の火災安全基準 第4条（水源）
    - 貯水量は、屋内消火栓設置数の一番多い階の設置数（5ヶ以上備え付けの場合には 5ヶ）に 2.6m³（ホースリール屋内消火栓設備の場合は1.2m³）を掛けた水量以上となるようにすること。
  - スプリンクラー設備の火災安全基準 第4条（水源）
    - 閉鎖型スプリンクラーヘッド：スプリンクラー設備の火災安全基準 第4条 第1項 第1号で定めた表の設置場所別基準数に 1.6m³を掛けた水量以上となるようにすること。
    - 開放型スプリンクラーヘッド：最大放水区域に設置したスプリンクラーヘッドの個数が 30個を超える場合、加圧送水装置の1分当たりの送水量の20倍の水量以上となるようにすること。

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［屋内給水管］

- 屋内給水管の状態の検査「水道法 第33条（衛生上の措置）第3項」
  - •一定規模以上の建築物または施設の所有者や管理者は、環境部令の規定に従って定期的に給水管を検査し、その結果に応じて洗浄・修理・交換等の必要な措置（以下 「洗浄等措置」という）を講じなければならない。
- 対象建築物
  - •建築延べ面積 が6万以上の複数階利用建築物
  - •国家または地方自治団体が設置する施設（国公立施設）の場合は、建築延べ面積が 5千以上の施設

    ※対象かどうかを判断するために建築延べ面積を計算する場合は、建築物または施設内駐車場の面積は除外、何棟も建物がある場合は各建物の建築延べ面積を合算、竣工年度が5年未満の建物は除外する。
- 検査時期
  - •竣工検査終了後5年が経過した日から、1年周期で一般検査を実施
- 検査方法：何棟も建物がある場合は、各棟ごとに検査を実施

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［屋内給水管］

- 検査の種類
  - •一般検査（規則 別表7）
    - カ　竣工年度、配管図面、管種、管径、配管の長さ等の基礎調査
    - ナ　給水管内の停滞水の水質検査項目および基準

項目（7個）	濁度	pH	色度	鉄	鉛	銅	亜鉛
基準	1NTU以下	5.8~8.5	5度以下	0.3mg/L以下	0.05mg/L以下	1mg/L以下	3mg/L以下

    - タ　試料の採取および分析は、飲料水水質検査機関（飲料水管理法 第43条）に依頼
      - ・ 建物内の任意の蛇口の1カ所以上で、6時間以上停滞した水（給水管に水が流れない状態で6時間以上溜まっていた水）1リットルを採取
    - ラ　水質検査結果の通知：対象となる建築物の管理者および一般水道事業者

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［屋内給水管］

- 検査の種類（続き）
  - •専門検査（規則 別表7）
    - カ　検査内容
      - ・ 水圧、内視鏡による観察、超音波による厚さ測定、流速、流量、外部腐蝕観察 等
    - ナ　検査機関
      - ・ 機械設備工事業の登録企業（建設案アップ基本法第8条 第2項）
      - ・ 環境部によって認定された企業

※協会は専門検査の認定機関であり、優良なリサイクル企業の登録制度を運営中です。

水道用資材管理の現況

한국상하수도협회

［給水器具］

- 給水器具とは－上水道施設基準
  - •給水管に直結する給水設備の構成において、給水管に連結して使われる分水栓、止水栓、給水栓、逆流防止器具、安全器具、および水を使用した各種の特殊器具等のこと。
- 法的要求事項：水道法施行令 第30条（水道用資材基準）のみ適用
- 構造および材質 －上水道施設基準
  - ① 使用目的の用途に構造と性能が適合すること
  - ② 衛生上無害な材料で構成すること
  - ③ 腐食および漏水がなく、頑丈であること
  - ④ 汚水等が逆流することなく、維持管理が容易であること
  - ⑤ 損失水頭が小さく、過大な水激作用が発生しないこと
  - ⑥ 寒冷地用は、停滞水を容易に排出できる構造であること
  - ☞ 宣言的な内容になっており、具体的な性能の基準や適合判定方法はない。

資材管理の事例調査

한국상하수도협회

［海外事例調査］

- 米国
  - •大部分の州の配管規定において、NSF 61、60に適合した資材および製品の使用が義務づけられている。
- EU
  - •DWD（Drinking Water Directive）の98/83/EC規定では、飲料水と接触する資材および製品が衛生的な基準を遵守するよう取り決められており、今後はEAS（European Acceptance Scheme）でこの規定を遵守するよう義務づける予定。
- 英国
  - •資材および製品が飲料水と接触するかどうか、適切な基準が存在するかどうかに応じて、DWI、WRAS、WRc等の認証を受ける。
- 日本
  - •厚生労働省令により、水道用資材および給水設備用資材に対する基準が定められており、法的根拠はないがJWWAの認証品のみ使用する。

資材管理の事例調査

한국상하수도협회

［国内のSOC事業分野］

- 鉄道
  - •「鉄道安全法」第27条および同法施行規則 第50条の規定に準拠して、鉄道用品の認証対象指定を告示
  - •韓国鉄道技術研究院や韓国鉄道公社で、韓国鉄道標準を制定して品質認証を実施
- 道路
  - •「韓国道路公社法」第12条（業務）で、有料道路の新設改築維持および修繕に関する工事施行管理を遂行するように明示
  - •建設用資材の供給源承認制度を運営
- 消防
  - •消防施設の設置維持および安全管理に関する法律により、消防用機械や器具の型式承認等に関する規則の制定・運営
  - •型式承認業務として、防炎性能の検査、検定、性能試験を実施。性能試験の対象と細かい基準については、消防防災庁長が告示

水道用資材の管理上の問題点

한국상하수도협회

［水道用資材の管理特性］

- 水道用配管資材：管、連結管等の製品で大部分が標準化されており、使用環境に応じて設計時の管種や外観が定まっている。ほとんどの場合、認証等の管理が実行されている。
- ポンプおよびバルブ：製造会社ごとに品質の差が大きい場合があり、製品の購入価格よりも生涯費用（運転費用、維持管理費用、効率等）を考慮して購入することが重要。製造現場の施設や管理状態を確認することにより、期待できる品質水準を予想可能。
- 給水設備用：最終需要者が製品を決定するというより、建築時の建築業者が決定するという特徴がある。水道水の2次汚染や建物の耐久年数の確保、エネルギーの節減等、社会的な利便性を向上させるため、製品ごとに必要な性能基準を決めて管理する必要がある。
- 水処理剤：衛生面の安全性の確保と使用方法が特に重要な資材。衛生面の安全性に対する現実的な評価や、使用方法についての管理がなされないまま使われている場合がある。
- 水処理設備：設備の用途ごとに処理能力や耐久性能等を検査し、現場での稼動率および処理効率を向上させ、エネルギーの使用を評価して運転費用を削減することにより、グリーン革命に寄与する必要がある。

水道用資材の管理上の問題点

한국상하수도협회

［資材の基準に関する問題点］

- 関係法令に明示されている水道用資材の範囲および区分が不明瞭
- 水道用の資材および製品の特性が反映されていない
  - 「品質経営および工産品安全管理法」第7条 品質マネジメントシステム（ISO9001：2000）の認証を受けた企業で生産された製品
    - ⇨ 資材や製品の品質特性ではなく、企業の品質マネジメントシステムを認証するためのもの
  - 「環境技術の開発および支援に関する法律」第18条 環境製品宣言の認証を受けた製品
    - ⇨ 材料や製品の環境性を向上させるため、生産、流通、消費、廃棄等の全過程（ライフサイクル）に関する環境性情報を計量的に表示する制度
  - 「環境技術の開発および支援に関する法律」第17条 環境製品宣言の認証を受けた製品
    - ⇨ 環境汚染をほとんど起こさず、資源を節約できる製品を認証する制度
  - 新技術（NET）、新製品（NEP）認証制度
    - ⇨ 技術や資材、製品の新規性、または技術の新規性を評価して認証する制度

水道用資材の管理上の問題点

한국상하수도협회

［資材の基準に関する問題点］

- 類似の認証制度が部分的に反映されるため、認証制度相互でアンバランスが生じる
  - 新製品（NEP）・新技術（NET）認証制度
    - 知識経済部は新製品を認証、教育科学技術部は新技術の認証を反映
    - 環境部は環境に関する新技術を認証、国土海洋部は建設に関する新技術の認証を未反映
  - ISO認証制度
    - ISO 9000反映、ISO 14000未反映

⇒ 資材の基準を改善する方法について研究が必要

水道用資材管理の改善法案

한국상하수도협회

[資材基準の改善法案1-パイプ、ポンプ、バルブ、マンホール、排水設備資材]

- 適用範囲や品質水準の確認が可能な認証制度については、基準書で定義または追加
- 上下水道用資材が満たすべき特性を評価しない認証制度の廃止
- 優れた上下水道用資材および製品のスタンダードがなく、評価認証制度がないため、市場参入の障壁となっている点を考慮に入れ、環境部長官が認定する制度を新設
- 水道用資材および製品の改正方針

現行	改正案
水道法施行令 第30条（水道用資材および製品の基準）①省略 1.～3.（省略） 4.「品質経営および工産品安全管理法」第7条により、品質マネジメントシステムの認証を受けた企業で生産されたこと 5.「環境技術開発および支援に関する法律」第20条に従い、環境宣言製品の認証を受けた製品 6.「産業技術革新促進法」第16条に従って認証を受けた製品 7.「技術開発促進法」第6条により、新技術の認定を受けた製品 ②（省略）	**水道法施行令** 第30条（水道用資材および製品の基準）①現行と同じ 1.～3.（現行と同じ） 4.「部品や素材の専門企業等の育成に関する特別措置法」第25条に従って信頼性の認証を受けた製品 <新設> 5.その他、環境部長官が水道用資材および製品として使用するのにふさわしいと認めた製品 <新設> **6号 ～7号 <削除>** ②（現行と同じ）

水道用資材管理の改善法案

한국상하수도협회

[資材基準の改善法案2-資材が満たすべき特性を明確に宣言

- 施行令では、上下水道用資材の基準について原則となる内容を宣言するようにし、上水道施設の基準、上水道工事標準仕様書、専門仕様書、工事特殊仕様書等に従って、設計条件に付帯条件を付けられるようにする方針。
- 水道用資材および製品の改正方針

現行	改正案
水道法施行令 第30条（水道用資材および製品の基準）①省略 1.「産業標準化法」第15条の認証を受けていること 2.「産業標準化法」第27条 第2項に準拠した団体標準認証表示製品として認証されており、同法の第25条により優れた団体標準製品として認証されていること 3.「産業標準化法」第27条 第2項に準拠した団体標準認証表示製品として認証されており、同法の第56条に従い韓国上下水道協会が認証した製品であること 4.「品質経営および工産品安全管理法」第7条により、品質マネジメントシステムの認証を受けた企業で生産されたこと 5.「環境技術開発および支援に関する法律」第20条に従い、環境宣言製品の認証を受けた製品 6.「産業技術革新促進法」第16条に従って認証を受けた製品 7.「技術開発促進法」第6条により、新技術としての認定を受けた製品 ②（省略）	**水道法施行令** 第30条（水道用資材および製品の基準）①現行と同じ 1.使用する環境の土圧等、他の外部圧力に耐えられること 2.設計水圧（圧力）に安全に耐えられること 3.水が汚染されたり漏れたりする心配がないこと 4号～7号 <削除> ②（現行と同様）

水道用資材管理の改善法案

한국상하수도협회

水処理剤の管理方針

- 現行の水処理剤の基準や規格、および表示基準の告知では、水処理剤の物質構成比（不純物の許容限度）は規定されているものの、水と反応して生成される可能性のある人体への有害物質を評価確認できないため（例：米国の NSF 61、日本厚生省の浸出等に関する基準）、一般の水道用資材とは別に管理する必要がある。
- 水質汚染や健康上の危険性に対する検証制度を整え、実現可能な方法でその内容を現在改正中の上水道施設基準（2004年、環境部）に反映し、水処理剤の毒性を評価できる水道事業者から施行し、徐々に拡大して施行することが適切であると判断する。

水道用資材管理の改善法案

한국상하수도협회

水処理剤の管理方針－続き

- 上水道施設基準（2004年、環境部）に該当事項を反映する案

現行	改正案
上水道施設基準 1.5 上水道用の機資材および薬品 1.5.1 選定の方針	**上水道施設基準** 1.5 上水道用の機資材および薬品 1.5.1 選定の方針
上水道施設で使用する水道用の機資材および薬品は、次の各項目を十分に考慮して選定する。 1. 長期間の使用に耐えることができる。 2. 水道水と接触しても水質に悪影響を及ぼさない。 3. 確実かつ容易に維持管理ができる。 4. 環境に与える影響が少ない。	上水道施設で使用する水道用の機資材および薬品は、次の各項目を十分に考慮して選定する。 1. 長期間の使用に耐えることができる。 2. 水道水と接触しても水質に悪影響を及ぼさない。 3. 確実かつ容易に維持管理ができる。 4. 環境に与える影響が少ない。
【解説】 水道事業者は、水道用の機資材と浄水処理過程で使用する薬品を選定する際に、環境部告示や韓国産業規格（KS）、韓国上下水道協会規格（KWWA）、および国際的に公認されている規格等に適合した機資材および薬品を選定しなければならない。	【解説】 水道事業者は、水道用の機資材と浄水処理過程で使用する薬品を選定する際に、環境部告示や韓国産業規格（KS）、韓国上下水道協会規格（KWWA）、および国際的に公認されている規格等に適合した機資材および薬品を選定しなければならない。また、2009年6月30日以降、一般水道の機資材に適用されている衛生安全基準に合致して、水道用薬品の評価試験方法［KWWA A 110］で規定された有害物質の許容基準を満たすものの使用が望ましい。

水道用資材管理の改善法案

한국상하수도협회

給水設備用資材の管理方針

- 上水道施設基準に給水設備性能基準を新設して管理の根拠を明確にする。
- 上水道施設基準（2004年、環境部）に該当する事項の反映案：(9.3.1 給水器具の総則) に解説書新設

9.3.1 給水器具

給水管に直結する給水設備の構成において、給水管に連結して使われる分水栓、止水栓、給水栓、逆流防止器具、安全器具、および水を使用した各種の特殊器具等のこと。その構造と材質は、次の各項目に適合する必要がある。

① 使用目的の用途に構造と性能が適合すること
② 衛生上無害な材料で構成すること
③ 腐食および漏水がなく、頑丈なこと
④ 汚水等が逆流することなく、維持管理が容易であること
⑤ 損失水頭が小さく、過大な水激作用が発生しないこと
⑥ 寒冷地用は、停滞水を容易に排出できる構造であること

本項で挿絵で示した内容はひとつの例である。逆流について特別な考慮が必要な、便器、洗浄バルブ、食器洗浄機等については、逆流防止の措置を講じる必要がある。

【解説】

1. 耐圧性能基準：給水器具は、以下に示す耐圧性能を有していなければならない。

1.1 給水器具は 、KWWA A 103（水道用器具の耐圧性能試験）で規定された試験方法（以下「耐圧性能試験」）により、1.75MPaの静水圧を 1分間加えた場合、漏水、変形、破損、その他の異常が生じないようにしなければならない。

1.2 貯蔵温水器および貯蔵温水器の下流側に設置する給水器具は、耐圧性能試験により、0.3MPaの静水圧を 1分間加えた場合、漏水、変形、破損、その他の異常が生じないようにしなければならない。

水道用資材管理の改善法案

한국상하수도협회

給水設備用資材の管理方針

- 上水道施設基準（2004年、環境部）に該当する事項の反映案：続き

2. 水撃限界性能基準：蛇口や水撃作用を発生させる恐れのある給水器具は、 KWWA A 106（水道用器具の水撃限界耐圧性能試験）で規定されている試験方法（以下 「水撃限界性能試験」）に従って、水撃限界の試験を行う。該当する給水器具内の流速を 2m/sec、または該当する給水器具内の動水圧を 0.15MPaとする条件で、給水器具の止水器具を急に閉じたとき（自動的に閉じる給水器具の場合は、自動で閉じたとき）、生じる水撃作用によって上昇する圧力が 1.5MPa以下の性能を有していなければならない。 ただし、該当する給水器具の上流側に近接して、空気室や他の水撃防止器具を設置することにより、適切な水撃防止措置が施されている場合には適用する必要はない。

3. 逆流防止性能基準：水が逆流する恐れのある場所に設置されている給水器具は、以下の条件のいずれかを満たしている必要がある。

3.1 減圧式逆流防止装置は、 KWWA A 107（水道用器具の逆流防止性能試験）で規定されている試験方法（以下「逆流防止性能試験」）に従って、 3kPaおよび 1.5 MPaの静水圧を 1分間加えたとき、漏水、変形、破損、その他の異常が生じてはならない。KWWA A 105（水道用器具の負圧破壊性能試験）で規定されている試験方法（以下「負圧破壊性能試験」）に従って、流入口から -54kPaの圧力をかけたとき、減圧式逆流防止装置に接続した透明管内の水位が 3mmを超えて上昇してはならない。

3.2 逆流防止バルブ （減圧式逆流防止装置は含まない）および内部に逆流防止機能を備えた給水器具 （以下「逆流防止給水器具」）は、逆流防止性能試験に従って 3kPaおよび 1.5MPaの静水圧を 1分間加えたとき、漏水、変形、破損。その他の異常が生じてはならない。

水道用資材管理の改善法案

한국상하수도협회

給水設備用資材の管理方針

- 上水道施設基準（2004年、環境部）に該当する事項の反映案：続き

3.3逆流防止給水器具の上記 3.2の規定については、以下の各逆流防止給水器具の区分に従い、次表と一緒に適用する。

逆流防止給水器具の区分	既存の設定圧力	実試験圧力
（1）減圧バルブ	1.5MPa	該当減圧便意設定圧力
（2）該当する逆流防止給水器具の流出側に止水器具が設置されておらず、流出部が外部に露出している逆流防止給水器具（（3）および（4）の規定は除外）	3kPaおよび1.5 MPa	3kPa
（3）浴槽に直結し、自動的に給湯する給湯器および給湯機能付きボイラー（（4）の規定は除外）	1.5MPa	50kPa
（4）浴槽に直結し、自動的に給湯する給湯器および給湯機能付きボイラーであり、逆流防止装置の抽出側に循環ポンプが付いていること	1.5MPa	該当する循環ポンプの最大排出圧力または 50kPaの高圧

3.3 バキュームブレーカーは、負圧破壊性能試験により流入側から-54kPaの圧力をかけたときに、バキュームブレーカーに接続した透明管内の水位が75mm以上上昇しないこと。
3.4 負圧破壊装置を内部に設置した給水器具は、負圧破壊性能試験により流入側から-54kPaの圧力をかけたときに、該当する給水器具に接続した透明管内の水位上昇が、負圧破壊装置の空気吸込シーツ面から水が当たる部分の水面までの垂直距離の2分の1を超えていなければならない。
3.5 水が当たる部分と吐水口が一体の構造になっており、水が当たる部分の越流面と吐水口を分離することによって、水の逆流を防止する構造の給水器具は、負圧破壊性能試験によって流入側から-54kPaの圧力をかけたときに、吐水口から水を吸い込んではならない。

水道用資材管理の改善法案

한국상하수도협회

給水設備用資材の管理方針

- 上水道施設基準（2004年、環境部）に該当する事項の反映案：続き

4. 耐寒性能基準：屋外で気温が著しく低下する場所や、凍結の恐れがある場所に設置される給水器具内の減圧バルブ、逆止バルブ、空気バルブ、および電子バルブについては、 KWWA A 102（水道用器具の耐久性能試験）で規定されている試験方法（以下「耐久性能試験」）に従って開閉操作を10万回繰り返して行う。また、KWWA A 104（水道用器具の耐寒性能試験）で規定されている試験方法（以下「耐寒性能性能試験」）に従って、零下 20度±2℃の温度を 1時間維持した後に通水した場合（他の給水設備では、耐寒性能試験に従って零下 20度±2℃の温度を 1時間維持した後に通水した場合）、第1条の第1項と第2条の性能を有していなければならない。

ただし、断熱材で覆っている等、凍結防止のため適切な措置を講じている場合は除く。

5. 耐久性能基準：バルブ類（第4条の規定は除く）は、 KWWA A 102（水道用器具の耐久性能試験）で規定されている試験方法に従って開閉操作を10万回繰り返した後、第1条の第1項と第3条で規定されている性能、第3条の第1項で規定されている性能を有していなければならない。

水道用資材管理の改善法案

한국상하수도협회

水処理設備の管理方針

- 水処理設備の場合は、その構成品の数が多いため標準化が難しく、
- 適用する環境に合わせて設計および製作して使用する必要があるため、
- 水道用資材基準とは分離して、発注先の仕様で管理することがふさわしいと思われる。

한국상하수도협회

ありがとうございました。

【参考資料】

3．大韓民国　水道法・水道法施行令・水道法施行規則

資料５

大韓民国　水道法・水道法施行令・水道法施行規則

（日本語版）

大韓民国

水道法・水道法施行令・水道法施行規則

（仮訳）

平成 22 年 3 月

財団法人　水道技術研究センター

※　本翻訳（仮訳）内容に誤りがあった場合、当センターはその責を負わない。

水道法（仮訳）

[施行 2009.7.31] [法律 第9401号、 2009.1.30、 他法改正]
環境部(水道政策課)、 02-2110-6865

第1章 総 則
第1条～第16条
第2章 一般水道事業
第17条～第47条
第3章 工業用水道事業
第48条～第50条
第4章 専用水道
第51条～第55条
第5章 韓国上下水道協会
第56条～第59条
第6章 土地等の収用及び使用
第60条～第61条
第7章 監 督
第62条～第66条
第8章 補 則
第67条～第80条
第9章 罰 則
第81条～第87条
付 則

第1章 総 則

第1条(目的)

この法律は、水道に関する総合的な計画を立案し、水道を適正かつ合理的に設置及び管理し、公衆衛生を向上させ生活環境を改善することを目的とする。

第2条(責務)

1 国は、全ての国民が良質の水を供給されるように水道に関する総合的な計画を立案し、合理的な施策を講じて水道事業者に対する技術支援及び財政支援に努めなければならない。

2 特別市長、広域市長及び道知事(以下「市・道知事」という。)並びに市長、郡首及び区庁長(自治区の区庁長をいう。以下同じ。)は、管轄区域の住民が良質の水を供給されるように水道水源の管理等に努めなければならない。

3 特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)は、管轄区域の住民に水道水が

安定的に供給されるように水道施設の管理等に努め、道知事は管轄区域の水道事業者に技術的及び財政的支援をしなければならない。

4　水道事業者は、水道を計画的に整備して水道事業を合理的に経営し、水道水を安全で適正に供給するように努めなければならない。

5　全ての国民は、国が推進する水道に関する施策に協力し、水道水を合理的に使用するように努めなければならない。

第3条(定義)

この法律で用いる用語の定義は、次のとおりである。〈改正 2008. 2. 29〉

1　「原水」とは、飲用及び工業用等に提供される自然状態の水をいう。ただし、農漁村整備法第2条第3号による農漁村用水を除く。

2　「水道水源」とは、飲用及び工業用等に提供するために取水施設を設置した地域の河川、湖沼及び地下水等をいう。

3　「広域水道水源」とは、二以上の地方自治体に供給される水道水源をいう。

4　「浄水」とは、原水を飲用及び工業用等の用途に適合するように処理した水をいう。

5　「水道」とは、管路、その他の工作物を使用して原水や浄水を供給する施設の全部をいい、一般水道、工業用水道及び専用水道に区分する。 ただし、一時的な目的で設置された施設及び「農漁村整備法」第2条第6号による農業生産基盤施設を除く。

6　「一般水道」とは、広域上水道、地方上水道及び村落上水道をいう。

7　「広域上水道」とは、国、地方自治体、韓国水資源公社又は国土海洋部長官が認める者が、二以上の地方自治体に原水又は浄水を供給する(第43条第4項により一般需要者に供給する場合を含む。)一般水道をいう。この場合、国又は地方自治体が設置できる広域上水道の範囲は大統領令で定める。

8　「地方上水道」とは、地方自治体が管轄地域住民、近隣地方自治体又はその住民に原水又は浄水を供給する一般水道で、広域上水道及び村上水道以外の水道をいう。

9　「村落上水道」とは、地方自治体が大統領令で定める水道施設により100人以上2,500人以下の給水人口に浄水を供給する一般水道で、1日供給量が20立方メートル以上500立方メートル未満の水道又はこれと類似規模の水道で、市長、郡首又は区庁長が指定する水道をいう。

10　「工業用水道」とは、工業用水道事業者が原水又は浄水を工業用に適合するように処理して供給する水道をいう。

11　「専用水道」とは、専用上水道及び専用工業用水道をいう。

12　「専用上水道」とは、100人以上を受け入れる寄宿舎、社宅、療養所、その他の施設で使用される自家用の水道と水道事業に提供される水道以外の水道で、100人以上5,000人以下の給水人口(学校・教会等の流動人口を含む。)に対して原水又は浄水を供給する水道をいう。ただし、他の水道で供給される水のみを水道水源とするもののうち、大統領令で定めるところの水道施設の規模が大統領令で定める基準に満たないものを除く。

13　「専用工業用水道」とは、水道事業に提供される水道以外の水道で、原水又は浄水を工業用に適合するように処理して使用する水道をいう。ただし、他の水道で供給される水のみを水道水源にするもののうち、大統領令で定めるもの及びその水道施設の規模が大統領令で定める

基準に満たないものを除く。

１４　「小規模給水施設」とは、住民が共同で設置・管理する給水人口 100 人未満又は 1 日供給量 20 立方メートル未満の給水施設中、市長、郡首又は区庁長が指定する給水施設をいう。

１５　「中水道」とは、使用した水道水を生活用水・工業用水等にリサイクルすることができるように再処理する施設をいう。

１６　「雨水利用施設」とは、雨水を集めて生活用水、造景用水又は工業用水等に利用できるように処理する施設をいう。

１７　「水道施設」とは、原水又は浄水を供給するための取水、貯水、導水、浄水、送水及び配水施設、給水設備、その他に水道に関連した施設をいう。

１８　「水道事業」とは、一般需要者又は他の水道事業者に水道を利用して原水又は浄水を供給する事業をいい、一般水道事業及び工業用水道事業に区分する。

１９　「一般水道事業」とは、一般需要者又は他の水道事業者に一般水道を使用して原水又は浄水を供給する事業をいう。

２０　「工業用水道事業」とは、一般需要者又は他の水道事業者に工業用水道を使用して原水又は浄水を供給する事業をいう。

２１　「水道事業者」とは、一般水道事業者及び工業用水道事業者をいう。

２２　「一般水道事業者」とは、第 17 条第 1 項による一般水道事業の認可を受けて経営する者をいう。

２３　「工業用水道事業者」とは、第 49 条による工業用水道事業の認可を受けて経営する者をいう。

２４　「給水設備」とは、水道事業者が一般需要者に原水又は浄水を供給するために設置した配水管から分岐して設置された給水管（屋内給水管を含む。）、計量器、貯水槽、水道蛇口、その他給水のために必要な器具をいう。

２５　「水道工事」とは、水道施設を新設、増設又は改造する工事をいう。

２６　「水道施設管理権」とは、水道施設を維持管理し当該施設から生産された原水又は浄水の供給を受ける者から料金を徴収する権利をいう。

２７　「更生」とは、管内部の錆及び異質物を除去した後、コーティング等の方法で通水機能を回復することをいう。

２８　「浄水施設運営管理士」とは、浄水施設の運営及び管理業務を遂行する者で、第 24 条による資格を取得した者をいう。

[法律第 8370 号 (2007. 4. 11) 付則第 3 条の規定により、本条第 15 項は 2007 年 9 月 27 日まで有効である。]

第４条 (水道整備基本計画の策定)

１　国土海洋部長官並びに特別市長、広域市長、市長及び郡首 (広域市の郡首を除く。) は、一般水道及び工業用水道を適正かつ合理的に設置及び管理するために 10 年ごとに、次の各号により水道の整備に関する総合的な基本計画 (以下「水道整備基本計画」という。) を策定しなければならない。

〈改正 2008. 2. 29〉

一　国土海洋部長官にあっては、国又は韓国水資源公社が設置及び管理する広域上水道及び工業用水道に関する水道整備基本計画の策定

二　特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)にあっては、その特別市、広域市、市及び郡が設置及び管理する一般水道及び工業用水道に関する水道整備基本計画の策定

2　国土海洋部長官は、第1項第1号により水道整備基本計画を策定する場合、市及び道知事の意見を聴取した後、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。策定された水道整備基本計画を変更(大統領令に定める軽微な事項の変更を除く。)する場合も同様とする。

〈改正 2008. 2. 29〉

3　特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)は、水道整備基本計画を策定する場合、予め一般水道は環境部長官の承認を、工業用水道は国土海洋部長官の承認を各々受けなければならない。 大統領令で定める重要な事項を変更する時にも、各々承認を受けなければならない。

〈改正 2008. 2. 29〉

4　国土海洋部長官、特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)が第1項から第3項までの規定により水道整備基本計画を策定又は変更する場合、「国土の計画及び利用に関する法律」第18条による都市基本計画を基本としなければならない。〈改正 2008. 2. 29〉

5　国土海洋部長官、特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)が第1項から第3項までの規定により水道整備基本計画を策定又は変更した場合は遅滞なく告示し、その内容を環境部長官に通知しなければならない。〈改正 2008. 2. 29〉

6　水道が二以上の特別市、広域市及び市郡(広域市の郡を除く。)の管轄区域にまたがっているかその他に特別な理由があれば、大統領令で定める道知事又は特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)が水道整備基本計画を立案する。

7　水道整備基本計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

一　水道(専用水道を除く。)の整備に関する基本方針

二　水道水の中長期需給に関する事項

三　広域上水源開発に関する事項

四　水道供給区域に関する事項

五　上水源の確保及び上水源保護区域の指定管理

六　水道(専用水道を除く。)施設の配置構造及び供給能力

七　水道事業の財源調達及び実施順位

八　水道管の現況調査、改良及び取替えに関する事項

九　中水道の開発及び普及

十　広域上水道及び地方上水道を連係して運営する必要がある地域の統合給水区域に関する事項

十一　水道水の水質改善に関する事項

十二　水道施設の情報化に関する事項

十三　第74条第1項による技術診断結果による水道施設を改善するための事項

8　環境部長官又は国土海洋部長官が第3項による承認をする場合、予めお互いに協議しなけれ

ばならない。この場合、環境部長官が工業用水道が含まれた水道整備基本計画に関して国土海洋部長官と協議して承認すれば、その工業用水道に関する国土海洋部長官の承認を受けたものとみなす。〈改正 2008. 2. 29〉

9　国土海洋部長官、特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)は、第5項により水道整備基本計画を告示した後、5年が経過すれば水道整備基本計画の妥当性を再検討して、これを反映しなければならない。〈改正 2008. 2. 29〉

第5条(全国水道総合計画の立案)

1　環境部長官は、国の水道政策の体系的発展、用水の効率的利用及び水道水の安定的供給のために水道整備基本計画を基とする全国水道総合計画(以下「総合計画」という。)を10年ごとに策定しなければならない。

2　総合計画には、次の各号の事項が含まれなければならない。

一　人口、産業、土地等水道供給の条件に関する事項
二　水道水の需要見通し
三　水道供給目標及び政策方向
四　広域上水道の需要見通し及び開発計画
五　地方上水道の需要見通し及び開発計画
六　村落上水道の需要見通し及び開発計画
七　農漁村生活用水の需要見通し及び開発計画
八　工業用水道の需要見通し及び開発計画
九　上水源の確保及び代替水源の開発計画
十　既存水道施設の改良計画
十一　中水道の開発普及計画
十二　水道事業の経営体系改善計画
十三　水道技術の開発計画
十四　水道人材の確保及び教育訓練計画
十五　水道事業の投資及び財源調達計画
十六　水道水の水質改善に関する事項
十七　水道施設の情報化に関する事項

3　環境部長官は、総合計画を策定するため、関係中央行政機関の長、市及び道知事並びに関係する機関団体の長に、総合計画の策定に必要な資料の提出を要請することができる。

4　環境部長官は、総合計画を策定する場合、関係中央行政機関の長、市及び道知事(以下「関係機関の長」という。)と予め協議し、策定された総合計画を関係機関の長に通知しなければならない。

5　環境部長官は、水道供給政策の変更等で総合計画の重要な事項が変更されれば、国土海洋部長官、特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)に、水道整備基本計画の変更を要請することができる。〈改正 2008. 2. 29〉

6　環境部長官は、総合計画が立案された日から5年が経過すればその妥当性を再検討して、これを変更しなければならない。

第6条(水需要管理目標制の実施)

1　市及び道知事は、水道事業の効率性を高めて水道水の需要管理を強化するため、1人当たり適正水使用量等を考慮して管轄市、郡及び区(自治区をいう。以下同じ。)別水需要管理目標を定めて、これを達成するための総合的な計画(以下「総合計画」という。)を5年ごとに立案して環境部長官の承認を受け、環境部長官は総合計画を承認する前に、国土海洋部長官と協議しなければならない。立案された総合計画を変更する時も同様とする。〈改正 2008.2.29〉

2　市長、郡首及び区庁長は、総合計画を施行するため、次の各号の事項が含まれた計画(以下「施行計画」という。)を策定して、市及び道知事の承認を受け、策定された施行計画を変更する時にも承認を受けなければならない。ただし、特別市及び広域市の場合、第1号及び第2号に関する事項は特別市長と広域市長が施行計画を策定し施行する。

一　年次別漏水量を減らす目標及び事業計画

二　年次別有収水量を増やす目標及び事業計画

三　中水道及び節水設備等水節約施設の年次別普及目標及び推進計画

四　その他水の節約及び水利用の効率性を高めるために大統領令で定める事項

3　環境部長官及び関係行政機関の長は、第1項による水需要管理目標を達成できない市、郡及び区に対しては、その市、郡及び区が施行する次の各号の事業又は行為に対する承認・許可等を出さないことがある。特別な理由もなく総合計画及び施行計画の承認を受けない特別市、広域市及び道(以下「市・道」という。)並びに市、郡及び区についても同様である。

一　一般水道事業

二　都市開発事業、産業団地及び観光地等の開発

4　環境部長官及び関係中央行政機関の長は、第1項による水需要管理目標の成果により、市・道及び市、郡及び区に対する支援を別に行うことができる。

第7条(水道水源保護区域指定等)

1　環境部長官は、水道水源の確保と水質保全のために必要と認められる地域を、水道水源保護のための区域(以下「水道水源保護区域」という。)に指定又は変更することができる。

2　環境部長官は、第1項により水道水源保護区域を指定又は変更した場合は、遅滞なく公告しなければならない。

3　第1項及び第2項により指定及び公告された水道水源保護区域では、次の各号の行為をすることはできない。〈改正 2007.5.17〉

一　「水質及び水生態系保全に関する法律」第2条第7号及び第8号による水質汚染物質特定水質有害物質、「有害化学物質管理法」第2条第7号による有害化学物質、「農薬管理法」による農薬、「廃棄物管理法」第2条第1号による廃棄物、「下水道法」第2条第1号及び第2号による汚水・し尿又は「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第2条第2号による家畜糞尿を捨てる行為

二　その他水道水源を汚染させる明白な危険がある行為で、大統領令で定める禁止行為

4　第1項及び第2項により指定及び公告された水道水源保護区域で、次の各号のいずれか一つに該当する行為をする者は、管轄市長、郡首又は区庁長の許可を受けなければならない。ただ

し、大統領令で定める軽微な行為の場合は、申告しなければならない。

一　建築物、その他の工作物の新築、建増し、改築、再築、移転、変更又は除去

二　立木及び竹の栽培又は伐採

三　土地の掘削、盛土、その他土地の形質変更

5　第1項から第4項までの規定による水道水源保護区域の指定、手続き及び許可の基準に必要な事項は、大統領令で定める。〈改正 2007.12.27〉

第8条(水道水源保護区域の管理)

1　水道水源保護区域は、該当区域を管轄する市長、郡首及び区庁長が管理する。

2　水道水源保護区域が二以上の市、郡及び区の管轄区域にまたがっている場合又はその他特別な理由がある場合は、大統領令で定める市・道知事、市長、郡首又は区庁長が管理する。

3　環境部長官は、水道水源保護区域の管理状態を環境部令で定めるところにより評価し、関係行政機関の長に対してその区域の適正な管理のために必要な措置を要請することができる。

第9条(住民支援事業)

1　第8条第1項又は第2項により水道水源保護区域を管理する市・道知事、市長、郡首又は区庁長(以下、本条から第11条までの規定において「管理庁」という。)は、大統領令で定めるところにより水道水源保護区域に居住する住民又は水道水源保護区域で農林水産業等に従事する者に対する支援事業(以下「住民支援事業」という。)計画を策定し施行することができる。この場合、市長、郡首及び区庁長は、市・道知事の承認を受けなければならない。

2　住民支援事業の種類は、次の各号のとおりとする。

一　所得増大事業

二　福祉増進事業

三　育英事業

四　その他大統領令で定める事業

3　住民支援事業に関する計画の策定及び施行手続その他必要な事項は、大統領令で定める。

第10条(財源等)

1　住民支援事業に必要な財源は、管理庁が次の各号の財源で賄う。

一　水道水源保護区域の指定で利益を受ける水道事業者の出資金

二　借入金

三　第1号及び第2号による資金運用で生じる収益金

四　地方自治体の一般会計及び他の特別会計からの繰入金

2　第1項第1号による水道事業者は、水道事業の販売収入金の一部を大統領令で定めるところにより出資金として拠出しなければならない。

3　国は、第1項により賄われた財源の規模及び所要財源等を考慮して、大統領令で定めるところにより環境改善特別会計で必要な費用の一部を補助することができる。

4　管理庁は、第1項による財源を別途の会計で区分及び管理しなければならない。

第 11 条 (水道水源保護区域の費用負担)

1　水道事業者が大統領令で定める水道水源保護区域の指定管理で利益を得る場合には、その水道水源保護区域の管理及び大統領令で定める水質汚染防止施設の運営等に要する費用を、その水道水源保護区域を管理する管理庁と協議して、その利益を得る範囲内で大統領令で定める費用負担基準により負担しなければならない。

2　第 1 項による協議が成立しない場合、次の各号によりその費用負担を決定する。

一　関係する市、郡及び区が各々同じ市・道の管轄区域に属する場合は、管轄市・道知事が決定する。

二　関係する市、郡及び区が各々異なる市・道の管轄区域に属する場合は、管轄市及び道知事間で協議して決定する。

三　水道事業者が地方自治体でない場合は、当該水道事業者及び当該水道水源保護区域を管轄する市・道知事が協議して決定する。

3　行政安全部長官は、第 2 項第 2 号及び第 3 号による協議が成立しない場合、市・道知事の意見を聴取し、関係中央行政機関の長と協議して決定する。〈改正 2008. 2. 29〉

第 12 条 (水道事業の経営原則)

1　水道事業は、国、地方自治体又は韓国水資源公社が経営することを原則とする。ただし、地方自治体等の代わりに民間事業者によって水道水を供給することが必要と認められる場合には、その限りではない。

2　水道事業者は、水道事業を経営する場合、合理的な原価算定による水道料金体系を確立して、水道施設の整備拡充及び水道に関する技術向上に努めなければならない。

3　水道事業者は、第 2 項による水道料金体系を確立する場合に、需要者の水節約を促し需要者が水の供給を受けるのに要する費用及び事業の継続性を維持するために必要な財源を、料金収入で確保するように努めなければならない。

第 13 条 (営利行為禁止等)

1　何人も、水道水を容器に入れたり機具等で再処理をして販売することはできない。

2　環境部長官、特別市長、広域市長、市長及び郡首 (広域市の郡首を除く。) は、第 1 項に違反した者に対して、機具等の撤去、水道水の供給中止等の必要な措置をとることができる。

第 14 条 (中水道の設置)

1　水を効率的に利用するため、次の各号のいずれか一つに該当する施設物を新築 (建増し、改築又は再築される部分が、次の各号のいずれか一つに該当する場合を含む。以下同じ。) する者は、単独又は共同で使用水量の 10 パーセント以上を再利用できる中水道を設置及び運営し、中水道の設置結果を環境部令に定めるところにより市長、郡首又は区庁長に通知しなければならない。

一　「公衆衛生管理法」第 2 条第 1 項第 2 号又は第 3 号による宿泊業及び入浴場業に使用される施設で、建築延面積が 60、000 平方メートル以上の施設

二　「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」第 2 条第 1 号による工場で、1 日の廃水排出量が 1、500 立方メートル以上の施設

三　その他大統領令で定める種類及び規模以上の施設

2　中水道の施設基準及び管理に関する事項、第1項による使用水量、同項第1号による建築延面積、同項第2号による廃水排出量の算定、その他必要な事項は、環境部令で定める。

3　国及び地方自治体は、中水道を設置した施設の所有者に対して、その中水道の設置費用を支援することができ、地方自治体は条例に定めるところにより水道料金を軽減することができる。

4　市長、郡首又は区庁長は、第1項による施設を新築する者が中水道を設置及び運営しない場号は、その履行を命じることができる。

[法律第8370号(2007.4.11)付則第3条の規定により、本条は2007年9月27日まで有効である。]

第15条(節水設備等の設置)

1　建築主は、大統領令で定める建築物及び施設を建築する場合、水道水の節約と効率的利用のために節水設備を設置しなければならない。

2　「公衆衛生管理法」第2条第1項第2号及び第3号による宿泊業(客室が10室以下の場合を除く。)及び入浴場業又は「体育施設の設置利用に関する法律」第10条第1項第1号によるゴルフ場業を営む者は、節水設備及び節水機器を設置しなければならない。

3　第1項及び第2項による節水設備及び節水機器の種類基準等に関する事項は、環境部令で定める。

4　市長、郡首又は区庁長は、第2項による宿泊業、入浴場業又はゴルフ場業を営む者が、節水設備及び節水機器を設置しない場合は、その履行を命じることができる。

第16条(雨水利用施設の設置)

1　総合運動場及び室内体育館等屋根の面積が広い施設であって大統領令で定める施設を新築(大統領令に定める規模以上で建増し改築又は再築する場合を含む。)する者は、雨水利用施設を設置及び運営しなければならない。

2　雨水利用施設の施設基準及び管理その他必要な事項は、環境部令に定める。

3　国及び地方自治体は、雨水利用施設を設置した施設の所有者に対して当該雨水利用施設の設置費用を支援することができ、地方自治体は、条例に定めるところにより水道料金を軽減することができる。

第2章　一般水道事業

第17条(一般水道事業の認可)

1　一般水道事業を経営する者は、大統領令で定めるところにより地方自治体が設置する広域上水道以外の広域上水道(浄水施設を除く。)の場合には国土海洋部長官の認可を受け、国土海洋部長官が認可する広域上水道の浄水施設並びに地方自治体が設置する広域上水道及び地方上水道の場合には環境部長官の認可を、村落上水道の場合には市長、郡首又は区庁長の認可を受けなければならない。認可された事項を変更(大統領令で定める軽微な事項を変更する場合を除く。)する場合も同様とする。〈改正2008.2.29〉

2　環境部長官又は国土海洋部長官が第1項による認可をする場合、予め互いに協議しなければ

ならない。この場合、国土海洋部長官が浄水施設が含まれた広域上水道に関して、環境部長官と協議して認可すれば、その浄水施設の設置及び運営に対する環境部長官の認可を受けたものとみなす。〈改正 2008. 2. 29〉

3　環境部長官、国土海洋部長官、市長、郡首又は区庁長(以下「認可官庁」という。)は、第 1 項により一般水道事業を認可したときは、遅滞なく告示しなければならない。〈改正 2008. 2. 29〉

4　環境部長官及び国土海洋部長官は、各年度の一般水道事業に関する計画を策定する際に、互いに協議して効率的な事業運用になるようにしなければならない。〈改正 2008. 2. 29〉

第 18 条(施設基準等)

1　一般水道事業者は、水道施設を設置する時に地震に対する安全性を考慮し、原水の質及び量、地理的条件、水道の種類及び施設の規模により、大統領令で定める基準に適合する一般水道の水道施設を具備しなければならない。

2　水道施設に使用される水道用資材及び製品は、大統領令で定める基準に適合するものを使用しなければならない。

3　第 3 条第 24 号による貯水槽を設置する時には、環境部令で定める基準に従わなければならない。ただし、第 33 条第 2 項による大統領令で定める規模以上の建築物又は施設を除いた建築物又は施設に貯水槽を設置する場合に従わなければならない施設基準は、地方自治体の条例で定めることができる。

第 19 条(完工時の水質検査)

1　一般水道事業者が水道工事を完工した時には、大統領令で定めるところにより水質検査を受けなければならない。

2　一般水道事業者は、第 1 項による水質検査を受けない場合は水道水を供給できない。

第 20 条(水道施設の保護)

何人も、一般水道事業者の事前同意を受けずに、一般水道の既存水道管から分岐して水道施設を設置したり、一般水道の水道施設を変造及び損壊してはならない。

第 21 条(水道施設の管理)

1　一般水道の水道施設管理権は、一般水道事業者が有する。ただし、給水設備の水道施設管理権は、大統領令で定める者が有する。

2　第 1 項ただし書にかかわらず、一般水道事業者は該当給水設備の所有者又は管理者の同意を受け、給水設備の状態及び水道水の水質を検査することができる。

3　一般水道事業によって水道水を供給される者は、その水道事業者に対して給水設備の状態及び供給される水道水の水質に対する検査を要求することができる。

4　一般水道事業者は、第 2 項と第 3 項による検査の結果、給水設備が古い場合及び水道水が第 26 条第 2 項による水質基準に違反した場合には、環境部令で定めるところによりその給水設備の所有者又は管理者に対し、給水設備の洗浄及び更生、又は取替え等必要な措置をとるように勧告することができる。この場合、一般水道事業者は該当地方自治体の条例により洗浄及び更生、又は取替えに必要な費用の一部を補助又は融資することができる。

5　一般水道事業者は、水道に関する技術的な管理等大統領令で定める業務を遂行するため、大統領令で定める基準に適合する者を水道施設管理者に任命しなければならない。

6　一般水道事業者は、浄水施設の効率的な運営及び管理のため、浄水施設の規模等を考慮して大統領令で定める基準により浄水施設運営管理士を配置して管理しなければならない。

第23条(水道施設運営管理業務の委託)

1　一般水道事業者は、水道事業を効率的に運営及び管理するため、大統領令で定めるところにより水道施設の運営管理に関する業務(以下「水道管理業務」という。)の全部又は一部を、大統領令で定める専門機関又は地方自治体の水道事業者に委託することができる。

2　一般水道事業者は、第1項により水道管理業務を委託する場合、大統領令で定めるところにより水道管理業務を委託受ける者(以下「受託者」という。)と委託契約を締結し、環境部令で定めるところにより環境部長官に次の各号の事項を遅滞なく申告しなければならない。

一　委託契約を締結した場合にはその締結事実

二　委託契約を解約した場合にはその解約事実

3　受託者は、その受託を受けた水道管理業務の範囲内で、第28条、第29条、第32条、第33条第1項、第36条、第37条及び第61条を適用する場合、一般水道事業者とみなす。

4　一般水道事業者が水道管理業務を委託した場合、その委託業務の処理に対して受託者を指示及び監督しなければならない。この場合、水道水の安全で適正な供給のために必要と認められれば、資料の提出を要求することができる。

第24条(浄水施設運営管理士)

1　浄水施設運営管理士になろうとする者は、環境部長官が実施する浄水施設運営管理士資格試験に合格しなければならない。

2　次の各号のいずれか一つに該当する者は、浄水施設運営管理士になれない。

一　未成年者、禁治産者又は限定治産者

二　破産宣告を受けて復権していない者

三　禁固以上の実刑を宣告されてその執行が終了(執行が終了したとみなす場合を含む。)した日又は執行が免除された日から2年が経過しない者

四　禁固以上の刑の執行猶予を宣告されてその猶予期間中にある者

五　浄水施設運営管理士の資格の取消し後3年が経過しない者

3　環境部長官は、第1項による資格試験に合格した者に資格証を交付しなければならない。

4　第3項により交付された浄水施設運営管理士資格証を他人に貸与してはならない。

5　第1項による浄水施設運営管理士資格試験の受験資格、試験科目、試験方法、試験の一部免除その他試験に必要な事項は、大統領令で定める。

第25条(浄水施設運営管理士の資格取消し等)

1　環境部長官は、浄水施設運営管理士が次の各号のいずれか一つに該当すれば、その資格を取消し、又は3年以内の範囲で資格を停止することができる。ただし、第1号又は第2号に該当する場合は、その資格を取消さなければならない。

一　偽証その他の不正な方法で資格を取得した場合
二　第24条第2項第1号から第5号までの規定中、いずれか一つに該当する場合
三　故意又は重大な過失による浄水施設運営・管理の不手際で、水道水を供給された住民などの健康に害となる影響を及ぼした場合
四　第24条第4項に違反して資格証を他人に貸与した場合

2　第1項による浄水施設運営管理士資格の取消し又停止に関する基準は、その処分の理由及び違反の程度等を考慮して環境部令で定める。

第26条(水質基準)

1　水道を通じて飲用を目的に供給される水には、次の各号のいずれか一つに該当する物質が含まれてはならない。
一　病原性微生物に汚染されたり汚染されるおそれがある物質
二　健康に害となる影響を及ぼすおそれのある無機物質又は有機物質
三　審美的影響を及ぼすおそれのある物質
4. そのほかに健康に害になる影響を及ぼすおそれのある物質

2　第1項による水質基準に関して必要な事項は、環境部令で定める。

3　市・道知事は、住民の健康保護等のために必要であると認定すれば、第2項による水質基準以外の項目に対して、地域別水質基準及び検査方法を条例で定めることができる。ただし、二以上の市・道に原水又は浄水を供給する広域上水道に対しては、その限りではない。

第27条(水質基準違反内容の公示)

1　一般水道事業者は、水道水が第26条第2項による水質基準に違反すれば、大統領令に定めるところによりその違反内容を管轄区域の住民に通知し、水質改善のために必要な措置をとらなければならない。

2　第1項による公示の方法及び手続き等に関して必要な事項は、環境部令で定める。

第28条(浄水処理基準)

1　一般水道事業者は、水道を通じて飲用を目的に供給される水が病原性微生物から安全性が確保されるよう、大統領令で定める浄水処理基準を守らなければならない。

2　環境部長官は、一般水道事業者が第1項による浄水処理基準を遵守しない場合は、水道施設の改善等必要な措置を命じることができる。

第29条(水質検査と水量分析)

1　一般水道事業者は、原水及び浄水が環境部令に定める基準に適合するかを把握するため、環境部令で定めるところにより水質検査を実施し、取水量、浄水量及び供給量等に対する水量分析を実施しなければならない。

2　一般水道事業者は、水質検査をするために大統領令で定める基準に適合する検査施設を設置しなければならない。

3　一般水道事業者が第1項による水質検査及び水量分析を実施した時には、環境部令で定める

ところによりこれに関する記録を作成及び保存しなければならない。

4　環境部長官は、一般水道事業者が第 1 項による水質検査及び水量分析結果を偽証したり環境部長官に偽りの報告した時には、その水道事業者に対してその業務を担当した者の懲戒を要求することができる。この場合、その水道事業者は特別な理由がなければこれに従わなければならない。

第 30 条 (水道水評価委員会)

1　次の各号の業務を遂行するために、特別市、広域市、市及び郡 (広域市の郡を除く。) に水道水評価委員会を置く。

一　水道水の定期的検査実施及び公表

二　水道事業者に対する水質管理及び水道施設の運営に関する諮問

三　第 1 号による検査対象及び検査地点の選定

2　第 1 項による水道水評価委員会の組織及び運営等に関して必要な事項は、地方自治体の条例で定める。

第 31 条 (水道水品質報告書)

1　一般水道事業者は、毎年 1 回以上水道水品質報告書を発刊して、管轄給水区域で水道水の供給を受ける者に提供しなければならない。

2　第 1 項による水道水品質報告書の内容、発刊及び提供方法等に関して必要な事項は、環境部令で定める。

第 32 条 (健康診断)

1　一般水道事業者は、取水、浄水又は配水施設で業務に従事する者及びその施設中に居住する者に対して、環境部令で定めるところにより健康診断を実施しなければならない。

2　一般水道事業者は、第 1 項による健康診断の結果、他人に危害を及ぼすおそれのある病気を持っていると認められる者を、その業務に従事させたりその施設中に住まわせたりしてはならない。

3　第 1 項による健康診断に関する記録の作成及び保存に関しては、第 29 条第 3 項を準用する。

第 33 条 (衛生上の措置)

1　一般水道事業者は、水道に関して、消毒及び水質検査、その他の衛生に必要な措置 (以下「消毒等衛生措置」という。) をしなければならない。

2　水道水を多量に使用する建築物又は施設で、大統領令で定める規模以上の建築物又は施設の所有者又は管理者 (「住宅法」第 2 条による共同住宅に対しては、同法第 55 条による管理事務所長を建築物や施設の管理者とみなす。以下、第 4 項及び第 36 条第 1 項から同じ。) は、給水設備 (一般水道事業者が水道施設管理権を持つ部分を除く。) に対する消毒等衛生措置をしなければならない。この場合、一般水道事業者は、地方自治体の条例で定めるところにより水質検査に必要な費用の一部を支援することができる。

3　次の各号の建築物又は施設の所有者や管理者は、環境部令で定めるところにより給水管 (一般

水道事業者が水道施設管理権を持つ部分を除く。)を周期的に検査して、その結果により洗浄、更生、取替え等必要な措置(以下「洗浄等措置」という。)をしなければならない。

一　不特定多数が利用する建築物で、大統領令で定める種類及び規模に該当する建築物

二　国又は地方自治体が国民生活の福祉増進のために設置する施設で、大統領令で定める種類及美規模に該当する施設

4　一般水道事業者は、第2項又は第3項による建築物又は施設の所有者又は管理者が、消毒等衛生措置又は洗浄等措置を実施するかどうかに対して指示及び監督しなければならない。

5　第1項から第4項までの規定による消毒等衛生措置、洗浄等措置、水質検査の周期項目並びに指導及び監督に関して必要な事項は、環境部令で定める。ただし、第2項による規模以上の建築物又は施設を除いた建築物又は施設に対する消毒等衛生措置は、地方自治体の条例で定めることができる。

第34条(貯水槽清掃業の申告)

1　貯水槽の衛生的管理のための清掃業(以下「貯水槽清掃業」という。)を経営する者は、環境部令で定める人材、施設及び装備等の基準を具備して、市長、郡首又は区庁長に申告しなければならない。申告した事項中、環境部令で定める重要事項を変更する時も同様とする。

〈改正 2007. 12. 27〉

2　貯水槽清掃業の申告をした者(以下「貯水槽清掃業者」という。)は、廃業又は休業する場合は、市長、郡首又は区庁長に申告しなければならない。

3　第35条第1項により事業場の閉鎖命令を受けた者は、その命令を受けた日から1年以内は貯水槽清掃業の申告をすることができない。

第35条(貯水槽清掃業の営業停止等)

1　市長、郡首又は区庁長は、貯水槽清掃業者が、次の各号のいずれか一つに該当すれば3ヶ月以内の期間を定めて、営業の停止を命じたり事業場の閉鎖を命じることができる。

一　偽証その他の不正な方法で第34条による申告をしたり申告をせずに貯水槽清掃業をした場合

二　第34条第1項による申告基準を満たさない場合

三　この法律又はこの法律による命令又は処分に違反した場合

2　第1項による処分の基準は、環境部令で定める。

第36条(教育)

1　次の各号のいずれか一つに該当する者は、大統領令で定めるところにより環境部長官が行う水道施設の管理に関する教育を受けなければならない。

一　第33条第2項による建築物又は施設の所有者及び管理者

二　貯水槽清掃業者

三　一般水道事業者

2　一般水道事業者及び貯水槽清掃業者は、水道施設の運営要員及び貯水槽清掃業に直接従事する従業員に、大統領令で定めるところにより第1項による教育を受けさせなければならない。

3　環境部長官は、第 1 項及び第 2 項による教育業務を大統領令で定める機関又は団体に委託することができる。

第 37 条(給水の緊急停止等)

1　一般水道事業者は、水道水が健康を害するおそれがあれば、遅滞なく水道水の供給を停止しなければならない。

2　一般水道事業者が第 1 項により水道水の供給を停止すれば、遅滞なく市・道知事、当該地域の住民及び関係機関の長に状況を通知し、水質検査及び非常給水等の必要な措置を講じなければならない。

3　一般水道事業者が供給する水が健康を害するおそれがあることを発見した者は、その一般水道事業者にその事実を遅滞なく通知しなければならない。

第 38 条(供給規定)

1　一般水道事業者は、大統領令で定めるところにより水道水の料金、給水設備に関する工事の費用負担その他水道水の供給条件に関する規定を定めて、水道水の供給を始める前までに認可官庁(広域上水道の場合には国土海洋部長官をいう。以下、第 65 条から同じ。)の承認を受け、承認を受けた事項を変更する場合も同様とする。ただし、水道事業者が地方自治体の場合は、当該地方自治体の条例で定める。〈改正 2008. 2. 29〉

2　第 1 項による一般水道事業者及び認可官庁は、水道水の供給条件に関する規定を定め承認する時に、その水道の設置に要した費用の全額を水道水の料金で回収するできるようにしなければならない。

第 39 条(給水義務)

1　一般水道事業者は、水道水の供給を望む者に、正当な理由なくその供給を拒否してはならない　。

2　一般水道事業者がやむを得ない理由で一時水道水を供給できない場合には、予めその区域及び期間を定めて公告しなければならない。

第 40 条(管轄区域以外の給水)

環境部長官は、一般需要者の便益増進その他公益上必要であると認定すれば、水道事業者の地方自治体にその地方自治体をして管轄区域以外の地域に水を供給させることができる。

第 41 条(緊急給水支援)

1　市・道知事は、天災地変又はその他の非常時に、緊急に水道水を供給する必要があると認定すれば、水道事業者に期間、水量及び方法を定めて、水道水を他の水道事業者に供給することができる。ただし、水道事業者が市・道知事の場合は、環境部長官が命じる。

2　第 1 項により供給する水道水の料金は、関係水道事業者間で協議して決定する。

3　関係水道事業者は、第 2 項による協議が成立しなければ、大統領令で定めるところにより管轄土地収用委員会に裁決を申請することができる。

4　管轄土地収用委員会の裁決があれば第2項による協議が成立したものとみなす。

第42条(事業の廃業又は休業)

一般水道事業者は、水道水の供給を始めた後には、その一般水道事業の全部又は一部を廃業したり休業してはならない。ただし、大統領令で定める廃業又は休業の許可基準により認可官庁の許可を受けた場合は、その限りではない。

第43条(国が設置する水道の特例)

1　環境部長官及び国土海洋部長官は、一般水道事業者の地方自治体が財政的及び技術的又は地理的条件等によって、一般水道の水道施設を設置できなかったりその設置が困難であると認定すれば、直接一般水道の水道施設を設置することができる。〈改正 2008. 2. 29〉

2　環境部長官及び国土海洋部長官は、第1項により設置した一般水道の水道施設を当該地方自治体に委任したり韓国水資源公社に委託して管理することができる。〈改正 2008. 2. 29〉

3　環境部長官及び国土海洋部長官は、第1項により水道施設を設置したり第2項により水道施設を委任又は委託して管理する場合、予め行政安全部長官と協議しなければならない。ただし、国土海洋部長官が設置して韓国水資源公社に委託する施設の場合は、その限りではない。〈改正 2008. 2. 29〉

4　国土海洋部長官は、大統領令で定めるところにより韓国水資源公社をして広域上水道の水道水を一般需要者に供給させることができる。この場合、予め関係特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)の同意を得なければならない。〈改正 2008. 2. 29〉

第44条(水道施設等の買収)

1　地方自治体は、地方自治体以外の者(国を除く。)がその管轄区域で一般水道事業を経営していて次の各号のいずれか一つに該当すれば、市・道知事の承認を受けて、当該一般水道事業者からその水道施設とこれに付帯している土地、建物、その他の物(以下「水道施設等」という。)を買収することができる。

一　第65条による供給条件の変更命令を受けて改善しない場合

二　給水区域の拡張が必要な場合

三　供給される水道水が第26条による水質基準を満たさず、健康を害するおそれがある場合

2　地方自治体が第1項により一般水道の水道施設等を買収する場合、その価格及びその他の買収条件に関して、その一般水道事業者と協議しなければならない。

3　地方自治体及び一般水道事業者は、第2項による協議が成立しなければ、管轄土地収用委員会に裁決を申請することができる。

4　第3項による管轄土地収用委員会の裁決、異議に対する裁決及びその効果等に関しては、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」を準用する。

第45条(消火栓)

一般水道事業者は、当該水道に公共の消防のために必要な消火栓を設置及び管理しなければならない。

第46条(他の法律との関係)

1　一般水道事業を経営する者が第17条第1項により一般水道事業の認可を受ければ、次の各号の認可、許可、同意、免許、承認、指定又は解除(以下「許認可等」という。)を受けたものと見なして、一般水道事業の認可告示があれば、次の各号の関係法律による告示又は公告があるものとみなす。〈改正 2007. 12. 27、2008. 3. 21〉

一　「国土の計画及び利用に関する法律」第56条第1項による開発行為許可

二　「共有水面管理法」第5条による共有水面の占用及び使用許可並びに同法第8条による実施計画の承認又は申告

三　「共有水面埋立法」第9条による埋立免許、同法第15条による実施計画の承認及び同法第38条による共有水面埋立に関する協議又は承認

四　「河川法」第30条による河川工事施行の許可及び同法第33条第1項第2号から第5号までの規定による河川の占用等の許可

五　「道路法」第34条による道路工事施行の許可及び同法第38条による道路の占用許可

六　「農地法」第34条による農地の専用許可

七　「山地管理法」第14条第15条による山地専用許可及び山地専用申告、「山林資源の造成及び管理に関する法律」第36条第1項第4項及び第45条第1項第2項による立木伐採等の許可申告。ただし、「山林資源の造成及び管理に関する法律」による山林遺伝資源保護林、採種林及び試験林の場合を除く。

八　「草地法」第21条の2による土地形質変更等の許可及び同法第23条による草地専用の許可又は申告

九　「砂防事業法」第14条による伐採等の許可及び同法第20条による砂防地指定の解除

十　「測量法」第25条による測量成果の使用承認

十一　「産業立地及び開発に関する法律」第16条第1項による事業施行者の指定及び同法第17条第1項、同法第18条第1項、同法第19条第1項による実施計画の承認

十二　「私道法」第4条による私道の開設許可

十三　「商売等に関する法律」第23条第1項による無縁墓地の改葬許可

2　認可官庁が第17条第1項により一般水道事業の認可をする場合、その事業計画に第1項各号の事項が含まれていれば、予め関係行政機関の長と協議しなければならない。

3　一般水道事業者が国又は地方自治体の場合、第1項により他の法律による許認可等を受けたとみなす場合には、関係法律により賦課される手数料又は使用料等を免除する。ただし、「農地法」第38条による農地保全負担金及び「草地法」第23条第6項による代替草地造成費を除く。

第47条(村落上水道)

1　国及び地方自治体は、村落上水道の衛生管理のために必要な技術及び財政支援をしなければならない。

2　市長、郡首及び区庁長は、その地方自治体の条例で定めるところにより管轄区域の村落上水道を適正に運営・管理しなければならない。

第3章　工業用水道事業

第48条(国等が設置する工業用水道)

国は、「産業立地及び開発に関する法律」第2条第5号による産業団地に対して、工業用水道施設を設置して工業用水を供給したり他の水道事業者のために工業用水道施設を設置して、工業用水を供給しなければならない。

第49条(工業用水道事業の認可)

工業用水道事業をする者は、国土海洋部長官の認可を受けなければならない。この場合、国土海洋部長官は、環境部長官と予め協議しなければならない。認可された事項を変更(大統領令で定める軽い事項を変更する場合を除く。)する場合も同様とする。〈改正 2008. 2. 29〉

第50条(準用規定)

工業用水道及び工業用水道事業に関しては、第17条第3項、第18条、第20条、第21条第1項第5項、第23条及び第38条から第46条までの規定を準用する。

第4章　専用水道

第51条(国が設置する専用水道)

国が設置する専用水道に関しては、この法律に特別な規定があること以外は大統領令で定めるところによる。

第52条(専用上水道認可)

1　専用上水道を設置する者は、大統領令で定めるところにより特別市長、広域市長、市長又は郡首(広域市の郡首を除く。)の認可を受け、その認可の要件は大統領令で定める。〈改正 2007. 12. 27〉

2　第1項により認可を受けた事項のうち、大統領令で定める重要な事項を変更する場合は変更認可を受け、その他の事項を変更する場合は変更申告をしなければならない。

3　専用上水道の設置者は、専用上水道を廃止したり一定期間停止する場合は、特別市長、広域市長、市長又は郡首(広域市の郡首を除く。)に申告しなければならない。

第53条(専用上水道に関する準用規定)

専用上水道に関しては、第18条、第19条、第21条第5項、第26条、第29条第1項第3項、第32条、第33条、第37条及び第61条を準用する。

第54条(専用工業用水道に関する準用規定)

専用工業用水道に関しては、第21条第5項、第52条及び第61条を準用する。

第55条(小規模給水施設)

1　市長、郡首及び区庁長は、小規模給水施設に対して、環境部令で定めるところにより水質検査をしなければならない。

2　市長、郡首及び区庁長は、その地方自治体の条例で定めるところにより小規模給水施設の改良及び管理に努めなければならない。

3　国及び地方自治体は、小規模給水施設の設置及び衛生管理のために必要な技術的及び財政的支援をすることができる。

第5章　韓国上下水道協会

第56条(韓国上下水道協会の設立)

1　水道事業者、「下水道法」第18条による公共下水道管理庁、水道(下水道を含む。以下、同じ。)に関連した事業を経営する者、水道に関連した学術研究分野に従事する者、その他大統領令で定める者は、水道に関する調査、研究、技術開発、その他水道の健全な発展を図るため、韓国上下水道協会(以下「協会」という。)を設立することができる。

2　協会は、法人とする。

3　協会は、その主な事業所の所在地で設立・登記をすることで成立する。

4　協会の事業に要する経費は、水道事業者等会員が出す会費及び事業収入金等で充当し、国、地方自治体及び韓国水資源公社は、経費の一部を予算の範囲内で支援することができる。

5　第1項により協会が設立されれば、水道事業者(民間水道事業者を除く。)及び公共下水道管理庁は自動的に会員になるものとする。

第57条(役員と選出方法等)

1　協会には、会長を含む理事及び監事を役員として置く。

2　協会の業務は、大統領令で定める。

3　協会役員の定員、任期及び選出方法等に関して必要な事項は、定款で定める。

第58条(監督)

環境部長官は、協会に対して水道に関する調査及び研究をさせたり業務上必要な報告をさせることができる。

第59条(「民法」規定の準用)

協会に関しては、この法律に規定がある以外に、「民法」の社団法人に関する規定を準用する。

第6章　土地等の収用と使用

第60条(土地等の収用及び使用)

1　水道事業者は、水道事業の施行のために必要であれば、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第3条で定める土地物又は権利(以下「土地等」という。)を収用したり使用することができる。

2　第 17 条第 1 項及び第 3 項(第 50 条により準用される場合を含む。)による水道事業認可及び認可告示があれば、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 20 条第 1 項及び同法第 22 条による事業認定及び事業認定告示があるものと見なして、裁決の申請は「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第 23 条第 1 項及び同法第 28 条第 1 項にかかわらず、水道工事を完工する時までに行わなければならない。

3　土地等の収用又は使用に関しては、この法律の規定以外に「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」を準用する。

第 61 条(他人の土地への立入り等)

1　水道事業者は、水道事業の施行又は給水設備の検査のために、必要であれば他人の土地に立入りしたり他人の土地を一時使用することができ、特に必要な場合には立木及び竹、土石、その他の障害物を移動したり撤去することができる。

2　第 1 項の場合には「国土の計画及び利用に関する法律」第 130 条第 2 項から第 8 項まで及び同法第 131 条を準用する。この場合、「" 都市計画施設事業の施行者」はこの法律による「水道事業者」とみなす。

第 7 章　監　督

第 62 条(指揮・監督)

環境部長官は、水道施設の設置計画、水道事業の運営等と関連して、水道水の水質保全及び改善及び水道施設の効率的な運営管理のために必要と認めれば、その水道事業者に事業計画の変更要求、事業運営の改善指示、その他必要な措置を命じることができる。

第 63 条(法令違反者等に対する措置)

1　認可官庁(特別市長及び広域市長を含む。以下、第 64 条から第 66 条まで同じ。)は、水道事業者又は専用水道の設置者が次の各号のいずれか一つに該当すれば、この法律による認可を取消さなければならない。

一　認可を受けた水道事業又は専用水道の工事着手予定日又は工事完工予定日から 1 年が経過しても、工事に着手又は工事を完工しない場合

二　認可を受けた水道事業の給水開始予定日から 6 ヶ月が経過しても、水道水を供給しない場合

三　偽証その他の不正な方法で、この法律による認可、許可又は承認を受けた場合

2　認可官庁(特別市長及び広域市長を含む。)は、水道事業者(受託者を含む。)又は専用水道の設置者が次の各号のどれ一つに該当すれば、この法律による認可の取消し、その効力の停止、工事の中止、工作物の改築、移転、変更及び除去を命じたり、その他の必要な措置を講じることができる。

一　第 13 条第 1 項に違反して水道水を容器に入れたり機具等で再処理して販売した場合

二　第 17 条第 1 項後段又は第 49 条後段により認可を受けることなく、認可された事項を変更した場合

三　第 18 条(第 50 条及び第 53 条により準用する場合を含む。)に違反して水道施設がこの法律による施設基準に適合しない場合

四　第 19 条(第 53 条により準用する場合を含む。)に違反して水質検査を受けなかったり受けずに水道水を供給した場合

五　第 21 条第 5 項(第 50 条第 53 条及び第 54 条により準用する場合を含む。)による水道施設管理者を任命しなかったり同条第 6 項による浄水施設運営管理士を配置しない場合

六　第 23 条第 2 項(第 50 条により準用する場合を含む。)による委託契約締結の申告をしない場合

七　第 27 条第 1 項に違反して水質基準違反内容を住民に通知しないなど必要な措置を講じない場合

八　第 28 条第 1 項(第 23 条第 3 項により準用する場合を含む。)による浄水処理基準を遵守しなかったり同条第 2 項(第 23 条第 3 項により準用する場合を含む。)による措置命令を履行しない場合

九　第 29 条第 1 項及び第 3 項(第 23 条第 3 項及び第 53 条により準用する場合を含む。)に違反して水質検査及び水量分析を実施しなかったりその記録を作成及び保存しない場合

十　第 31 条第 1 項に違反して水道水品質報告書を提出しない場合

十一　第 32 条(第 23 条第 3 項及び第 53 条により準用する場合を含む。)による健康診断に関する規定に違反した場合

十二　第 33 条第 1 項(第 23 条第 3 項及び第 53 条により準用する場合を含む。)による消毒等衛生措置を施さなかったり同条第 4 項による指導監督をしない場合

十三　第 36 条(第 23 条第 3 項により準用する場合を含む。)に違反して水道施設の運営要員に教育を受けさせない場合

十四　第 37 条(第 23 条第 3 項及び第 53 条により準用する場合を含む。)による給水の緊急停止等に関する規定に違反した場合

十五　第 38 条第 1 項(第 50 条により準用する場合を含む。)に違反して認可官庁の承認を受けなかったり変更承認を受けない場合

十六　第 39 条(第 50 条により準用場合を含む。)に違反して正当な理由なく水道水供給を拒否したりやむを得ず水道水を供給できない時に予め公告をしない場合

十七　第 41 条第 1 項(第 50 条により準用する場合を含む。)による緊急給水支援命令を履行しない場合

十八　第 42 条(第 50 条により準用する場合を含む。)に違反して認可官庁の許可を得ずに一般水道事業を廃業又は休業した場合

十九　第 45 条(第 50 条により準用する場合を含む。)に違反して水道に消火栓を設置及び管理しない場合

二十　第 61 条第 2 項(第 23 条第 3 項、第 53 条及び第 54 条により準用する場合を含む。)により準用される「国土の計画及び利用に関する法律」第 130 条第 2 項から第 4 項までの規定による許可又は同意を得ずに第 61 条第 1 項による行為をした場合

二十一　第 62 条による措置命令を履行しない場合

二十二　第 64 条第 1 項から第 3 項までの規定による改善命令を履行しない場合

二十三　第 65 条による変更命令を履行しない場合

二十四　第 66 条第 1 項による検査を拒否、妨害又は回避したり報告をしない場合

[全文改正 2007. 12. 27]

第 64 条 (改善命令等)

1　認可官庁は、水道施設がこの法律による施設基準を満たさなければ、該当水道事業者及び専用水道設置者に期間を定めてその施設の改善を命じることができる。

2　認可官庁は、水道施設の管理状態が相当に不具合であると認めれば、水道事業者又は専用水道の設置者に必要な命令を下すことができる。

3　認可官庁は、天災地変その他水質汚染事故等で水道水供給に大きな支障を与えたり与えるおそれがあれば、水道事業者又は専用水道の設置者に必要な命令を下すことができる。。

4　第 1 項から第 3 項までの規定による認可官庁の命令によって損失が発生した場合には、「国土の計画及び利用に関する法律」第 131 条を準用する。

第 65 条 (供給条件の変更)

認可官庁は、第 38 条第 1 項により地方自治体以外の水道事業者が供給規定で定めた水道水の料金、給水設備に関する工事の費用負担、その他水の供給に関する条件等が非常に不適当であると認めれば、その水道事業者にその変更を命じることができる。

第 66 条 (報告の要求等)

1　認可官庁は、水道の施設基準及び水質基準の遵守を確認するために、関係公務員をして水道施設に立入り関係書類、施設、機資材及び水質を検査させたり水道事業者又は専用水道の設置者に必要な報告をさせることができる。

2　第 1 項による検査をする者は、その権限を示す証票を持ち、これを関係者に提示しなければならない。

第 8 章　補　則

第 67 条 (水道施設の管轄権)

水道施設が二以上の市・道の管轄区域にまたがる水道事業及び専用水道に関する市・道知事の権限は、関係市・道知事が協議して行使する。

第 68 条 (料金等の強制徴収)

1　水道水の供給を受けた者が水道水の料金、給水設備に関する工事の費用又は第 71 条による原因者負担金を出さない場合は、地方自治体の水道事業者は地方税滞納処分の例により徴収することができる。

2　第 40 条により管轄区域以外の地域に水道水を供給した地方自治体は、大統領令で定めるところによりその地域を管轄する地方自治体に第 1 項による強制徴収を委任又は委託することができる。

3　水道事業者の地方自治体は、第 2 項により強制徴収を委任又は委託を受けた地方自治体にその徴収した金額の 100 分の 4 に該当する金額を渡さなければならない。

第 69 条 (収入金の使用制限)

韓国水資源公社以外の水道事業者は、水道事業の収入金を水道事業に関する費用又は大統領令で定める事項以外の用途に使用することはできない。

第 70 条 (水道設置費用の負担)

水道 (給水設備を除く。) の設置費用は、水道事業者が負担する。

第 71 条 (原因者負担金)

1　水道事業者は、水道工事をするところに費用発生の原因を提起した者 (住宅団地及び産業施設等水道水を多く使用する施設を設置し、水道施設の新設又は増設等の原因を提起した者を含む。) 又は水道施設を損壊する事業又は行為をした者に、その水道工事水道施設の維持及び損壊予防のために必要な費用の全部又は一部を負担させることができる。

2　第 1 項による負担金の算定基準及び徴収方法その他必要な事項は、大統領令で定める。

第 72 条 (損壊者負担金)

1　水道事業者は、水道施設を損壊する事業又は行為をする者があれば、それによって必要になった水道施設の修理及び維持に関する費用及び損壊予防のために必要な施設を、その事業者又は行為者に負担させることができる。

2　第 1 項の場合は、第 71 条第 2 項を準用する。

[法律第 8370 号 (2007. 4. 11) 付則第 3 条の規定によって、この条は 2008 年 1 月 3 日まで有効]

第 73 条 (技術研究開発等)

1　環境部長官は、水道に関する技術の研究開発を促進するため、水道に関する研究開発計画を策定し、水道に関する専門研究機関に研究開発を推進するように支援することができる。

2　環境部長官は、水道分野の従事者に対する教育訓練を効率的に推進するため、水道に関する教育訓練計画を策定し、水道に関する専門研究機関に教育訓練を委託して実施するように支援することができる。

3　環境部長官及び地方自治体の長は、水道施設の機器及び資材の専門製造業者及び専門技能者を育成するために、技術指導、機能訓練等の施策を施行することができる。

第 74 条 (水道施設に対する技術診断等)

1　水道事業者は、水道施設の管理状態を点検するため、5 年ごとに環境部令で定めるところにより浄水場及び上水道管網等その水道施設に対する技術診断を実施し、その結果を反映した施設改善計画を策定して施行しなければならない。

2　水道事業者は、第 1 項による技術診断に関する業務を環境部令で定める者に代行させることができる。

3　水道事業者は、第1項による技術診断結果及び施設改善計画の策定及び施行結果を認可官庁に通知しなければならない。

第75条(国庫補助等)

国は、水道事業者に対し、水道事業に必要な費用を補助又は融資することができる。ただし、地方自治体の水道事業者が水道施設を設置又は老朽水道施設を改良する場合には、その地方自治体の財政自立度等を考慮して、大統領令で定めるところによりその費用の全部又は一部を補助することができる。

第76条(水道事業用ダムの水没民に対する支援)

水道事業用ダムの建設で発生する水没民に対する支援に関しては「ダム建設及び周辺地域支援等に関する法律」第39条及び第40条を準用する。この場合、「ダム建設及び周辺地域支援等に関する法律」の「ダム受託管理者」及び「ダム受託管理予定者」は、この法律の「水道事業者」とみなす。

第77条(国有地の売却・賃貸)

国有の一般財産として水道事業に直接必要な土地は、「国有財産法」第43条にかかわらず、随意契約で水道事業者に売却又は賃貸することができる。〈改正 2009. 1. 30〉

第78条(権限の委任と委託)

この法律による環境部長官又は国土海洋部長官の権限は、大統領令で定めるところによりその一部を市・道知事又は地方環境官署の長に委任するか、韓国水資源公社又は検定関連専門機関に委託することができる。〈改正 2007. 12. 27、2008. 2. 29〉

第79条(聴聞)

環境部長官、国土海洋部長官、市・道知事又は市長・郡首・区庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する処分をする場合、聴聞を実施しなければならない。〈改正 2008. 2. 29〉

一　第25条による浄水施設運営管理士の資格取消し

二　第35条による貯水槽清掃事業場の閉鎖命令

三　第63条による水道事業認可の取消し

第80条(罰則適用での公務員擬制)

公務員ではなくても第23条(第50条により準用する場合を含む。)により水道事業者から委託を受けた者(地方自治体の場合を除く。)に所属し水道管理業務に従事する役員及び職員は、「刑法」第129条から第132条までの規定を適用するときは、公務員とみなす。

第9章　罰　則

第81条(罰則)

次の各号のいずれか一つに該当する者は、5年以下の懲役又は2、000万ウォン以下の罰金に処する。

一　第17条第1項本文前段又は第49条本文前段による水道事業の認可を受けることなくこれを経営した者

二　第37条第1項(第23条第3項及び第53条により準用する場合を含む。)に違反して遅滞なく水道水の供給を停止しない一般水道事業者(受託者を含む。)又は専用上水道の設置者

第82条(罰則)

第13条第1項に違反して水道水を容器に入れたり機具等で再処理して販売した者は、3年以下の懲役又は1千500万ウォン以下の罰金に処する。

第83条(罰則)

次の各号のいずれか一つに該当する者は、2年以下の懲役又は1、000万ウォン以下の罰金に処する。

一　第7条第3項又は第4項による禁止又は制限に違反した者

二　第17条第1項本文後段又は第49条本文後段による認可を受けることなく認可された事項を変更した水道事業者

三　18条第2項及び第3項に違反して基準に適合しない水道用資材を使用した者又は貯水槽を基準に合わなく設置した者

四　第20条(第50条により準用する場合を含む。)に違反して既存水道管から分岐して水道施設を設置したり、水道施設を改造又は損壊した者

五　第24条第4項に違反して資格証を他人に貸与した者

六　第33条第1項から第3項まで(第23条第3項及び第53条により準用する場合を含む。)の規定に違反して消毒等衛生措置又は洗浄等措置をしない一般水道事業者(受託者を含む。)、専用上水道施設の設置者、建築物施設の所有者又は管理者

七　第37条第2項(第23条第3項及び第53条により準用される場合を含む。)に違反して当該地域の住民に状況を通知しなかったり水質検査及び非常給水等の必要な措置を講じない一般水道事業者(受託者を含む。)又は専用上水道設置者

八　第38条(第50条により準用する場合を含む。)に違反して認可官庁の承認を受けなかったり認可官庁の承認を受けた事項を変更した水道事業者

九　第41条第1項(第50条により準用する場合を含む。)による緊急給水支援命令を違反した水道事業者

十　第42条(第50条により準用する場合を含む。)による許可を受けることなく水道事業の全部又は一部を廃業又は休業した水道事業者

第84条(罰則)

次の各号のいずれか一つに該当する者は、300万ウォン以下の罰金に処する。

一　第34条第1項に違反して申告をすることなくて貯水槽清掃業を経営したり偽証その他の不正な方法で申告した者

二　第35条により貯水槽清掃業の事業場閉鎖命令を受けても貯水槽清掃業を継続した者

三　正当な理由なく第61条第1項による水道事業の施行又は給水設備の検査等の行為を妨害又は拒否した者

四　第61条第2項(第23条第3項、第53条及び第54条により準用する場合を含む。)により準用される「国土の計画及び利用に関する法律」第130条第2項から第4項までの規定による許可又は同意を受けることなく第61条第1項による行為をした者(受託者を含む。)

第85条(罰則)

次の各号のいずれか一つに該当する者は、200万ウォン以下の罰金に処する。

一　第19条第2項(第53条により準用する場合を含む。)に違反して水質検査を受けることなく水道水を供給した水道事業者又は専用水道設置者

二　第21条第5項(第50条第53条及び第54条により準用する場合を含む。)に違反して水道施設管理者を任命しない水道事業者又は専用上水道の設置者

三　第27条第1項に違反して住民に公示をしない一般水道事業者

四　第28条第2項(第23条第3項により準用する場合を含む。)による措置命令に違反した一般水道事業者(受託者を含む。)

五　第29条第1項(第23条第3項及び第53条により準用する場合を含む。)による水質検査を実施しない一般水道事業者(受託者を含む。)又は専用水道設置社

六　第31条第1項に違反して水道水品質報告書を提出しない一般水道事業者

七　第32条第1項(第23条第3項及び第53条により準用する場合を含む。)による健康診断を実施しない一般水道事業者(受託者を含む。)又は上水道設置者

八　第32条第2項(第23条第3項及び第53条により準用する場合を含む。)に違反して他人に危害を及ぼすおそれがある病気があると認められる者を、その業務に従事させたりその施設の構内に住まわせた一般水道事業者(受託者を含む。)又は専用上水道の設置者

九　第39条第1項(第50条により準用する場合を含む。)に違反して正当な理由なく水道水の供給を拒否した水道事業者

十　第45条(第50条により準用する場合を含む。)に違反して水道に消火栓を設置しない水道事業者

十一　第52条(第54条により準用する場合を含む。)による認可を受けることなく専用水道を設置した者

十二　第62条による事業計画の変更要求、事業運営の改善指示、その他必要な措置命令に違反した水道事業者

十三　第64条第1項から第3項までの規定による施設の改善命令等に違反した水道事業者又は専用水道設置者

第86条(両罰規定)

1　法人の代表者、代理人、使用人、その他の従業員がその法人の業務に関して第81条から第85条までの規定による違反行為をすれば、行為者を罰するだけでなくその法人にも該当条文の罰金刑を科する。

2　個人の代理人、使用人、その他の従業員がその個人の業務に関して第81条から第85条まで

の規定による違反行為をすれば、その行為者を罰するだけでなくその個人にも該当条文の罰金刑を科する。

第87条(過怠金)

1　次の各号のいずれか一つに該当する者には、1,000万ウォン以下の過怠金を賦課する。

一　第14条第1項に違反して中水道を設置しない者

二　第16条第1項に違反して雨水利用施設を設置しない者

2　次の各号のいずれか一つに該当する者には、300万ウォン以下の過怠金を賦課する。

一　第14条第4項に違反して市長、郡首又は区庁長の履行命令に従わない者

二　第15条第1項又は第2項に違反して節水設備又は節水機器を設置しない者

三　第23条第2項(第50条により準用する場合を含む。)に違反して委託契約締結の申告をしない水道事業者

3　次の各号のいずれか一つに該当する者には、100万ウォン以下の過怠金を賦課する。

一　第7条第4項ただし書に違反して申告をしない者

二　第15条第4項による市長、郡首又は区庁長の履行命令に従わない者

三　第16条第1項に違反して雨水利用施設を運営しない者

四　第29条第3項(第23条第3項及び第53条により準用する場合を含む。)に違反して水質検査に関する記録を作成及び保存しない一般水道事業者(受託者を含む。)又は専用上水道の設置者

五　第32条第3項(第23条第3項及び第53条により準用する場合を含む。)に違反して健康診断に関する記録を作成及び保存しない一般水道事業者(受託者を含む。)又は専用上水道の設置者

六　第34条第2項に違反して申告をすることなく事業を廃業又は休業した者

七　第36条(第23条第3項により準用する場合を含む。)に違反して水道施設の管理に関する教育を受けなかったり受けさせなかった次の各目のいずれか一つに該当する者。

イ　建築物又は施設の所有者又は管理者

ロ　貯水槽清掃業者

ハ　一般水道事業者(受託者を含む。)

八　第39条第2項(第50条により準用する場合を含む。)に違反して予め水道水を供給できない区域及び期間を公告しない水道事業者

九　第66条第1項による検査を拒否、妨害又は回避したり報告をしない水道事業者又は専用水道の設置者

4　第1項から第3項までの規定による過怠金は、大統領令で定めるところにより環境部長官、国土海洋部長官、市・道知事、市長、郡首又は区庁長(以下、この条から「賦課権者」という。)が賦課徴収する。〈改正 2008. 2. 29〉

5　第4項による過怠金処分に従わない者は、その処分を告知受けた日から30日以内に該当賦課権者に異議を提起することができる。

6　第4項による過怠金処分を受けた者が第5項により異議を提起すれば、該当賦課権者は遅滞なく管轄裁判所にその事実を通知し、その通知を受けた管轄裁判所は「非訟事件手続法」によ

る過怠金裁判を行う。

7　第5項による期間に異議を提起せずに過怠金を収めなければ、国税滞納処分又は地方税滞納処分の例により徴収する。

[法律第8370号(2007.4.11)付則第3条の規定によって、この条第1項第1号及び第2項第1号は2007年9月27日まで有効]

付　則 <第8370号、 2007.4.11>

第1条(施行日)

この法律は公布した日から施行する。 ただし、付則第19条第56項の改正規定は2007年7月4日から施行し、第7条第3項第1号及び第56条第1項の改正規定は2007年9月28日から施行し、第68条及び第71条の改正規定は2008年1月4日から施行する。

第2条(施行日に関する経過措置)

付則第1条ただし書により第7条第3項第1号及び第56条第1項の改正規定が施行される前までは、それに該当する従来の第5条第3項第1号及び第39条第1項を適用する。

第3条(有効期間)

第3条第15号、第14条、第87条第1項第1号及び第2項第1号の改正規定は2007年9月27日まで効力を持ち、第72条の改正規定は2008年1月3日まで効力を持つ。

第4条(原因者負担金徴収に関する適用例)

法律第8208号水道法一部改正法律第51条第1項の改正規定中水道工事を行う時、費用が発生する原因を提起した者に賦課される原因者負担金徴収に関する部分は、同法の施行日の2008年1月4日以降最初に賦課される原因者負担金から適用する。

第5条(水道水源保護区域指定に関する経過措置)

法律第4429号水道法中改正法律の施行日の1992年12月15日当時、従来の規定により指定された水道水保護区域はこの法律により指定された水道水源保護区域とみなす。

第6条(一般水道事業の認可に関する経過措置)

法律第4781号水道法中改正法律の施行日の1994年8月3日当時、従来の規定により一般水道事業の認可を受けた者はこの法律により認可を受けたものとみなす。

第7条(専用水道の認可に関する経過措置)

法律第5395号水道法中改正法律の施行日の1998年3月1日当時、従来の規定により専用水道の認可を受けた者はこの法律により認可を受けたものとみなす。

第8条(簡易上水道に関する経過措置)

法律第5395号水道法中改正法律の施行日の1998年3月1日当時、従来の規定による簡易上水道中給水人口100人未満又は1日供給量20立方メートル未満の水道は第3条第14号による小規模給水施設と指定されたものとみなす。

第9条(中水道及び雨水利用施設の設置に関する適用例)

第14条第1項第4項及び第16条の改正規定は法律第6449号水道改正法律の施行後、最初に建築許可を受けるものから適用する。

第10条(権限の変更に伴う経過措置)

法律第6449号水道法中改正法律の施行日の2001年9月29日当時、従来の第5条第4項、第21条第1項・第2項及び第21条の3第1項により特別市長・広域市長がある行政処分等の行為並びに特別市長及び広域市長に行った申告等の行為は、この法律により区庁長・郡首の行為又は区庁長・郡首が行った行為とみなす。

第11条(韓国水道協会に関する経過措置)

1　法律第6449号水道法中改正法律第39条により設立された韓国上下水道協会は、従来の規定による韓国水道協会の権利及び義務を包括継承する。

2　法律第6449号水道法中改正法律の施行日の2001年9月29日当時の韓国水道協会は、法律第6449号水道法中改正法律第39条により韓国上下水道協会が設立された時に民法第77条により解散したものとみなす。

第12条(水道設置費用の負担に関する適用例)

第70条の改正規定は、法律第6828号水道法中改正法律施行後、最初に設置する広域上水道の浄水施設から適用する。

第13条(水道事業者の地位継承に関する経過措置)

法律第6828号水道法改正法律の施行日の2002年12月26日当時、設置されたり設置中であった広域上水道の水道事業者は、従来の第52条の2第1項ただし書きにより該当広域上水道の水を供給される水道事業者が浄水施設の設置費用をすでに負担したり負担する金額を還付又は代わりに納付して、それによって該当水道事業者の地位を継承することができる。この場合、予め該当水道事業者と協議しなければならない。

第14条(水道設置費用負担の還付)

付則第12条による浄水施設の設置費用を負担した金額の還付金額は、法律第6828号水道法中改正法律施行当時、従来の第52条の2第3項による出資金額と同じ金額とする。

第15条(水道水水質評価委員会に対する経過措置)

法律第7777号水道法中改正法律の施行日の2006年6月30日前に従来の第19条の2により水道水水質評価委員会が行った検査対象の選定等は、法律第7777号水道法中改正法律第19条の2による水道水評価委員会が行ったものとみなす。

第16条(原因子負担金の徴収に関する経過措置)

法律第8208号水道法一部改正法律の施行日の2008年1月4日前に従来の規定により賦課された損壊者負担金は同法により賦課された原因者負担金とみなす。

第17条(処分等に関する一般的経過措置)

この法律施行当時、従来の規定による行政機関の行為や行政機関に対する行為は、それに該当するこの法律による行政機関の行為及び行政機関に対する行為とみなす。

第18条(罰則及び過怠金に関する経過措置)

この法律施行前の行為に対し罰則や過怠金規定を適用する時には、従来の規定に従う。

第19条(他の法律の改正)　省略

第20条(他の法令との関係)

この法律施行当時他の法令で従来の「水道法」又はその規定を引用した場合に、この法律の中でそれに該当する規定があれば従来の規定を変えて、この法律又はこの法律の該当規定を引用したものとみなす。

付　則〈第8466号、2007.5.17〉(水質及び水生態系保全に関する法律)

第1条(施行日)

この法律は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

第2条及び第3条　省略

第4条(他の法律の改正)

①から〈21〉まで省略

〈22〉水道法の一部を次のとおり改正する。

第7条第3項第1号中″「水質環境保全法」″を″「水質及び水生態系保全に関する法律」″とする。

〈23〉から〈55〉まで省略

第5条　省略

付　則〈第8805号、2007.12.27〉

この法律は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

付　則〈第8819号、2007.12.27〉(共有水面管理法)

第1条(施行日)

この法律は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条から第7条まで省略

第8条(他の法律の改正)

①から⑮まで省略

⑯水道法の一部を次のとおり改正する。

第46条第1項第2号中″認可″を″承認″とする。

⑰〉から〈43〉まで省略

第9条　省略

付　則〈第8820号、2007.12.27〉(共有水面埋立法)

第1条(施行日)

この法律は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈ただし書き省略〉

第2条から第7条まで省略

第8条(他の法律の改正)

①から⑮まで省略

⑯水道法の一部を次のとおり改正する。

第46条第1項第3号中″実施計画の認可″を″実施計画の承認″とする。

⑰から〈39〉まで省略

第9条　省略

付　則〈第8852号、2008.2.29〉(政府組織法)

第1条(施行日)

この法は公布した日から施行する。 ただし、〈省略〉、付則第6条により改正される法律中この法の施行前に公布されたが施行日が到来しない法律を改正した部分は、各々該当法律の施行日から施行する。

第2条から第5条まで省略

第6条(他の法律の改正)

①から〈507〉まで省略

〈508〉水道法の一部を次のとおり改正する。

第3条第7号前段、第4条第1項各号以外の部分・第1号第2項前段・第3項前段・第4項・第5項・第8項前段及び後段・第9項、第5条第5項、第6条第1項前段、第17条第1項前段・第2項前段及び後段・第3項・第4項、第38条第1項本文、第43条第1項・第2項・第3項本文及びただし書き、第4項前段、第49条前段、第78条、第79条各号以外の部分、第87条第4項中"建設交通部長官"を各々"国土海洋部長官"とする。

第11条第3項及び第43条第3項本文中"行政自治部長官"を各々"行政安全部長官"とする。

〈509〉から〈760〉まで省略

第7条　省略

付　則〈第8976号、2008.3.21〉(道路法)

第1条(施行日)

この法律は公布した日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条から第8条まで省略

第9条(他の法律の改正)

①から〈45〉まで省略

〈46〉水道法の一部を次のとおり改正する。

第46条第1項第5号中"第40条"を"第38条"とする。

〈47〉から〈99〉まで省略

第10条　省略

付　則〈第9401号、2009.1.30〉(国有財産法)

第1条(施行日)

この法律は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。〈ただし書き省略〉

第2条から第9条まで省略

第10条(他の法律の改正)

①から〈47〉まで省略

〈48〉水道法の一部を次のとおり改正する。

第77条中"雑財産"を"一般財産"に、"「国有財産法」第33条"を"「国有財産法」第43条"とする。

〈49〉から〈86〉まで省略

第11条　省略

水道法施行令（仮訳）

[施行 2009.7.16] [大統領令 第21629号、 2009.7.16、 他法改正]
環境部(水道政策課)、 02-2110-6865

第1条(目的)

この政令は、「水道法」で委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(広域上水道の範囲)

1 「水道法」(以下「法」という。)第3条第7号により国が設置できる広域上水道の範囲は、次の各号のとおりとする。

一 水資源の合理的な利用及び配分のために多目的ダム及び用水供給のためのダム等を取水源として水を供給する場合

二 直轄河川の水路を変更して水を供給する場合

三 「産業立地及び開発に関する法律」第2条による産業団地が指定されている地方自治体に水を供給する場合

四 二以上の広域市及び道の所轄区域にまたがって水を供給する場合

2 法第3条第7号により地方自治体が設置できる広域上水道の範囲は、地方自治体間の協議により水道施設を共同で設置して水を供給する場合とする。

第3条(村落上水道の設置)

法第3条第9号の「大統領令で定める水道施設」とは、水道事業者の地方自治体が管轄地域住民の飲用等に提供するため、原水を法第26条第2項による水質基準に適合するように処理できる浄水施設を備えて運営する水道施設で、環境部長官が定める基準に適合する水道施設をいう。

第4条(専用上水道及び専用工業用水道に該当しない施設の範囲)

1 法第3条第12号ただし書及び同条第13号ただし書で「大統領令で定めるもの」とは、各々一日給水量が20立方メートル未満であるものをいう。

2 法第3条第12号ただし書及び同条第13号ただし書で「大統領令で定める基準に達しないもの」とは、水道施設の規模が次の各号のいずれか一つに該当するものをいう。

一 取水源から供給される水道管の直径が25ミリメートル未満の管を使用するもの

二 取水源から貯水槽までの管路長の合計が1,500メートル未満であるもの

三 貯水槽の有効容量の合計が100立方メートル未満であるもの

第5条(水道整備基本計画の軽微な変更)

法第4条第2項後段で「大統領令で定める軽微な事項」とは、法第4条第7項第6号から第

9号までに規定された事項をいう。

第6条(水道整備基本計画の変更承認事項)

法第4条第3項後段で「大統領令で定める重要な事項」とは、次の各号の事項をいう。

一　水道の整備に関する基本方針

二　水道水の中長期需給に関する事項

三　広域上水源開発に関する事項

四　水道供給区域に関する事項

五　上水源の確保及び水道水源保護区域の指定・管理

六　水道施設の供給能力

七　水道事業の実施順位

八　老朽水道管の改良及び取替え等

九　中水道の開発及び普及

十　広域上水道及び地方上水道を連係して運営する必要がある地域の統合給水区域に関する事項

第7条(水道整備基本計画の事前検討)

環境部長官は、法第4条第3項により一般水道に関して水道整備基本計画の承認及び変更承認をする場合には、予め「環境管理公団法」による環境管理公団及び「韓国水資源公社法」による韓国水資源公社に施設規模の適正性等技術的な部分に対する検討を依頼して、その意見を聴取することができる。

第8条(水道整備基本計画策定の特例)

1　法第4条第6項で「大統領令で定める道知事又は特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。)」とは、次の各号の区分による道知事又は特別市長、広域市長、市長及び郡首(広域市の郡首を除く。以下、この条から同じ。)をいう。

一　水道が二以上の特別市、広域市、市及び郡(広域市の郡を除く。)の所轄区域にまたがる場合には、関係特別市長、広域市長、・市長及び郡首が協議して決定する特別市長、広域市長、市長及び郡首

二　水道が互いに違う道の所轄区域に属する二以上の市又は郡の所轄区域にまたがる場合には、第1号にかかわらず関係道知事間で協議して決定する道知事、市長及び郡首

2　第1項による協議が成立しない場合で、協議の当事者が特別市長、広域市長又は道知事(以下「市・道知事」という。)の場合には、環境部長官が行政安全部長官と協議して指定する市・道知事又は市長及び郡首が、協議の当事者が市長及び郡首の場合には道知事が指定する市長及び郡首が水道整備基本計画を策定する。〈改正 2008.2.29〉

3　第1項と第2項により定められた者が水道整備基本計画を策定又は変更する場合には、法第4条第5項を準用する。

第9条(水需要管理総合計画の事前検討)

環境部長官が法第6条第1項により特別市、広域市及び道(以下「市・道」という。)の水需要管理総合計画を承認又は変更承認をする場合には第7条を準用する。

第10条(水需要管理施行計画に含まれるその他の事項)

法第6条第2項第4号で「大統領令で定める事項」とは、次の各号の事項をいう。

一　法第12条第2項による水道料金体系の確立計画(市長・郡首が策定する確立計画のみをいう。)

二　不良計器の取替え及び保守・整備計画(市長・郡首が立案する計画のみをいう。)

第11条(水道水源保護区域の指定等)

1　環境部長官は、法第7条第1項により水道水源保護区域を指定又は変更する場合には、取水源の特性及び地形条件並びに水質汚染状況等を考慮しなければならない。

2　法第7条第2項により環境部長官は水道水源保護区域を指定又は変更した場合には、次の各号の事項を公告して、その内容を管轄市長、郡首及び区庁長(自治区の区庁長をいう。以下、同じ。)に送付しなければならない。

一　水道水源保護区域の名称

二　水道水源保護区域の位置及び面積

三　水道水源保護区域中の水道設置者の名称及び住所

四　その他水道水源の水質保全のために必要な事項

3　管轄市長、郡首及び区庁長は、第2項により水道水源保護区域を指定及び公告する場合には、これを一般に閲覧した後、その公告日から6ヶ月以内に該当区域土地の地籍を告示して閲覧しなければならない。

4　第1項から第3項までの規定による水道水源保護区域の指定、公告及び地籍告示に関して必要な事項は環境部令で定める。

第12条(水道水源保護区域での禁止行為)

1　法第7条第3項第2号で「大統領令で定める禁止行為」とは、次の各号の行為をいう。〈改正 2008.4.3〉

一　家畜を放し飼いにする行為

二　水泳、入浴、洗濯又は船遊びをする行為

三　行楽、野営又は野外炊事行為

四　魚介類を捕まえたり養殖する行為。ただし、環境部令で定める者がする環境部令で定める漁労行為を除く。

五　自動車を洗車する行為

六　「河川法」第2条第2号による河川区域に該当する地域で農作物を耕作する行為。ただし、「親環境農業育成法」第16条第1項による親環境農産物(一般親環境農産物は除く。以下、同じ。)は、同法第17条第3項による認証基準により耕作する行為を除く。

2　水道水源保護区域指定当時、他の法令により水道水源保護区域で魚介類を捕まえたり養殖する行為に対する免許又は許可を受けたり申告をした者の場合、その免許、許可又は申告の有効

期間までは第1項第4号にかかわらず、その免許、許可又は申告の内容により魚介類を捕まえたり養殖する行為をすることができる。

3　第1項第6号ただし書を適用する時、「親環境農業育成法」第16条第1項による親環境農産物を耕作中に病害虫が発生して、同法第17条第3項による認証基準に規定されたもの以上に農薬を使用することが避けられないとして市長、郡首又は区庁長が告示した場合、それにより農薬を使用する時は、第1項第6号ただし書に適合したものと見なす。

第13条(水道水源保護区域での行為許可基準)

1　市長、郡首又は区庁長は、水道水源保護区域で法第7条第4項各号のいずれか一つに該当する行為を許可する時には、次の各号のいずれか一つに該当するもので水道水源保護区域の指定目的に支障がないと認められる場合にのみ許可することができる。

一　次に該当する建築物その他の工作物の建築及び設置

イ　公益上必要な建築物その他の工作物の建築及び設置

ロ　水道水源保護区域に居住する住民の生活環境改善及び所得向上に必要な環境部令で定める建築物その他の工作物の建築及び設置

ハ　水道水源保護区域に居住する住民が共同で利用するために必要な環境部令で定める建築物その他の工作物の建築及び設置

ニ　汚染物質の発生程度が従前の場合より高くない範囲での環境部令で定める用途及び規模の建築物その他の工作物の改築又は再築

ホ　水道水源保護区域で環境部令で定める部落共同施設、公益施設、共同施設及び公共施設の設置で撤去された建築物その他の工作物の移転

ヘ　頻発する水害等災害でその移転が避けられない場合の建築物の移転並びに高速道路及び鉄道便の騒音圏にある住宅等、住居環境がはなはだ良くない地域にある住宅の近隣土地及び集落への移転。この場合、移転後の従前の土地は、農地や緑地に還元しなければならない。

ト　水道水源保護区域指定前から他人所有の土地に建築されている住宅で、土地所有者の同意を得ることができず増築又は改築することができない場合に、その既存住宅の撤去及び近隣部落への移転。

チ　集落にある住宅で営農の便宜のために、その住宅所有者が所有する農場又は果樹園への住宅の移転。この場合、移転後の従前の土地は農地や緑地で還元しなければならない。

二　汚染物質の発生程度が従前の場合より高くない範囲での建築物やその他の工作物の用途変更

三　水道水源保護区域の維持及び保護に支障がないと認められる場合で、上下水道施設、環境汚染防止施設又は保護区域管理施設の撤去

四　水道水源の保護のための水源林の造成及び管理のために必要な木の栽培及び伐採並びに公共事業の施行等で避けられない竹及び立木の伐採

五　耕地整理のみを目的としたり水道水源保護区域の指定目的に支障がないと認められる土地の形質変更行為

2　第1項による建築物その他の工作物の種類及び規模等、許可に関する細部基準及び手続き、

その他に必要な事項は環境部令で定める。

3　市長、郡首及び区庁長は、第1項により水道水源保護区域で、法第7条第4項各号のいずれか一つに該当する行為を許可した場合には、遅滞なくその内容を関係水道事業者や専用水道の設置者に通知しなければならない。

第14条(水道水源保護区域での申告行為)

法第7条第4項ただし書により市長・郡首・区庁長に申告できる軽微な行為は、次の各号のとおりとする。

一　上下水道施設、環境汚染防止施設及び水道水源保護区域管理施設を除いた建築物その他の工作物の撤去

二　住宅地での木の栽培及び伐採

三　農業改良施設の保守及び農地改良等のため覆土等土地の形質変更

四　水害等天災地変で損壊された建築物及び工作物の原状復旧

五　工場、宿泊施設、一般飲食店の住宅及び倉庫施設での用途変更

第15条(水道水源保護区域の管理)

1　水道水源保護区域を管理する市長、郡首及び区庁長は、水道水源の保護のために必要な施設及び装備並びに人員等を確保して、禁止行為の取締りその他水質汚染の防止のために必要な措置をしなければならない。

2　第1項による施設及び装備並びに人員等の確保基準その他水道水源保護区域の管理に必要な事項は環境部令で定める。

第16条(水道水源保護区域管理の特例)

1　法第8条第2項で「大統領令で定める市、道知事、市長、郡首又は区庁長」とは、次の各号の区分による市・道知事、市長、郡首又は区庁長をいう。

一　水道水源保護区域が同じ特別市、広域市及び道の所轄区域に属する二以上の市、郡及び区(自治区の区をいう。以下、同じ。)にまたがる場合には、関係市長、郡首及び区庁長が協議して決定する市長、郡首及び区庁長

二　水道水源保護区域が二以上の市及び道にまたがる場合には、関係市・道知事が協議して決定する市・道知事、市長、郡首又は区庁長

三　水道水源保護区域及びその上水源から水道水を供給された地域が同じ市・道の所轄区域に属する二以上の市、郡及び区にまたがる場合には、関係する市長、郡首及び区庁長が協議して決定する市長、郡首及び区庁長

四　水道水源保護区域及びその水道水源から水道水を供給される地域が二以上の市及び道にまたがる場合には、関係する市・道知事が協議して決定する市・道知事、市長、郡首又は区庁長

2　第1項第1号及び第3号による協議が成立しない場合には、管轄市・道知事が指定する市長、郡首及び区庁長が、第1項第2号及び第4号による協議が成立しない場合には、環境部長官が行政安全部長官と協議して指定する市・道知事、市長、郡首又は区庁長が水道水源保護区域を管理する。

〈改正 2008. 2. 29〉

第 17 条 (住民支援事業計画の策定手続等)

1　水道水源保護区域を管理する市・道知事、市長、郡首又は区庁長 (以下「管理庁」という。) が法第 9 条第 1 項により住民支援事業を施行する場合には、次の各号の事項を含む住民支援事業計画 (以下「事業計画」という。) を策定し、前年度 4 月 15 日まで環境部長官に提出しなければならない。この場合、管理庁と水道事業者が異なる時には、水道事業者の意見を聴取して事業計画を策定しなければならない。

一　事業目的

二　事業概要

三　支援事業候補地域の人口及び社会経済的特性

四　財源確保計画

五　事業別推進計画及び必要性

六　その他支援事業の推進に必要な事項

2　環境部長官は、管理庁が策定及び提出した事業計画の内容及び国庫補助金等に関して企画財政部等関係機関の長と協議し、国庫補助金に関する予算が確定した場合には、その金額及び明細を管理庁に通知しなければならない。〈改正 2008. 12. 31〉

3　管理庁は、第 1 項後段により承認を得た事業計画の重要事項を変更する場合、予め市・道知事の承認を受けなければならない。

第 18 条 (住民支援事業の種類)

法第 9 条第 2 項第 1 号から第 4 号までの規定による住民支援事業の種類は、別表 1 のとおりとする。

第 19 条 (水道事業者の出資金)

1　法第 10 条第 1 項第 1 号による水道事業者は、次の各号の水道事業者とする。

一　原水を直接又は浄水して最終需要者に供給する水道事業者

二　原水を浄水して他の水道事業者に供給する水道事業者

2　法第 10 条第 2 項により水道事業者が負担する出資金は、住民支援事業年度の前々年度の水源取水量に前々年度に韓国水資源公社で浄水処理した後供給した浄水の全国平均価格を乗じて算定した水道事業の販売収入金の 100 分の 5 の範囲で環境部長官が毎年定めて告示するところにより算定した金額とする。

3　環境部長官が第 2 項により告示する場合には、予め管理庁の意見を聴取しなければならない。

4　水道事業者は、第 2 項により決定された出資金を毎年事業年度開始前までに管理庁に出捐しなければならない。

第 20 条 (環境改善特別会計の補助)

国は、法第 10 条第 3 項により環境改善特別会計で住民支援事業費総額の 100 分の 30 の範囲で住民支援事業に必要な費用の一部を補助することができる。

第21条(水道水源保護区域の範囲)

法第11条第1項の「大統領令に定める水道水源保護区域」とは、次の各号に該当する水道水源保護区域をいう。

一　環境部長官が「環境政基本法」第22条により指定及び告示した特別対策地域中の水道水源保護区域

二　水道水源の水質保護のために特に必要と認められる地域で、環境部令で定める水道水源保護区域

第22条(水質汚染防止施設の種類)

法第11条第1項の「大統領令に定める水質汚染防止施設」とは、国、地方自治体又は韓国水資源公社が設置及び管理する次の各号の施設をいう。〈改正 2007. 9. 27〉

一　「家畜し尿の管理及び利用に関する法律」第2条第9号による公共処理施設

二　「下水道法」第2条第9号による公共下水処理施設

三　その他水質汚染を防止する施設で環境部令で定める施設

第23条(費用負担基準)

1　法第11条第1項による水道水源保護区域の管理及び水質汚染防止施設の運営等に要する費用は、次の各号のとおりとする。

一　水道水源保護区域の管理に必要な人件費、施設及び装備の運営費

二　水道水源保護区域の管理のための標識、哨所、危険水防止施設等の設置及び維持管理費

三　水質汚染防止施設の維持管理費

四　その他水道水源保護区域の管理に必要なもので環境部令で定める費用

2　第1項による費用の水道事業者別負担額の算定は、次の各号のとおりとする。

一　他の水道事業者が取水した原水又は浄水の供給を受け、これを一般需要者に供給する水道事業者の場合には、他の水道事業者から供給される水量により算定する。

二　取水した原水又は浄水を一般需要者に直接供給する水道事業者の場合には、その取水する水量により算定する。

第24条(中水道の設置対象等)

1　法第14条第1項第3号の「大統領令で定める種類及び規模以上の施設」とは、建築延面積が6万平方メートル以上の施設で、次の各号のいずれか一つに該当する施設をいう。
〈改正 2009. 7. 16〉

一　「流通産業発展法」第2条第3号による大規模店舗

二　「建築法施行令」別表1第8号による輸送施設中旅客自動車ターミナル及び貨物ターミナル、鉄道駅舎、空港施設、港湾施設及び総合旅客施設

三　「建築法施行令」別表1第14号による業務施設

四　「建築法施行令」別表1第23号による矯正及び軍事施設中矯正施設、少年院及び少年分類審査院

五　「建築法施行令」別表 1 第 24 号による放送通信施設中放送局及び電信電話局

六　その他水の効率的な利用のために特に必要と認めて地方自治体の条例で定める施設

2　国及び地方自治体は、法第 14 条第 1 項により中水道を設置する者に、その設置方法等に関する技術を支援することができる。

第 25 条 (節水設備の設置対象)

法第 15 条第 1 項の「大統領令で定める建築物及び施設」とは、次の各号のいずれか一つに該当する建築物及び施設をいう。

一　「建築法」第 2 条第 1 項第 2 号による建築物

二　その他水の節約及び効率的な利用のために特に必要と認めて地方自治体の条例で定める施設

第 26 条 (雨水利用施設の設置対象)

1　法第 16 条第 1 項の「大統領令で定める施設」とは、「体育施設の設置及び利用に関する法律施行令」別表 1 による運動場又は体育館で、屋根面積が 2,400 平方メートル以上で観覧席数が 1,400 席以上の施設をいう。

2　法第 16 条第 1 項の「大統領令で定める規模」とは、屋根面積が 2,400 平方メートルで観覧席数が 1,400 席の場合をいう。

第 27 条 (認可申請)

1　法第 17 条第 1 項による一般水道事業経営の認可を受ける者は、環境部令で定めるところにより一般水道事業認可申込書に事業計画書、関係書類及び図面を添付して、環境部長官、国土海洋部長官、市長、郡首又は区庁長 (以下「認可官庁」という。) に提出しなければならない。〈改正 2008. 2. 29〉

2　第 1 項による事業計画書には、次の各号の事項が含まれなければならない。

一　水道事業 (水道施設を含む。) の概要

二　給水区域、給水人口及び 1 人当たり 1 日給水量

三　年度別事業計画 (村落上水道の場合を除く。) 及び水道普及率

四　日最大給水量、1 日平均給水量及び施設容量

五　上水源又は取水地点の位置及び浄水方法

六　取水源の水量計算書及び水質試験結果

七　水道施設の位置図及び計画平面図

八　工事着工、竣工及び給水開始予定年月日

九　投資財源の調達方法及び年度別投資計画

十　受容及び使用する土地又は建物 (以下「土地等」という。) の調書並びに地番、面積及び所有権以外の権利の明細書

十一　土地等の所有者及び利害関係人の姓名及び住所

3　法第 17.条第 1 項ただし書の「大統領令で定める軽い事項」とは、次の各号の事項をいう。

一　投資財源の調達方法及び年度別投資計画の変更に関する事項

二　第 29 条による施設基準に適合する範囲で施設容量が増減しない水道施設の構造変更に関する事項

三　施設容量の 10 分の 1 以内の増減に関する事項

4　環境部長官は、法第 17 条第 1 項による認可をするために必要な場合、事業計画書の技術的な部分に対して「環境管理公団法」による環境管理公団又は「韓国水資源公社法」による韓国水資源公社に検討を依頼し、その意見を聴取することができる。

第 28 条(認可の告示)

法第 17 条第 3 項による告示には、次の各号の事項が含まれなければならない。

一　事業の名称

二　事業施行者の名称及び住所

三　事業の目的及び概要

四　事業施行地の位置及び面積

五　給水区域、給水人口及び給水量

六　事業施行期間及び給水開始予定日

七　受容及び使用する土地等の調書及びその地番、地籍、面積及び所有権以外の権利の明細

八　土地等の所有者及び利害関係人の姓名及び住所

九　その他必要な事項

第 29 条(施設基準)

1　一般水道事業者は、法第 18 条により原水の質及び量並びに地理的条件、その水道の種類及び施設の規模により、次の各号の基準に適合する取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設を具備しなければならない。

一　良質な原水を必要なだけ取水できる取水源及び取水施設を備えていること

二　渇水期にも原水を必要なだけ供給できる貯水能力がある貯水施設を備えていること

三　原水を必要なだけ送水できるポンプ・導水管等の導水施設を備えていること

四　原水を法第 26 条第 2 項による水質基準に適合するように必要なだけ浄水できる浄水施設を備えていること

五　浄水を必要なだけ送水できるポンプ・送水管やその他の送水施設を備えていること

六　浄水を一定限度以上の圧力で必要なだけ継続的に供給できる配水池ポンプ、配水管、その他の配水施設を備えていること

2　水道施設の位置及び配列は、水の経済的な生産を考慮して定めなければならない。

3　水道施設は、水圧、土圧、地震、その他の圧力に安全に耐えられるもので、水が汚染されたり漏れるおそれがないものでなければならない。

4　第 1 項による水道施設の細部的な施設基準は、環境部令で定める。

第 30 条(水道用資材及び製品の基準)

1　法第 18 条第 2 項の「大統領令で定める基準に適合するもの」とは、水道用資材又は製品で、次の各号のいずれか一つに該当するものをいい、水に接触する資材や製品の場合には環境部令

で定める衛生安全基準に適合しなければならない。〈改正 2008. 5. 21〉

一　「産業標準化法」第 15 条により認証を受けたもの

二　「産業標準化法」第 27 条第 2 項による団体標準認証表示制品で、同法第 25 条による優れた団体標準製品

三　「産業標準化法」第 27 条第 2 項による団体標準認証表示制品で、法第 56 条による韓国上下水道協会が認証した製品

四　「品質経営及び工産品安全管理法」第 7 条により品質経営体制認証を受けた企業で生産したもの

五　「環境技術開発及び支援に関する法律」第 20 条による環境標識の認証を受けた製品

六　「産業技術革新促進法」第 16 条による認証を受けた製品

七　「技術開発促進法」第 6 条により新技術と認められた製品

2　第 1 項第 1 号から第 7 号までの規定にかかわらず、環境部長官が水道用資材又は製品として使用することに適合しないと認定して告示する資材又は製品は、水道用資材又は製品として使用することができない。

第 31 条 (水質検査)

1　法第 19 条第 1 項による水質検査は、市・道知事が行う。ただし、村落上水道は、市長、郡首又は区庁長が検査する。

2　第 1 項による水質検査を受ける者は、環境部令で定めるところにより検査申込書を提出しなければならない。

第 32 条 (給水設備の管理者)

法第 21 条第 1 項ただし書による給水設備は、その設備の位置及び種類によって、次の各号に該当する者が管理する。

一　水道水を供給される者の敷地境界線の外に設置された給水設備：水道事業者

二　水道水を供給される者の敷地境界線中に設置された給水設備：次の各目の者

イ　敷地境界線で計器までの給水設備：地方自治体の条例に定める者

ロ　イ目の給水装置以外の給水設備：水道水を供給される者

第 33 条 (水道施設管理者)

1　法第 21 条第 5 項の「大統領令で定める業務」とは、水道水の供給、水道施設の管理、水道関連統計資料の管理、水質管理及び緊急措置及び水道施設運営要員の教育に関する総括業務をいう。

2　法第 21 条第 5 項により一般水道事業者の水道施設管理者に任命される者は、次の各号のいずれか一つに該当する者とする。

一　「高等教育法」による大学又はこれに準ずる各種学校の土木、電気、電子、機械、建築、環境又は衛生関連学科を卒業した者で、在学中に水道工学又は衛生工学に関する科目を履修して卒業後 2 年 (村落上水道及び施設容量が 1 日 2, 000 立方メートル以下の専用上水道は 1 年) 以上、水道に関する技術上の実務に従事した者

二　「高等教育法」による専門大学又はこれに準ずる各種学校の土木、電気、電子、機械、建築、環境又は衛生関連学科を卒業した者で、在学中に水道工学又は衛生工学に関する科目を履修して卒業後5年(村落上水道及び施設容量が1日2,000立方メートル以下の専用上水道は3年)以上、水道に関する技術上の実務に従事した者

三　「高等教育法」による大学又はこれに準ずる各種学校を卒業した者で、在学中に工学、理学、農学、医学又は薬学に関する科目を履修して卒業後4年(村落上水道及び施設容量が1日2,000立方メートル以下の専用上水道は2年)以上、「高等教育法」による専門大学又はこれに準ずる各種学校を卒業した者で、在学中に工学、理学、農学、医学又は薬学に関する科目を履修した者は卒業後8年(村落上水道及び施設容量が1日2,000立方メートル以下の専用上水道は4年)以上、水道に関する技術上の実務に従事した者

四　10年(村落上水道及び施設容量が1日2,000立方メートル以下の専用上水道は7年)以上、水道に関する技術上の実務に従事した者

五　第1号から第4号までの規定のいずれか一つに該当する者と同様な水準以上の能力がある者として、環境部令で定める者

3　施設容量が1日1,000立方メートル以下の一般水道又は専用上水道で、その水道が消毒設備以外の浄水施設を必要とせずに給水できる場合は、第2項を適用しない。

第34条(浄水施設運営管理士の配置)

法第21条第6項による一般水道事業者の浄水施設運営管理士配置基準は、別表2のとおりとする。

第35条(委託の区分及び期間等)

1　法第23条第1項による水道施設の運営管理に関する業務(以下「水道管理業務」という。)の委託は、次の各号の区分に従う。

一　単純委託:取水施設又は浄水施設中1ヶ施設の水道管理業務、スラッジ(浄水過程で発生する沈殿物などをいう。以下、同じ。)の除去又は処理、計器の検針又は取替、水道料金告知書の発給及び送付等の単純で反復的な業務の委託

二　複合委託:水道施設の改良(代替する場合を含む。以下、同じ。)業務の委託又は取水施設、浄水施設、送配水施設中2ヶ以上施設の水道管理業務委託。この場合、スラッジの除去又は処理等の単純で反復的な業務を含む。

2　第1項による単純委託の委託期間は5年以内とし、複合委託の委託期間は5年以上20年以内とする。

3　法第23条第2項により一般水道事業者が水道管理業務を委託する時には、その委託契約に委託対象水道施設の運営管理の特性等を十分に考慮して、次の各号の区分による各目の事項を具体的に明らかにしなければならない。

一　単純委託

イ　委託の目的

ロ　委託の対象及び範囲

ハ　委託契約期間

ニ　委託代価の算定及び支給に関する事項
ホ　達成目標及びその目標未達時の措置に関する事項
ヘ　委託契約の解約及び損失補償に関する事項
ト　その他に般水道事業者が委託契約締結に必要であると認める事項
二　複合委託
イ　第1号イ目からト目までの規定に該当する事項
ロ　年次別投資計画(投資額明細及び資金調達方案を含む。)及び資金回収に関する事項
ハ　水道施設の改良に関する事項
ニ　水道料金の徴収、管理及び断水等の代行に関する事項
ホ　最終目標年度及び年次別給水普及率、有収率及び水質目標に関する事項
ヘ　委託成果の評価及びその結果による措置に関する事項
ト　委託契約の締結及び解約時委託者並びに受託者間の引継ぎに関する事項(雇用継承を含む。)
チ　水質事故の発生等に対する危機管理に関する事項
4　第1項第1号の単純委託の場合には、第37条から第39条までの規定を適用しない。
5　第1項及び第2項による委託の妥当性及び必要性の検討基準、委託契約の締結、解約及び危機管理等に関する細部基準等の事項は、環境部長官が定めて告示する。

第36条(水道施設受託機関)
1　法第23条第1項の「大統領令に定める専門機関」とは、次の各号の機関をいう。
一　「韓国水資源公社法」による韓国水資源公社
二　「環境管理公団法」による環境管理公団
三　「地方公企業法」による地方直営企業、地方公社及び地方公団
四　「建設産業基本法」第2条による土木建築工事業者の法人
五　「エンジニアリング技術振興法」第2条による建設部門上下水道及び環境分野並びに環境部門水質管理分野のエンジニアリング活動主体の法人
六　「技術士法」第6条による建設部門上下水道及び環境分野並びに環境部門水質管理分野の技術士事務所
七　水道管理業務を遂行する能力があると認められ、環境部令で定める機関
八　地方自治体の一般水道事業者が水道管理業務を遂行する能力があると認められ、地方自治体の条例に定める者又は地方自治体でない水道事業者の場合は他の法令に定める者(単純委託中スラッジの除去及び処理等の単純で反復的な業務を委託する場合のみ該当する。)

第37条(委託計画書の作成及び意見収斂等)
1　一般水道事業者(地方自治体の一般水道事業者をいう。以下、この条から第40条までの規定で同じ。)は、法第23条第1項により水道管理業務を委託する場合、次の各号の事項を含む委託計画書を作成して、第38条による委託審議委員会(以下「委託審議委員会」という。)の意見を聞いた後、20日以上住民に供覧して説明会を開催しなければならない。
一　委託の目的及び範囲

二　委託期間

三　委託代価の算定及び支給に関する事項

四　その他一般水道事業者が水道管理業務の委託に必要と認める事項

2　一般水道事業者は、第1項により委託計画書を住民に供覧する場合、予め委託計画書の概要並びに供覧期間、供覧場所、意見の提出時期及び方法等を、一つ以上の中央日刊新聞(「新聞等の自由と機能保障に関する法律」第12条第1項第6号により全国の普及地域で登録した日刊新聞で、同法第2条第1号イ目に該当するものをいう。以下、同じ。)及び地方日刊新聞(同法第12条第1項第6号により該当地域を主な普及地域で登録した日刊新聞で、同法第2条第1号イ目に該当するものをいう。以下、同じ。)に、各々1回以上公告して供覧場所に関係書類を揃えておかなければならない。〈改正 2008. 12. 3〉

3　一般水道事業者は、第1項により説明会を開催する場合、予め委託計画書の概要並びに説明会の日時及び場所等を、一つ以上の中央日刊新聞と地方日刊新聞に各々1回以上公告し、第2項による供覧期間が始まった日から10日以内に説明会を開催しなければならない。

4　一般水道事業者は、委託審議委員会の意見を聞き、公聴会を開催して意見を取りまとめることができる。この場合、委託計画書の概要、公聴会の日時及び場所等を公聴会開催14日前まで公報、インターネットホームページ又は「新聞等の自由と機能保障に関する法律」第2条第1号イ目による一般日刊新聞等に公告しなければならない。〈改正 2008. 12. 3〉

5　一般水道事業者は、法第23条第1項により委託契約を締結する場合に、特別な理由がなければ、第1項から第4項までの規定による委託審議委員会の審議結果及び意見収斂結果を反映しなければならない。

6　一般水道事業者は、委託契約を締結した場合には、締結日から15日以内に次の各号の事項を公報、インターネットホームページ又は日刊新聞等に公告しなければならない。

一　委託の目的

二　委託の内容及び範囲

三　委託期間

四　受託者の姓名及び住所

五　委託費用の調達方案

六　その他委託に伴う事項

第38条(委託審議委員会の設置及び運営)

1　一般水道事業者は、次の各号の事項を審議するために、委託審議委員会を設置及び運営しなければならない。

一　委託の目的、対象及び範囲の妥当性

二　委託期間及び委託代価の適正性

三　投資計画及び予算調達方案の適正性

四　委託成果の評価

五　その他一般水道事業者が水道管理業務の委託に関して審議が必要と認定され会議に諮る事項

2　委託審議委員会は、委員長1人を含む15人以内の委員で構成する。

3　委員長は、上水道関連業務を担当している3級から5級までの公務員の中から一般水道事業者が任命する。

4　委員は、次の各号の者の中から一般水道事業者が委嘱する。この場合、一般水道事業者は、次の各号の者が各々1人以上になるように委員を委嘱しなければならない。

一　「国家技術資格法」第9条による上下水道分野技術士

二　上下水道関連博士学位所持者

三　「公認会計士法」第7条により登録した公認会計士

四　弁護士又は大学の法学教授等法律専門家

5　委託審議委員会の委員には、予算の範囲内で手当、旅費、その他必要な経費を支給できる。ただし、公務員がその所管業務と直接関連して委員会に出席する場合にはその限りではない。

6　この令に規定した事項の他に委託審議委員会の運営に必要な事項は、地方自治体の条例で定める。

第39条(委託成果の評価)

1　一般水道事業者は、法第23条第1項により水道管理業務を委託した場合は、委託契約を締結した日から5年ごとに受託者の施設の運営管理及び経営成果等を評価して、水道管理業務を改善及び発展させなければならない。

2　一般水道事業者は、第1項により評価した結果、是正する必要性がある事項に対して受託者にその是正を要求でき、その結果が優れた受託者に予算の範囲で成果給を支給するなどの支援ができる。

3　第1項及び第2項による委託性並びに評価の方法及び手続、評価結果による措置事項等に関して必要な事項は、環境部長官が定めて告示する。

第40条(委託契約の解約)

一般水道事業者は、委託契約を締結する時には、次の各号のいずれか一つに該当する理由が発生すれば委託契約を解約できる内容を、その委託契約に詳しく明らかにしなければならない。

一　受託者が、委託された水道管理業務の運営が思わしくなく、委託目標を達成できなくなった場合

二　「住民投票法」による住民投票の結果、委託契約を解約する場合

第41条(浄水施設運営管理士受験資格)

法第24条第5項による浄水施設運営管理士資格試験の等級は、1級・2級及び3級に区分し、その受験資格は別表3のとおりとする。〈改正 2008. 1. 3〉

第42条(試験方法及び合格基準等)

1　法第24条第1項による浄水施設運営管理士資格試験は、第一次試験と第2次試験に区分して実施する。ただし、環境部長官が必要と認める時には、第一次試験及び第2次試験を同時に実施することができる。〈改正 2008. 1. 3〉

2　第1項による第一次試験及び第2次試験は、各々次の各号の全ての科目に対して等級別に難

易度を別にして実施するものの、第一次試験は選択型で、第 2 次試験は論文型又は主観式短答型で実施する。〈改正 2008. 1. 3〉

一　水処理工程

二　水質分析及び管理

三　設備運営 (機械、装置又は計測機等)

四　浄水施設水理学

3　第一次試験及び第 2 次試験の合格者は、各々毎科目 100 点を満点として、科目毎 40 点以上、全科目平均 60 点以上を得点した者とする。〈改正 2008. 1. 3〉

4　第 2 次試験は、第一次試験に合格した者に対して実施する。ただし、第 1 項ただし書により第一次試験及び第 2 次試験を同時に実施する場合に、第一次試験に不合格した者の第 2 次試験は無効とする。

5　第一次試験に合格した者に対しては、合格した日から 2 年間第一次試験を免除する。ただし、2 年以内に試験が実施されない場合には、次に続く 1 回だけ免除する。

6　資格試験の出題、採点、受験手続、手数料、その他必要な事項は、環境部令で定める。

第 43 条 (試験科目の一部免除)

法第 24 条第 5 項により「国家技術資格法」による関連分野資格取得者に対しては、次の各号の区分により試験科目の一部を免除する。〈改正 2008. 1. 3〉

一　上下水道技術士：第 42 条第 2 項による浄水施設運営管理士 1 級、2 級及び 3 級の第一次試験科目中第 1 号から第 4 号まで

二　水質管理技術士：第 42 条第 2 項による浄水施設運営管理士 1 級、2 級及び 3 級の第一次試験科目中第 1 号、第 2 号及び第 4 号

三　水質環境技士：第 42 条第 2 項による浄水施設運営管理士 2 級及び 3 級の第一次試験科目中第 1 号及び第 2 号

四　水質環境産業技士：第 42 条第 2 項による浄水施設運営管理士 3 級の第一次試験科目中第 1 号及び第 2 号

第 44 条 (浄水施設運営管理士試験委員会)

1　法第 24 条による浄水施設運営管理士資格試験に関する次の各号の事項を審議・議決するため、環境部に浄水施設運営管理士試験委員会 (以下「試験委員会」という。) を置く。

一　試験制度の改善及び運営に関する事項

二　試験出題委員の選定に関する事項

三　試験問題の出題及び合格者事情に関する事項

四　その他試験と関連して委員長が会議に諮る事項

2　試験委員会は、委員長 1 人を含む 15 人以内の委員で構成する。

3　委員長は、高位公務員団に属する公務員で、環境部に勤める者の中から環境部長官が指名する者がなる。

4　委員長は、試験委員会を代表してその業務を総括する。

5　委員は、浄水施設の運営管理に関する専門知識及び経験が豊富な者の中から委員長が委嘱す

る者がなる。

6　公務員でない委員の任期は2年とするものの、1回に限って再任することができる。

7　試験委員会の会議は、在籍委員過半数の出席で開催し、出席委員過半数の賛成で議決する。

8　その他試験委員会の運営に必要な事項は、委員会の議決を経て委員長が定める。

第45条(手当等)

試験委員会に出席した委員には、予算の範囲で手当及び旅費を支給できる。 ただし、公務員の委員がその所管業務と直接的に関連する場合にはその限りではない。

第46条(地域別水質基準及び検査方法の報告)

市・道知事は、法第26条第3項による地域別水質基準及び検査方法を条例で定めた場合には、遅滞なく環境部長官に報告しなければならない。 地域別水質基準及び検査方法を変更した時も同様とする。

第47条(水質基準違反内容の公示基準)

法第27条第1項による公示基準は、別表4のとおりとする。この場合、公示の起算時点は水質基準を違反した事実を知った時とする。

第48条(浄水処理基準等)

1　法第28条第1項の「大統領令に定める浄水処理基準」とは、次の各号をいう。

一　取水地点から浄水場の浄水池流出地点までの区間でウイルスを10000分の9999以上除去するか不活性化すること

二　取水地点から浄水場の浄水池流出地点間でジアルジア包嚢を1000分の999以上除去するか不活性化すること

2　第1項によるウイルス又はジアルジア包嚢の除去、不活性化の比率計算及び確認方法等に関して必要な事項は、環境部長官が定めて告示する。

第49条(水質検査施設の設置)

1　法第29条第2項により一般水道事業者が揃えなければならない検査施設の基準は、次の各号のとおりとする。

一　原水検査施設:「環境政策基本法施行令」別表1中水質及び水生態系環境基準を検査できる装備及び試験施設

二　浄水検査施設:法第26条第2項により環境部令で定める飲料水の水質基準を検査できる装備及び試験施設

2　第1項にかかわらず、一般水道事業者が管轄市・道知事の承認を受けて、保健環境研究院等国公立研究機関その他環境部令で定める機関に委託又は依頼して水質を検査する場合には、第1項による水質検査施設(環境部令で定める検査項目の測定施設を除く。)を設置しない場合もある。この場合、市・道知事は、管轄地域の水質検査需要及び保健環境研究院の検査能力を考慮して、承認可否を決定しなければならない。

第 50 条(消毒等衛生措置をしなければならない建築物又は施設の種類)

法第 33 条第 2 項の「大統領令で定める規模以上の建築物又は施設」とは、次の各号に該当する建築物又は施設をいう。 ただし、貯水槽を経なくて水道水を供給する建築物や施設は除く。

一　延面積が 5、000 平方メートル以上(建築物又は施設の中の駐車場面積は除く。)の建築物又は施設

二　「公衆衛生管理法施行令」第 3 条による建築物又は施設

三　「建築法施行令」別表 1 第 2 号イ目によるアパート及びその福利施設

第 51 条(給水管の洗浄等措置をしなければならない建築物または施設)

1　法第 33 条第 3 項第 1 号の「大統領令で定める種類及び規模に該当する建築物」とは、次の各号のいずれか一つに該当するもので、建築延面積が 60, 000 平方メートル以上の建築物をいう。〈改正 2009. 7. 16〉

一　「流通産業発展法」第 2 条第 3 号による大規模店舗

二　「建築法施行令」別表 1 第 8 号の輸送施設

三　「建築法施行令」別表 1 第 14 号による業務施設中イ目の一般業務施設

四　その他安全な水道水の供給のために特に必要と認められ、地方自治体の条例で定める施設

2　法第 33 条第 3 項第 2 号の「大統領令に定める種類及び規模に該当する施設」とは、次の各号のいずれか一つに該当するもので、建築延面積 5, 000 平方メートル以上の施設をいう。〈改正 2009. 7. 16〉

一　「建築法施行令」別表 1 第 10 号による教育研究施設、同表第 11 号による老人施設又は同表第 12 号による修練施設中次の各目のいずれか一つに該当する施設

イ　図書館

ロ　児童関連施設及び老人福祉施設並びに他の用途に分類されない社会福祉施設及び勤労福祉施設

ハ　青少年修練施設

ニ　学校

2　「建築法施行令」別表 1 第 13 号による運動施設

三　「建築法施行令」別表 1 第 14 号による業務施設中イ目の公共業務施設

四　「建築法施行令」別表 1 第 23 号による矯正及び軍事施設中矯正施設、保護観察所、更生保護所、少年院及び少年分類審査院

五　その他安全な水道水の供給のために特に必要と認められ、地方自治体の条例に定める施設

第 52 条(水道施設の管理に関する教育等)

1　法第 36 条第 1 項による水道施設の管理に関する教育の内容には、次の各号の事項が含まれなければならない。

一　「水道法」及び衛生関連法規

二　水道施設の運営及び維持管理に関する事項

三　飲料水の水質基準及び検査に関する事項

四　水質環境改善に関する事項

五　その他水道施設の管理のために必要な事項

2　法第 36 条第 1 項及び第 2 項による教育対象者は、次の各号の区分による教育を受け、法第 33 条第 2 項を違反した者及び法第 35 条により営業停止処分を受けた者は、違反行為が摘発された日から 2 年以内に再教育を受けなければならない。

一　法第 36 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当する者及び貯水槽清掃業に直接従事する従業員：教育対象になった日から 1 年以内に 8 時間の教育

二　第 1 号以外の教育対象：3 年ごとに 35 時間の集合教育またはこれに相応するインターネットを利用した教育

3　第 2 項による教育に必要な経費は、被教育者が負担する。ただし、法第 36 条第 2 項による運営要員及び従業員の教育に必要な経費は、その運営要員及び従業員を雇用した一般水道事業者又は貯水槽清掃業者が負担する。

4　法第 36 条第 3 項の「大統領令に定める機関又は団体」は、次の各号のいずれかに該当する機関又は団体をいう。

一　法第 56 条による韓国上下水道協会 (以下「協会」という。)

二　「韓国水資源公社法」による韓国水資源公社

三　「環境政策基本法」第 38 条によるい環境保全協会

四　「環境管理公団法」による環境管理公団

五　一般水道事業者が運営する教育機関で適正な人材等を揃えたと環境部長官が認める機関

六　その他教育業務を遂行する能力があると認められ、環境部令で定める機関

5　第 4 項による教育実施機関の長 (以下、この条から「教育実施機関長」という。) は、毎年末まで次の各号の事項が含まれた次年度の教育計画を作成して、環境部長官に提出しなければならない。

一　教育の基本方向

二　教育需要の調査結果及び長期推計

三　教育過程の設置計画

四　教育教材 (実習教材を含む。) 及びその使用計画

五　教育対象及び教育費

六　その他教育に必要な事項

6　教育実施機関長は、教育を履修した者に修了証を発給し、教育実施結果を翌年 1 月 15 日まで環境部長官に報告しなければならない。

7　その他具体的な教育対象別教育の課程及び実施方法等に関して必要な事項は、環境部長官が定める。

第 53 条 (供給規定の承認申請)

法第 38 条により水道水の供給規定に関する認可官庁の承認を受ける者は、次の各号の事項が含まれた供給規定を定め、承認を申請しなければならない。

一　水道水の料金算定に必要な基礎資料

二　給水設備に関する工事費用の算出基準及び方法

三　逆流による水道水の汚染を防止するための計量器後段の逆流防止バルブ設置等、給水設備の設置及び管理に関する事項

四　その他水道水の供給に関して環境部令で定める事項

第54条(裁決管轄の準用)

法第41条第3項による裁決申請の場合は、「公益事業のための土地等の取得及び補償に関する法律」第51条を準用する。

第55条(工業用水道等に関する準用)

工業用水道及び工業用水道事業に関しては、第27条から第30条までの規定、第33条、第35条から第40条までの規定及び第53条を準用する。

第56条(一般需要者に対する広域上水道水道水の供給)

法第43条第4項により広域上水道の水道水を一般需要者に供給できる場合は、次の各号に該当する要件を揃えた場合とする。

一　地方上水道又はその他の手段によって水道水を供給することが著しく困難で、広域上水道で直接供給するしかない場合

二　公共機関、軍部隊、学校、発電所又は1日の水使用量が1,000立方メートル以上の工場(「産業集積活性化及び工場設立に関する法律」第2条による工場をいう。)に供給する場合

三　需要者が、法第70条により広域上水道浄水施設の設置費用を負担する水道事業者とその浄水施設設置費用の負担に関する協議をした場合

第57条(国が設置する専用水道)

1　法第51条により国が専用水道を設置する場合に、主務副長官は予め、専用上水道は環境部長官と、専用工業用水道は国土海洋部長官と協議しなければならない。〈改正2008.2.29〉

2　国が設置する専用水道に関しては、法第53条と第54条を準用する。

第58条(専用上水道の認可申請)

1　法第52条による専用上水道の設置認可を受ける者は、環境部令で定めるところにより専用上水道設置認可申込書に設置計画書を添付して、市長又は郡首に提出しなければならない。

2　第1項による設置計画書には、次の各号の事項が含まれなければならない。〈改正2008.6.20〉

一　水道施設の概要

二　給水人口及び1人当たり1日給水量

三　1日最大給水量及び1日平均給水量

四　第27条第2項第5号から第8号までの事項

五　専用上水道を設置することにより既存の水利権者に及ぼす影響検討書。ただし、「地下水法」等他の法令により取水源の開発又は利用に関する許可を受けた場合を除く。

第58条の2　(専用上水道の認可要件)

法第52条第1項により専用上水道の認可を受ける者は、次の各号の要件を全て揃えなければならない。

一　第29条による施設基準に適合すること。ただし、同条第1項第2号、第3号、第5号及び第6号の施設基準は、該当施設が必要な場合にのみ適用する。

二　認可によって既存水利権者が損失を受けることが明白な場合には、既存水利権者の同意を得ること。ただし、「地下水法」等他の法令により取水源の開発又は利用に関する許可を受けた場合を除く。

[本条新設 2008. 6. 20]

第59条(専用上水道変更認可事項)

法第52条第2項の「大統領令で定める重要な事項」とは、次の各号のいずれか一つに該当するものをいう。

一　上水源及び取水地点の位置及び浄水方法

二　水道施設の位置図及び計画平面図

三　1日最大給水量及び1日平均給水量(その増減量が10分の1未満の場合を除く。)

第60条(業務等)

協会は、次の各号の業務を遂行する。

一　水道(下水道を含む。以下、この条から同じ。)に関する政策及び水道の運営に対する建議及び諮問

二　水道に関する統計作成及び関連図書発刊

三　水道技術及び水道事業発展のための調査研究及び普及

四　水道関係施設基準、設計基準並びに標準説明書に関する研究及び普及

五　水道に関する広報活動、教育及び研修

六　水道関係の国際交流

七　会員の福利増進及び権益擁護

八　水道機資材の規格研究、単体標準制定、検査及び認証

九　水道施設に対する技術診断及び技術支援

十　その他環境部長官の委託及び定款で定める事項

第61条(協会の監督)

1　環境部長官は、協会の業務を監督する。

2　環境部長官は、第1項による監督をするために必要と認めれば、協会に資料提出を要求することができる。

第62条(浄水場安全管理体制の確立)

1　環境部長官は、浄水場の安全管理体制を確立するため、浄水場の運営及び施設管理状態等を評価する制度を運営することができる。

2　第1項による評価制度の運営のために必要な事項は、環境部長官が定めて告示する。

第 63 条(強制徴収の委任及び委託)

法第 68 条第 2 項により水道料金等の強制徴収を委任又は委託しようとする地方自治体は、次の各号の事項を文書にし委任又は委託された地方自治体に送付しなければならない。

一　納付義務者の前住所及び現住所

二　納付額及び納付期限

三　督促状又は催促状発行事実の有無及びその発行年月日

四　その他参考事項

第 64 条(収入金の使用範囲)

法第 69 条の「大統領令で定める事項」は、次の各号のとおりとする。

一　法第 21 条第 4 項による給水設備の洗浄、更生又は取替えに必要な費用の補助又は融資

二　法第 33 条第 2 項による水質検査に必要な費用の支援

三　第 53 条の供給規定による給水管設置費用の一部支援

第 65 条(原因者負担金)

1　水道事業者は、法第 71 条第 1 項により水道工事をするところに費用発生の原因を提起した者(住宅団地及び産業施設等水道水を多く使用する施設を設置して、水道施設の新設又は増設等の原因を提起した者を含む。)に原因者負担金を負担させる場合、法第 71 条第 2 項による原因者負担金の算定基準及び納付方法等について、これを負担する者と予め協議しなければならない。この場合、協議が成立しなければ、水道事業者は水道工事にかかる費用等を考慮してその負担金額を定めることができる。〈改正 2008. 1. 3〉

2　水道事業者は、第 1 項により原因者負担金を負担させる場合、水道工事等に要する費用を算出して、その金額、納付期限及び納付場所を納入告知書に記載して負担金を出す者に通知しなければならない。〈改正 2008. 1. 3〉

3　第 1 項による原因者負担金は、次の各号の費用を合算した金額とする。

一　水道施設の新設又は増設費用

二　施設の原状復旧に要する工事費

三　水道施設の洗浄等によって使用できなくなった水道水料金に相当する金額

四　断水による給水のため使用経費

五　道路復旧費及び道路凍結防止費用

六　復旧作業に動員された車両及び職員の経費

七　その他広報に要した経費等

4　水道事業者は、法第 71 条第 1 項により水道施設を損壊する事業又は行為をした者に原因者負担金を負担させる場合、水道施設の修繕及び維持に関する費用並びに損壊予防のための施設の設置に必要な費用を算出して、負担金の金額、納付期限及び納付場所を納入告知書に記載して負担金を出す者に通知しなければならない。〈新設 2008. 1. 3〉

5　第 4 項による原因者負担金は、次の各号の費用を合算した金額とする。〈新設 2008. 1. 3〉

一　水道施設の損壊等によって使用していないもの及び使用できなくなった水道水の料金に相

当する金額

二　第3項第2号及び第4号から第7号までの規定による費用

6　第3項及び第5項による費用の算出に必要な細部基準は、地方自治体の条例で定める。〈改正 2008. 1. 3〉

第66条　削除〈2008. 1. 3〉

第67条(権限の委任又は委託　〈改正 2008. 6. 20〉)

1　法第78条により、国土海洋部長官は法第49条、法第50条、法第63条から第65条までの規定による権限中、施設容量が1日10,000立方メートル以下の工業用水道事業の認可、廃業又は休業の許可及びその工業用水道事業者に対する認可の取消し、その他必要な命令の権限を市・道知事に委任する。

〈改正 2008. 2. 29〉

2　法第78条により、環境部長官は次の各号の権限を市・道知事に委任する。この場合、第3号イ目による権限は道知事に、第3号ロ目による権限は特別市長及び広域市長に委任する。

一　.法第7条第1項及び第2項による水道水源保護区域の指定、変更及び公告

二　法第13条第2項による機具等の撤去その他必要な措置又は水道水の供給中止

三　法第17条、法第42条、法第63条から第65条までの規定による権限中、次の各目の権限

イ　地方自治体が設置する施設容量1日10,000立方メートル以下の広域上水道及び地方上水道事業の認可、廃業又は休業の許可並びにその広域上水道事業者と地方上水道事業者に対する認可の取消しその他必要な命令

ロ　地方自治体が設置する施設容量1日100,000立方メートル以下の広域上水道及び地方上水道事業の認可、廃業又は休業の許可並びにその広域上水道事業者及び地方上水道事業者に対する認可の取消しその他必要な命令

四　法第44条第1項による水道施設等の買収承認

3　法第78条により、環境部長官は次の各号の権限を流域環境庁長や地方環境庁長に委任する。

一　法第8条第3項による水道水源保護区域の管理状態評価

二　法第62条による水道事業の運営に関する改善指示その他必要な措置命令

4　環境部長官は、法第78条により、法第24条第1項による浄水施設運営管理士資格試験の施行に関する業務を「韓国産業人材公団法」による韓国産業人材公団に委託する。〈新設 2008. 6. 20〉

第68条(規制の再検討)

環境部長官は、第52条第2項の教育周期及び教育時間等が適切かどうかを2011年12月31日まで検討し、改善等の措置をしなければならない。

[本条新設 2009. 7. 7]

付則〈第20243号、2007. 9. 6〉

第1条(施行日)

この令は、公布した日から施行する。 ただし、第 22 条第 1 号及び第 2 号の改正規定は 2007 年 9 月 28 日から、第 65 条及び第 66 条の改正規定は 2008 年 1 月 4 日から、第 30 条の改正規定は 2009 年 6 月 30 日から施行する。

第 2 条 (施行日に関する経過措置)

付則第 1 条ただし書により第 22 条第 1 号及び第 2 号、第 30 条、第 65 条及び第 66 条の改正規定が施行される前までは、それに該当する従来の第 13 条第 1 号及び第 2 号、第 18 条の 2、第 35 条及び第 36 条を適用する。

第 3 条 (水道用資材に関する経過措置)

1998 年 3 月 1 日当時従前 (大統領令第 15659 号で改正される前のものをいう。) の規定による基準に該当する水道用資材は、第 30 条の改正規定による水道用資材基準に適合するものと見なす。

第 4 条 (浄水施設運営管理士資格試験の特例)

2006 年 6 月 29 日前に韓国上下水道協会の長が施行した浄水場オペレーター認証試験に合格した者に対しては、第 42 条の改正規定にかかわらず、2007 年 12 月 31 日までに実施する浄水施設運営管理士資格試験中該当等級の第一次試験を免除する。

第 5 条 (他の法令の改正)

この令施行当時、他の法令で従来の「水道法施行令」又はその規定を引用した場合に、この令の中にそれに該当する規定があれば、従前の規定を置き換えてこの令又はこの令該当条項を引用したものと見なす。

付則<第 20289 号、2007. 9. 27> (下水道法施行令)

第 1 条 (施行日)

この令は、2007 年 9 月 28 日から施行する。

第 2 条から第 4 条まで省略

第 5 条 (他の法令の改正)

①から⑥まで省略

⑦水道法施行令一部を次のとおり改正する。

第 22 条第 2 号を次のとおりとする。

二　「下水道法」第 2 条第 9 号による公共下水処理施設

⑧から⑲まで省略

第 6 条　省略

付則<第 20290 号、2007. 9. 27> (家畜糞尿の管理及び利用に関する法律施行令)

第 1 条 (施行日)

この令は、2007 年 9 月 28 日から施行する。

第 2 条及び第 3 条　省略

第 4 条 (他の法令の改正)

①から⑥まで省略

⑦水道法施行令一部を次のとおり改正する。

第22条第1号を次のとおりとする。

一　「家畜糞尿の管理及び利用に関する法律」第2条第9号による公共処理施設

⑧から〈23〉まで省略

第5条　省略

付則〈第20521号、2008.1.3〉

第1条(施行日)

この令は、2008年1月4日から施行する。

第2条(適用例)

第41条から第43条まで及び別表3の改正規定は、この令施行後最初に公告する浄水施設運営管理士資格試験から適用する。

第3条(浄水施設運営管理士等級名称変更による経過措置)

この令施行当時従前の規定により浄水施設運営管理士1等級から3等級までの試験に合格した者は、第41条、第42条及び別表3の改正規定により浄水施設運営管理士1級から3級までの試験に合格したものと見なす。

付則〈第20680号、2008.2.29〉(環境部とその所属機関職制)

第1条(施行日)

この令は公布した日から施行する。

第2条　省略

第3条(他の法令の改正)

①から⑤まで省略

⑥水道法施行令一部を次のとおり改正する。

第8条第2項及び第16条第2項中"行政自治部長官"を各々"行政安全部長官"とする。

第27条第1項第57条第1項第67条第1項及び第68条第2項前段中"建設交通部長官"を各々"国土海洋部長官"とする。

付則〈第20763号、2008.4.3〉(河川法施行令)

第1条(施行日)

この令は、2008年4月7日から施行する。

第2条　省略

第3条(他の法令の改正)

①から⑨まで省略

⑩水道法施行令一部を次のとおり改正する。

第12条第1項第6号本文中"「河川法」第2条第1項第2号による河川区域"を"「河川法」第2条第2号による河川区域"とする。

⑪から⑳〉まで省略

第4条　省略

付　則〈第20789号、2008.5.21〉(産業標準化法施行令)

第1条(施行日)

この令は、2008年5月26日から施行する。

第2条から第4条まで省略

第5条(他の法令の改正)

①から⑫まで省略

⑬水道法施行令一部を次のとおり改正する。

第30条第1項第1号から第3号までを、各々次のとおりとする。

一　「産業標準化法」第15条により認証を受けたもの

二　「産業標準化法」第27条第2項による団体標準認証表示製品で同法第25条による優れた団体標準製品

三　「産業標準化法」第27条第2項による団体標準認証表示製品で法第56条による韓国上下水道協会が認証した製品

⑭から〈22〉まで省略

第6条　省略

付則〈第20846号、2008.6.20〉

この令は2008年6月28日から施行する。

付則〈第21148号、2008.12.3〉(雑誌等定期刊行物の振興に関する法律施行令)

第1条(施行日)

この令は、2008年12月6日から施行する。

第2条(他の法令の改正)

①から⑧まで省略

⑨水道法施行令一部を次のとおり改正する。

第37条第2項中"同法第2条第2号イ"を各々"同法第2条第1号イ"とし、同条第4項中"「新聞等の自由と機能保障に関する法律」第2条第2号イ"を"「新聞等の自由と機能保障に関する法律」第2条第1号イ"とする。

⑩から⑭まで省略

第3条　省略

付則〈第21214号、2008.12.31〉(行政安全部とその所属機関職制)

第1条(施行日)

この令は、公布した日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条から第4条まで省略

第5条(他の法令の改正)

①から〈143〉まで省略

〈144〉水道法施行令一部を次のとおり改正する。

第17条第2項中"企画予算処"を"企画財政部"とする。

〈145〉から〈175〉まで省略

付則〈第 21626 号、2009. 7. 7〉(規制日没制適用のための屋外広告物等管理法施行令等の一部改正令)

この令は、公布した日から施行する。

付則〈第 21629 号、2009. 7. 16〉(建築法施行令)

第 1 条(施行日)

この令は、公布した日から施行する。

第 2 条から第 4 条まで省略

第 5 条(他の法令の改正)

①から⑤まで省略

⑥水道法施行令の一部を次のとおり改正する。

第 24 条第 1 項第 5 号中"刑務所"を"矯正施設、少年院及び少年分類審査院"とする。

第 51 条第 1 項第 2 号を次のとおりとし、同条 2 項第 4 号中"刑務所又は感化院"を"矯正施設、保護観察所、更生保護所、少年院及び少年分類審査院"とする。

2. 「建築法施行令」別表 1 第 8 号の輸送施設

⑦から⑫まで省略

[別表 1] 住民支援事業の種類[第 18 条関連]

[別表 2] 施設規模別浄水施設運営管理士配置基準[第 34 条関連]

[別表 3] 浄水施設運営管理士受験資格[第 41 条関連]

[別表 4] 水質基準違反内容の告示基準[第 47 条関連]

[別表 1]

住民支援事業の種類 (第18条 関連)

事業区分	詳細事業内容
所得増大事業	農機具修理施設、生産品共同貯蔵所、農道、農業用水路、農業用揚水場及び農作物栽培施設等、農林水産業関連施設の支援並びにその他環境部長官が水質保全と調和するように営農方法を改善するために必要と認める事業
福祉増進事業	1. 上水道施設の支援 2. 水洗式トイレ、 村単位汚水処理施設及び個別農家のし尿又は生活汚水処理施設の支援 3. 診療所(住民健康診断を含む。)、医療器具及び救急車の支援並びに住民の生活水準向上のための扶助事業 4. 図書館、幼稚園、スクールバス及び文化施設の支援 5. その他環境部長官が住民の福祉増進のために必要と認める事業
育英事業	教育機資材、 図書の供給、 学資金・奨学金支給、 装学基金積立、学校給食施設支援等の育英関連事業及びその他環境部長官が必要と認める事業
その他の事業	1. 水道水源保護区域の指定で環境規制基準が強化され、他の地域より汚染物質浄化費用が追加で要する場合の費用に対する支援事業 2. 水道水源保護区域指定による行為禁止又は制限によって、その区域で生業を維持するのが困難と認められる者の移住や専業に対する支援事業

[別表 2] 〈改正 2008.1.3〉

施設規模別浄水施設運営管理士配置基準 (第34条関連)

施設規模(日)	配置基準	適用時期
50万㎥以上	・浄水施設運営管理士1級2人以上 ・浄水施設運営管理士2級3人以上 ・浄水施設運営管理士3級5人以上	2009年1月1日から
10万㎥ 以上 50万㎥ 未満	・浄水施設運営管理士1級1人以上 ・浄水施設運営管理士2級3人以上 ・浄水施設運営管理士3級4人以上	2009年1月1日から
5万㎥以上 10万㎥未満	・浄水施設運営管理士1級1人以上 ・浄水施設運営管理士2級2人以上 ・浄水施設運営管理士3級3人以上	2009年1月1日から
2万㎥ 以上 5万㎥ 未満	・浄水施設運営管理士1級1人以上 ・浄水施設運営管理士2級1人以上 ・浄水施設運営管理士3級2人以上	2009年7月1日から
5千㎥ 以上 2万㎥ 未満	・浄水施設運営管理士2級1人以上 ・浄水施設運営管理士3級1人以上	2009年7月1日から
5百㎥以上 5千㎥ 未満	・浄水施設運営管理士3級1人以上	2010年7月1日から

[別表 3]〈改正 2008.1.3〉

浄水施設運営管理士受験資格 (第 41 条関連)

等 級	受 験 資 格
1級	1. 理工系大学卒業後水道施設の設置又は維持管理分野で2年以上実務に従事した者 2. 理工系専門大学卒業後水道施設の設置又は維持管理分野で4年以上実務に従事した者 3. 高等学校卒業後水道施設の設置又は維持管理分野で5年以上実務に従事した者 4. 浄水施設運営管理士2級取得後、水道施設の設置又は維持管理分野で2年以上実務に従事した者 5. 浄水施設運営管理士3級取得後、水道施設の設置又は維持管理分野で4年以上実務に従事した者 6. 「単位認定等に関する法律」第8条により理工系大学卒業者と同等の水準以上の学歴を認められた者で水道施設の設置又は維持管理分野で2年以上実務に従事した者 7. 「単位認定等に関する法律」第8条により理工系専門大学卒業者と同等の水準以上の学歴を認められた者で水道施設の設置又は維持管理分野で4年以上実務に従事した者
2級	1. 理工系大学卒業以上の学歴を有する者 2. 理工系専門大学卒業後水道施設の設置又は維持管理分野で2年以上実務に従事した者 3. 高等学校卒業後水道施設の設置又は維持管理分野で3年以上実務に従事した者 4. 浄水施設運営管理士3級取得後、水道施設の設置又は維持管理分野で2年以上実務に従事した者 5. 水道施設の設置又は維持管理分野で5年以上実務に従事した者 6. 「単位認定等に関する法律」第8条により理工系大学卒業者と同等の水準以上の学歴を認められた者 7. 「単位認定等に関する法律」第8条により理工系専門大学卒業者と同等の水準以上の学歴を認められた者で水道施設の設置又は維持管理分野で2年以上実務に従事した者
3級	1. 理工系専門大学卒業以上の学歴を持った者 2. 高等学校卒業後水道施設の設置又は維持管理分野で1年以上実務に従事した者 3. 水道施設の設置又は維持管理分野で3年以上実務に従事した者 4. 「単位認定等に関する法律」第8条により理工系専門大学卒業者と同等の水準以上の学歴を認められた者

[別表 4]〈改正 2008.1.3〉

水質基準違反内容の告示基準　(第47条関連)

1　次の各目のいずれか一つに該当する場合には、24時間以内に公示しなければならない。

イ　魚類観察水槽及び生物警報システム等、各種警報システムを通して観察した結果、毒劇物流入が明確と判断される場合

ロ　浄水池流出部で糞便性大腸菌群が検出される場合

ハ　水道水によって水因性疾病が発生したものと判明した場合

ニ　濁度が1 NTUを超えて、24時間以上持続する場合

ホ　濁度が5 NTUを超える場合

ヘ　残留塩素濃度が浄水池流出部で0.1mg/L(結合残留塩素の場合には0.4mg/L)未満で、1時間以上持続する場合

ト　残留塩素濃度が浄水池流出部で4mg/L以上の場合

チ消毒により要求される不活性化比の値が1未満の場合で、48時間以上持続する場合

リ　pHが5.5未満又は9.0を超える場合で、1時間以上持続する場合

ヌ　硝酸性窒素の濃度が10mg/Lを超える場合

ル　その他水道事業者が直ちに住民公示が必要と判断する場合

2　第 1 号に該当しない水質基準を違反した事実に対しては、30 日以内に公示しなければならない。

水道法施行規則（仮訳）

[施行　2008. 6. 28] [環境部令第291号、 2008. 6. 27、 一部改訂]
環境部　(水道政策課)、　02-2110-6865

第1条 (目的)

この規則は、「水道法」及び同法施行令で委任された事項及びその施行に必要な事項を規定することを目的とする。

第2条 (中水道設置通報書式)

「水道法」(以下「法」という。)第14条第1項号による中水道の設置結果の通報は、別紙第1号書式による。

第3条 (中水道施設基準)

1　法第14条第2項による中水道は、次の各号の施設を備えなければならない。

一　使用された水道水を生活用水又は工業用水等の用途に適合する水質に再処理する沈澱池、ろ過池、消毒設備等の再処理施設

二　必要な量の水を送るポンプ及び送水管等の送水施設

三　必要な量の水を配水する配水管等の配水施設

2　第1項による中水道の施設は、衛生及び安全等に必要な措置を施し、中水道に設置する配管は、上水道、下水道及びガス供給等の配管と区分しなければならない。

第4条 (中水道の水質基準)

中水道を設置・管理する者は、中水道の水質を別表1の基準に適合するように維持・管理しなければならない。

第5条 (中水道使用水量算定基準等)

1　法第14条第2項による中水道設置対象建築物の使用水量算定は、次の各号の区分による。

一　法第14条第1項第1号及び第3号に施設の場合には、法第3条第7号による広域上水道及び同条第8号による地方上水道を通じて供給受けた水量並びに「地下水法」第2条第1号による地下水使用水量を合算した量

二　法第14条第1項第2号の工場の場合には、第3項により算定された廃水排出量

2　法第14条第2項による建築延面積は、「建築法施行令」第119条第1項第4号で定めるものとする。

3　法第14条第2項による廃水排出量は、「水質及び水生態系保全に関する法律施行令」別表13備考第1号で定めるところによって算定した量で、同法施行令第33条第2号で定めるところによって委託処理する量を除いたものとする。〈改訂 2007. 12. 28〉

第6条 (節水設備の種類及び基準)

法第15条による節水設備及び節水機器の種類及び基準は、別表2のとおりとする。

第7条(雨水利用施設の施設基準等)

1 法第16条第2項による雨水利用施設は、次の各号の施設を備えなければならない。

一 屋根に落ちる雨水を集める取集水施設

二 降り始めの雨水を排除できる施設及び雨水に混入している異質物を除去できるろ過装置等の処理施設

三 処理施設で処理された雨水を一定期間保存できる雨水貯留槽で、次の各目の要件を満たしたもの

イ 平方メートル単位で表わした屋根面積に0.05メートルを乗じた規模以上の容量

ロ 水の蒸発及び異質物の混入がなく日光を防げる構造

ハ 内部の清掃に適合した構造

四 処理した雨水をトイレ等雨水を使用する所に運搬できるポンプ、送水管、配水管等の送配水施設

2 第1項各号の施設に対しては、第3条第2項を準用する。

3 雨水利用施設は、次の各号の基準により管理しなければならない。

一 飲用等他の用途に使用されないように配管の色を変えて表示を明確にしなければならない。

二 第1項各号の施設は、年2回以上周期的に点検して異質物除去等清掃しなければならない。

4 雨水利用施設の管理者は、管理台帳を作成して、雨水使用量、漏水及び正常稼働点検、清掃日時等を記入しなければならない。

第8条(一般水道事業認可申請)

1 「水道法施行令」(以下「令」という。)第27条第1項による一般水道事業認可(変更認可)申込書は、別紙第2号書式のとおりとする。

2 令第27条第1項により第1項の申込書に添付しなければならない関係書類及び図面は、次の各号のとおりとする。

一 水道施設の平面図

二 水理系統図、管路の縦断図及び通水勾配図(村落上水道の場合には、水理系統図及び給水管網図)

三 取水量及び取水に対する許認可等を証明する書類

四 水理計算及び構図計算に関する事項を書いた書類(「建設技術管理法施行令」第19条及び第21条による地方建設技術審議委員会又は設計諮問委員会審議を受けた建設工事の場合には、その審議結果の写し)。ただし、村落上水道の場合を除く。

第9条(施設基準)

令第29条第4項による水道施設の細部施設基準は、別表3のとおりとする。

第10条(衛生安全基準)

令第30条第1項による衛生安全基準は、別表4のとおりとする。

第11条(給水設備の所有者等に対する勧告措置)

法第21条第4項による給水設備の洗浄、更生又は取替え等勧告措置の対象及び内容等に関する事項は、地方自治体が条例で定めて施行することができる。

第12条(水道施設管理者の資格)

令第33条第2項第5号の「環境部令に定める者」とは、次の各号のいずれか一つに該当する者をいう。

一　「国家技術資格法」第9条による土木、電気、電子、機械、建築、化工又は環境分野の技士1級以上の資格を持った者で、1年以上その分野の実務に従事した者

二　法第24条第1項及び令第41条による浄水施設運営管理士1等級又は2等級の資格を持った者

第13条(委託に関する申告等)

法第23条第2項により、一般水道事業者は委託契約を締結又は解約した日から30日以内に、その事実を別紙第3号書式により環境部長官に申告しなければならない。〈改正 2008. 6. 27〉

第14条(浄水施設運営管理士資格試験の施行公告等)

1　令第42条第6項により「韓国産業人材公団法」による韓国産業人材公団(以下「韓国産業人材公団」という。)の長は、浄水施設運営管理士資格試験(以下「資格試験」という。)を施行する場合、受験資格、試験科目、試験方法、合格基準、試験日時及び試験場所等、必要な事項を試験日60日前までに「新聞等の自由と機能保障に関する法律」第12条第1項第6号により全国を普及地域に登録した二以上の一般日刊新聞に公告しなければならない。〈改正 2008. 6. 27〉

2　資格試験を受験する者は、別紙第4号書式の受験願書を韓国産業人材公団の長に提出しなければならない。〈改正 2008. 6. 27〉

3　第2項により受験願書を提出する者は、手数料を支払わなければならない。この場合、資格試験に受験しなくても手数料は返還しない。

4　第3項による手数料の金額は、実費等を考慮して、環境部長官が定めて告示する。

〈改正 2008. 6. 27〉

第15条(浄水施設運営管理士の資格証発給等)

1　環境部長官は、資格試験に合格した者に、別紙第5号書式の資格証を発給しなければならない。

〈改正 2008. 6. 27〉

2　環境部長官は、第1項による資格証を発給する時には、別紙第6号書式の浄水施設運営管理士名簿に記録しなければならない。〈改正 2008. 6. 27〉

3　環境部長官は、第1項による資格証を発給する時には、予め定めて告示した手数料を徴収す

ることができる。〈改正 2008. 6. 27〉

第 16 条(資格試験出題委員の委嘱等)

1　令第 42 条第 6 項により、韓国産業人材公団の長は、令第 44 条による浄水施設運営管理士試験委員会の委員及び浄水施設運営関連分野で学識及び経験が豊富な者の中から、資格試験の出題及び採点を担当する者(以下「出題委員」という。)を委嘱する。〈改正 2008. 6. 27〉

2　第 1 項により出題委員で委嘱された者は、韓国産業人材公団の長が要求する資格試験問題の出題及び採点上の留意事項並びに遵守事項を誠実に履行しなければならない。〈改正 2008. 6. 27〉

第 17 条(行政処分の基準)

法第 25 条第 2 項による浄水施設運営管理士に対する行政処分の基準は、別表 5 のとおりとする。

第 18 条(住民公示の内容及び手続)

1　法第 27 条第 1 項による住民公示には、次の各号の事項が含まれなければならない。

一　汚染物質の種類、濃度及び水質基準

二　汚染の発生日時、原因及び影響地域

三　汚染による健康上危害の可能性

四　住民の行動要領

五　問題解決のための措置計画

六　予想される原状回復日時

七　担当者の名前及び電話番号

2　一般水道事業者は、第 1 項による住民公示をする時には、次の各号の方法の中の一つ以上の方法で速かに公示しなければならない。

一　該当地域の放送及び新聞(号外を含む。)

二　町役場等関連機関の掲示板及び村掲示板

三　拡声器の利用及びビラの配布

四　行政管内の電話、インターネットホームページ等地域通信網

3　一般水道事業者は、第 2 項により住民公示をした場合、その内容を 24 時間以内に環境部長官に報告しなければならない。水道水の水質が基準以内に回復して住民公示を解除した場合も同様である。

第 19 条(水質検査及び水量量分析)

1　一般水道事業者は、法第 30 条による水道水評価委員会に諮問して、次の各号の事項が含まれた 1 年単位の水質検査計画を策定しなければならない。

一　水質検査の概要

二　原水及び浄水の前年度検査結果(配水及び給水系統を含む。)

三　原水及び浄水の検査地点、検査項目、検査頻度及び検査方法(配水及び給水系統を含む。)

四　水質検査結果に対する住民公示方案

2　一般水道事業者は、法第29条第1項による水量分析をするため、別表6に定める基準により水量測定用流量計(以下「流量計」という。)を設置及び管理し、取水量、給水量、有収量及び漏水率に対する分析を毎半期1回以上周期的にしなければならない。

3　一般水道事業者は、第1項及び第2項により実施した水質検査並びに水量分析の結果を3年間保存しなければならない。

4　一般水道事業者は、第1項及び第2項による水質検査並びに水量検査の結果、生産及び供給施設の現況等に対する統計資料を環境部長官に報告しなければならない。

第20条(水質検査機関)

令第49条第2項の「その他環境部令で定める機関」とは、「飲料水管理法施行規則」第35条により指定された飲料水水質検査機関をいう。

第21条(必須水質検査施設)

令第49条第2項の「環境部令で定める検事項目」とは、「飲料水水質基準及び検査等に関する規則」第4条第1項イ目中水道事業者が毎日1回以上水質検査をしなければならない項目及び毎週1回以上水質検査をしなければならない項目をいう。

第22条(水道水品質報告書の内容等)

1　法第31条第1項による水道水品質報告書には、次の各号の事項が含まれなければならない。

一　浄水場等水質関連部署の連絡先

二　報告書に使用される用語の定義

三　取水地点から水道蛇口までの水道水生産及び供給過程

四　原水の水質情報

五　法第26条による水質基準及び法第29条による水質検査結果(平均値及び最大値)

六　水質基準を超過した期間、原因、内容及び超過項目別人体に及ぼす影響

七　水質基準超過による措置事項及びその結果

八　法第27条による水質基準違反内容の公示及びその結果

九　その他住民協力事項、水道水水質異常時の申告方法、水道水の飲用方法等に関する事項

2　一般水道事業者は、毎会計年度終了後6ヶ月以内に水道水品質報告書を発刊して、管轄給水区域中の水道水を供給される者に電子媒体や郵便等の方法で提供し、必要な場合、水道水品質報告書の内容を要約して提供することができる。

第23条(給水管の状態検査及び措置等)

1　法第33条第3項による令第51条に該当する建築物又は施設の所有又は者管理者(以下「所有者等」という。)は、その建築物又は施設の竣工検査後5年が経過した日から1年周期で給水管の状態に対して、別表7による一般検査をしなければならない。

2　所有者等は、第1項により一般検査を実施した結果、検査項目中、濁度、水素イオン濃度、色度又は鉄に対する検査基準を超過する場合には、給水管を洗浄(給水管内部の異質物及び微生

物膜等を管に損傷を与えることなく、水や空気を注入する方法等で除去することをいう。以下、同じ。)しなければならない。ただし、給水管が亜鉛メッキ鋼管の場合には、検査項目中、検査基準を超過する項目が一つ以上あれば、必ずこれを更生し又は取替えなければならない。

3　所有者等は、第1項による一般検査結果が次の各号のいずれか一つに該当すれば、別表7による専門検査をして給水管を更生しなければならない。ただし、専門検査の結果、更生だけでは耐久性を維持できないほど老朽した給水管は、新しい給水管に取替えなければならない。

一　一般検査の検査項目に対する検査基準を3年連続超過する場合

二　一般検査の検査項目中、鉛、銅又は亜鉛に対する検査基準を超過する場合

4　所有者等は、第2項や第3項による洗浄、更生又は取替え等の措置をした時には、その結果を一般水道事業者に報告し、それと関連した資料を3年以上保存しなければならない。

第24条(緊急停止)

1　一般水道事業者が法第37条第2項により水道水の供給を停止した時に、住民に公示しなければならない事項は、次の各号のとおりである。

一　供給停止の日時、原因及び影響を受ける地域

二　汚染による健康上の可能性

三　予想される給水再開時間

四　住民の行動要領

五　問題解決のための措置計画

六　担当者の連絡先

2　第1項による給水停止の住民公示手続に関しては、第18条第2項及び第3項を準用する。

第25条(供給規定の承認申請)

令第53条により供給規定の承認を受ける者は、次の各号の事項が含まれた申込書を、広域上水道は建設交通部長官に、地方上水道は環境部長官に、村落上水道は市長、郡首又は区庁長に提出しなければならない。

一　水道料金の水準、体系及び算定基準

二　原価計算

三　需要予測

四　給水手続

五　給水設備の費用負担に関する事項

第26条(専用上水道認可等申込書)

1　令第58条第1項による専用上水道設置認可申請、法第52条第2項による変更認可申請及び変更申告は、別紙第7号書式による。

2　法第52条第3項による専用上水道の休止又は廃止申告は、別紙第8号書式による。

第27条(水道施設に対する技術診断の区分)

法第74条第1項による水道施設に対する技術診断は、次の各号のとおりに区分する。

一　浄水場に対する技術診断：取水地点から浄水場までの取水施設、導水施設及び浄水施設並びにそれに属する施設を対象とする技術診断

二　上水道管網に対する技術診断：浄水場以後の送水施設、配水施設及び配水管に属する管並びにそれに属する施設を対象とする技術診断

第28条(浄水場に対する技術診断の区分等)

1　第27条第1号による浄水場に対する技術診断は、浄水場の規模により次の各号のとおりに区分する。

一　一般技術診断：施設容量が1日5,000立方メートル以下の浄水場に対する技術診断

二　専門技術診断：施設容量が1日5,000立方メートルを超える浄水場に対する技術診断

2　第1項による一般技術診断及び専門技術診断の内容は、次の各号のとおりとする。

一　一般技術診断の場合には、次の各目の内容

イ　施設及び運営管理の現況調査

ロ　工程別及び施設別機能診断並びに機能低下要因分析

ハ　各工程相互間の機能検討

ニ　診断結果による改善方策の提示

二　専門技術診断の場合には、次の各目の内容

イ　第1号イからニまでの事項

ロ　組織及び経済性分析を通した水道施設の効率的な運営管理方策の提示

ハ　将来需要を考慮した水量及び水質管理の改善計画の提示

ニ　具体的な施設改善計画の提示(事業優先順位及び事業費算出を含む。)

第29条(上水道管網に対する技術診断の範囲及び内容等)

1　第27条第2号による上水道管網の技術診断は、その水準により次の各号のとおりに区分する。

一　一般技術診断：郡単位以下の給水区域に供給される上水道管網に対する技術診断

二　専門技術診断：市単位以上の給水区域に供給される上水道管網に対する技術診断

2　第1項による一般技術診断及び専門技術診断の内容は、次の各号のとおりとする。

一　一般技術診断

イ　ブロック別上水道管網に対する現況

ロ　一般技術診断の評価指標別結果値及び判定等級

ハ　不良又は深刻な状態であると判定されたブロックに対する原因分析、改善方案の導出及び改善措置の施行結果

二　専門技術診断

イ　第1号イからハまでの事項

ロ　現場調査を通じた水圧の適正性、水量の安全性、水質の安全性、構造的及び物理的安全性、非常時の対応性に対する精密で総合的な診断

ハ　具体的な施設改善計画の提示(事業優先順位及び事業費算出を含む。)

3　第1項及び第2項による一般技術診断及び専門技術診断の範囲並びに対象別施行方法等に関する細部事項は、環境部長官が定めて告示する。

[全文改正 2008. 6. 27]

第 30 条(自らの技術診断)

法第 74 条第 1 項により水道事業者が自ら水道施設に対する技術診断をする場合には、別表 8 による装備及び技術人材を備えなければならない。

第 31 条(技術診断の代行機関)

法第 74 条第 2 項の「環境部令に定める者」とは、次の各号に該当する者で別表 8 による装備及び技術人材を揃えた者をいう。

一　「エンジニアリング技術振興法」第 4 条により申告した上下水道分野エンジニアリング活動主体

二　環境管理公団

三　韓国水資源公社

四　法第 56 条による韓国上下水道協会

五　「科学技術分野政府外郭研究機関等の設立、運営及び育成に関する法律」第 8 条により設立された韓国建設技術研究院

六　財団法人韓国水道研究所

七　社団法人大韓土木学会

八　社団法人大韓上下水道学会

九　社団法人韓国建設安全技術協会

十　「施設の安全管理に関する特別法」第 25 条による韓国施設安全技術公団

十一　その他水道施設に対する技術診断能力があると環境部長官が認定して告示する者

第 32 条　削除〈2008. 6. 27〉

付則〈第 262 号、2007. 12. 26〉(飲料水水質基準及び検査等に関する規則)

第 1 条(施行日)

この規則は、2008 年 1 月 1 日から施行する。〈ただし書省略〉

第 2 条及び第 3 条　省略

第 4 条(他の法令の改正)

1　水道法施行規則一部を次のとおり改正する。

別表 7 第 1 号給水管内停滞数水質検査欄の検査項目及び基準中「亜鉛：1 mg/L 以下」を「亜鉛：3 mg/L 以下」とする。

2　省略

第 5 条　省略

付則〈第 263 号、2007. 12. 28〉(水質及び水生態系保全に関する法律施行規則)

第 1 条(施行日)

この規則は、公布した日から施行する。〈ただし書省略〉

第2条から第5条まで省略

第6条(他の法令の改正)

1から3まで省略

4　水道法施行規則の一部を次のとおり改正する。

第5条第3項中"「水質環境保全法施行令」別表8"を"「水質及び水生態系保全に関する法律施行令」別表13"とし、同項中"同法施行令第10条第2号に"を"同法施行令第33条第2号に"とする。

⑤から⑫まで省略

第7条　省略

付則<第278号、2008. 2. 26>(住民登録番号の使用改善のための国立環境科学院試験依頼規則等の一部改正令)

この規則は、公布した日から施行する。

付則<第291号、2008. 6. 27>

この規則は、2008年6月28日から施行する。ただし、別表4の改正規定は、2009年6月30日から施行する。

[別表1]　中水道の水質基準[第4条関連]

[別表2]　浄水設備及び浄水機器の種類及び基準[第6条関連]

[別表3]　水道施設の細部施設基準[第9条関連]

[別表4]　衛生安全基準(第10条関連)

[別表5]　行政処分基準[第17条関連]

[別表6]　流量計設置及び管理基準[第19条第2項関連]

[別表7]　給水設備状態検査の区分及び方法[第23条関連]

[別表8]　技術診断に必要な装備及び技術人材[第30条及び第31条関連]

[書式1]　中水道設置通知書

[書式2]　水道事業[認可変更認可]申込書

[書式3]　水道施設運営管理業務委託契約[締結・解約]申告書

[書式4]　浄水施設運営管理士資格試験受験願書[原本]

[書式5]　浄水施設運営管理士資格証

[書式6]　浄水施設運営管理士名簿

[書式7]　専用上水道[工業用水道]設置[認可・変更認可]申込書・変更申告書

[書式8]　専用上水道[工業用水道][休止・廃止]申告書

[別表 1]

中水道の水質基準(第4条関連)

区分	水洗式トイレ用水	散水用水	造景用水	洗車・掃除用水
大腸菌群数	不検出/100mL	不検出/100mL	不検出/100mL	不検出/100mL
残留塩素(結合)	0.2mg/L以上	0.2mg/L以上	−	0.2mg/L以上
外観	利用者が不快感を感じないこと	利用者が不快感を感じないこと	利用者が不快感を感じないこと	利用者が不快感を感じないこと
濁度	2NTUを超えないこと	2NTUを超えないこと	2NTUを超えないこと	2NTUを超えないこと
生物学的酸素要求量(BOD)	10mg/ℓを超えないこと	10mg/ℓを超えないこと	10mg/ℓを超えないこと	10mg/ℓを超えないこと
臭い	不快な臭いがしないこと	不快な臭いがしないこと	不快な臭いがしないこと	不快なにぴがしないこと
pH	5.8～8.5	5.8～8.5	5.8～8.5	5.8～8.5
色度	20度を超えないこと	−	−	20度を超えないこと
化学的酸素要求量(COD)	20mg/Lを超えないこと	20mg/Lを超えないこと	20mg/Lを超えないこと	20mg/Lを超えないこと

備考

1. 総大腸菌群、残留塩素、濁度、臭いは、飲料水公定試験方法によって分析しなければならない.
2. 生物学的酸素要求量、pH、色度、 化学的酸素要求量は、水質汚染公定試験方法によって分析しなければならない.

[別表 2]

節水設備及び節水機器の種類及び基準　(第6条関連)

1　法第15条による節水設備及び節水機器は、次のように区分する。

イ　節水設備：別の付属品又は機器を追加で装着しなくても、一般製品に比べて水を少なく使用するように生産された蛇口及び便器

ロ　節水機器：水使用量を減らすために蛇口又は便器に追加で装着する付属品又は機器（節水型シャワーヘッドを含む。）

2　法第15条に該当する建築物及び施設に設置する節水設備又は節水機器は、次のとおりとする。

イ　新築建物(ロに該当する場合を除く。)に設置する節水設備の種類及び基準

(1)水道蛇口

種　類	基　準
シャワー用	供給水圧 98kPaで 最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下のもの
シャワー・浴槽用	供給水圧 98kPaで 最大吐出水流量が1 分当たり9.5リットル以下のもの。ただし、吐出水口方向の最大吐出水流量は除く。
洗面用	供給水圧 98kPaで 最大吐出水流量が1 分当たり7.5リットル以下のもの。ただし、公衆用トイレに設置する蛇口は供給水圧 98kPaで 最大吐出水流量が1分当たり5リットル以下のもの
洗面・シャワー用	次の基準にすべて適合するもの イ) 吐出水口方向：供給水圧 98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下のもの ロ) シャワーヘッド方向：供給水圧 98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下のもの
キッチン用	供給水圧 98kPaで最大吐出水流量が1 分当たり9.0リットル以下のもの

(2)便　器

種　類	基　準
ロータンク型大便器	イ) 別に小便器を設置した場合には、最大使用水量が9リットル以下のもの ロ) 別に小便器を設置しない場合には、次の基準に適合するもの (1) 最大使用水量が6リットル以下のもの。ただし、大・小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は除いて、一体型便器の場合には2003年9月 28日までは 9リットル以下のものを設置することができる。 (2) 大・小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は、大便用で作動した時の最大使用水量が9リットル以下であり、小便用で作動した時の使用水量が大便用使用水量の70% 以下のもの
洗浄バルブ付着型大便器	イ) 別に小便器を設置した場合には水洗ハンドル1秒間作動した時、使用水量量が15リットル以下のもの ロ) 別に小便器を設置しない場合には、次の基準に適合するもの (1) 水洗ハンドルを1秒間作動した時、使用水量が9リットル以下のもの。ただし、大・小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は除く。 (2) 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は、1秒間作動した時使用水量が大便用15リットル以下、小便用9リットル以下のもの
小便器	水を使用しない又は1回使用水量が4リットル以下のもの

備 考

1. 最大供給水圧が98kPa未満の地点に設置される蛇口は、上記の基準の供給水圧条件は適用しない。この場、合最大供給水圧とは、蛇口直前の位置での水圧という。
2. "吐出水量 "とは、一定時間の間蛇口を通して排出される水の総量[ℓ]をいう。
3. "吐出水流量"とは、 蛇口を通して排出される単位時間当たり水の量[ℓ/min] をいう。ただし、 吐出水が出始めた以後、時間経過によって吐出水流量が変わる場合には、吐出水が出始めて吐出水が止まる時までの吐出水量を吐出水流量に換算して適用する。
4. "最大吐出水流量"とは、 蛇口のハンドルやレバーを完全に開いた時、排出される単位時間当たり水の量[ℓ/min]をいう。ただし、温・冷水混合蛇口の場合、温水の方又は冷水の方ある一方を完全に開いた時の吐出水流量を最大吐出水流量と見なす。
5. "即時止水" 方式とは、ある器具・ 装置を取り付けたり内蔵してこれを作動させることで、水の排出と排出停止が直ちにできる方式をいう。 即時止水方式では電子感応式、 foot valve付着方式等があり、 スィッチの開閉によって水の排出と排出中止のできる方式は除く。
6. "自閉式"とは、 レバー・ハンドル等操作部を作動させれば、一定時間水が排出された後、自動で排出が止まる方式をいう。
7. "定量止水" 方式とは、 レバー・ハンドル等操作部であらかじめ設定した量の水だけ排出した後、自動で排出の停止ができる方式をいい、 主に水槽用に利用する。
8. "洗浄バルブ"とは、水槽がない洋便器に設置する水洗ハンドルをいう。
9. "使用水量"とは、水道管から水が供給される状況で洗浄バルブを作動させて便器を洗浄する時、使用する1回分水の量をいう。ただし、便器洗浄後水槽以外の部分を再び満たす補充水は除く。
10. "最大使用水量"とは、一番多い量の水が出る状態でロータンク節水付属品を設置した時の使用水量をいう。
11. 公衆用トイレは、「公衆トイレ等に関する法律」第2条第1号条による公衆トイレと建築法施行令」別表1による公共図書館・販売施設・観覧集会施設・展示施設・運輸施設又は観光休憩施設で公衆用に使用されるトイレをいう。
12. "一体型便器"とは、水槽と便器が一体になっている便器をいう。

ロ　新築する宿泊業(客室が10室以下の場合を除く。)、 銭湯業又はゴルフ場業に設置する節水設備の種類及び基準

(1)蛇口

(イ)　宿泊業

種　類	基　準
シャワー用	供給水圧 98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下のもの
シャワー・浴槽用	次の基準にすべて適合するもの (1) シャワーヘッド方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下で、シャワーヘッド自体に即時止水機能があるもの、又は自閉式バルブ又は即時止水バルブが附着しているもの (2) 吐出水口方向: 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下のもの。ただし、定量止水蛇口や浴槽が設置されている場合を除く。
洗面用	供給水圧 98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下のもの
洗面・シャワー用	次の基準にすべて適合するもの (1) 吐出水口方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下のもの (2) シャワーヘッド方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下のもの

(ロ) 銭湯業

種 類	基 準
シャワー用 (立式)	供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下で、自閉式バルブ又は即時止水バルブが附着しているもの
シャワー・ 浴槽用 (座式)	次の基準にすべて適合するもの (1) 1個レバー式、自動温度調節式温冷水1個レバー式又は自動温度調節式 (2) シャワーヘッド方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下で、シャワーヘッド自体に即時止水機能があるもの、又は自閉式バルブ又は即時止水バルブが附着しているもの (3) 吐出水口方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下のもの。 ただし、 定量止水蛇口は除く。
洗面用	供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下のもの

(ハ) ゴルフ場業

種 類	基 準
シャワー用 (立式)	供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下のもの
シャワー・ 浴槽用 (座式)	次の基準にすべて適合するもの (1) シャワーヘッド方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下で、シャワーヘッド自体に即時止水機能があるもの、又は自閉式バルブ又は即時止水バルブが附着しているもの (2) 吐出水口方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下のもの。 ただし、 定量止水蛇口は除く。
洗面用	供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下のもの
洗面・シャワー用	次の基準にすべて適合するもの (1) 吐出水口方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下のもの (2) シャワーヘッド方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下のもの

(2)便器

種 類	基 準
ロータンク型 大便器	イ) 別に小便器を設置した場合には最大使用水量が9リットル以下のもの ロ) 別に小便器を設置しない場合には次の基準に適合するもの (1) 最大使用水量が6リットル以下のもの。 ただし、 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は除いて、 一体型便器の場合には2003年9月 28日までは9リットル以下のものを設置することができる。 (2) 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は、大便用で作動した時の最大使用水量が9リットル以下であり、 小便用で作動した時の使用水量が大便用使用水量の70%以下のもの
洗浄バルブ付着型大便器	イ) 別に小便器を設置した場合には、水洗ハンドルを1秒間作動した時使用水量が15リットル以下のもの ロ) 別に小便器を設置しない場合には、次の基準に適合するもの (1) 水洗ハンドルを1秒間作動した時使用水量が9リットル以下のもの。 ただし、 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は除く。 (2) 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は、1秒間作動した時使用水量が大便用15リットル以下、 小便用9リットル以下のもの
小便器	水を使用しないとか1回使用水量が4リットル以下のもの

備 考

1.～10. イの備考欄第1号から第10号までに同じ。

11. 宿泊業の場合、障害者・老弱者等の便宜のために総客室数の5パーセント(算定された客室数中、 小数点以下の数は1とする。) 以内の客室には、シャワー・浴槽用蛇口にシャワーヘッド方向に即時止水機能があるシャワーヘッドを設置しなくてもよく、また、自閉式バルブ又は即時止水バルブを付着しなくてもよい。

12. 銭湯業の場合、障害者・老弱者等の便宜のためにシャワー・浴槽用(座式) 蛇口中、2個以内にはシャワーヘッド方向に即時止水機能があるシャワーヘッドを設置しなくてもよく、また、自閉式バルブ又は即時止水バルブを付着しなくてもよい。

ハ 2001年10月4日前、建築許可を受けた宿泊業・銭湯業又はゴルフ場業に設置する節水設備又は節水機器の基準

(1)宿泊業

(イ) 蛇口

種 類	基 準
シャワー用	供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり 9.5 リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するとか最大吐出水流量を1分当たり9.5リットル以下で維持するもの
シャワー・浴槽用	次の基準にすべて適合するもの (1) シャワーヘッド方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置し、又は最大吐出水流量を1分当たり9.5リットル以下で維持するもの。 ただし、 どの場合にもシャワーヘッド自体に即時止水機能があるか、自閉式バルブ又は即時止水バルブが附着していなければならない。 (2) 吐出水口方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり9.5リットル以下で維持するもの。 ただし、 定量止水蛇口や浴槽が設置されている場合は除く。
洗面用	供給水圧 98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり7.5リットル以下で維持するもの
洗面・シャワー用	次の基準にすべて適合するもの (1) 吐出水口方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり7.5リットル以下で維持するもの (2) シャワーヘッド方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり 9.5リットル以下で維持するもの

(ロ) 大便器

種 類	基 準
ロータンク型大便器	(1) 最大使用水量が11リットル以下の構造であるもの。ただし、 大・小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は除く。 (2) 大・小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は、小便用で作動した時の使用水量が大便用使用水量の70% 以下のもの
洗浄バルブ付着型大便器	(1) 水洗ハンドルを1秒間作動した時使用水量が13リットル以下のもの。ただし、 大・小便を区別してハンドルを作動する便器は除く。 (2) 大・小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は秒間作動した時の使用水量が大便用15リットル以下、 小便用9リットル以下のもの

(2)銭湯業

（イ）蛇口

種 類	基 準
シャワー用(立式)	供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり9.5リットル以下で維持するもの。ただし、どんな場合にも自閉式バルブ又は即時止水バルブが付着していなければならない。
シャワー・浴槽用(座式)	次の基準にすべて適合するもの (1) 1個レバー式又は自動温度調節式温･冷水混合取手であるもの (2) シャワーヘッド方向: 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり9.5リットル以下で維持するもの。ただし、 どの場合にもシャワーヘッド自体に即時止水機能があるか、自閉式バルブ又は即時止水バルブが付着していなければならない。 (3) 吐出水口方向: 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル 以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり9.5リットル以下で維持するもの。ただし、 定量止水蛇口は除く。
洗面用	供給水圧 98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり7.5リットル以下で維持するもの

（ロ）大便器

種 類	基 準
ロータンク型大便器	(1) 別に小便器を設置した場合には、最大使用水量が13リットル以下の構造であるもの (2) 別に小便器を設置しない場合には次の基準に適合するもの (ア)最大使用水量が11リットル以下の構造であるもの。ただし、 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は除く。 (イ) 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は、小便用で作動した時の使用水量が大便用使用水量の70% 以下のもの
洗浄バルブ付着型大便器	(1) 別に小便器を設置した場合には、水洗ハンドルを 1秒間作動した時使用水量が15リットル以下のもの (2) 別に小便器を設置しない場合には、次の基準に適合するもの (ア) 水洗ハンドルを1秒間作動した時の使用水量が13リットル以下のもの。ただし、 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は除く。 (イ) 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は、1秒間作動した時の使用水量が大便用15リットル以下、 小便用9リットル以下のもの

(3)ゴルフ場業

（イ）蛇口

種 類	基 準
シャワー用(立式)	供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり9.5リットル以下に維持するもの

シャワー・浴槽用(座式)	次の基準にすべて適合するもの (1) シャワーヘッド方向: 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するとか最大吐出水流量を1分当たり9.5リットル以下に維持するもの。ただし、 どの場合にもシャワーヘッド自体に即時止水機能があるか、自閉式バルブ又は即時止水バルブが付着していなければならない。 (2) 吐出水口方向: 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり9.5リットル以下に維持するもの。ただし、 定量止水蛇口は除く。
洗面用	供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり7.5リットル以下に維持するもの
洗面・シャワー用	次の基準にすべて適合するもの (1) 吐出水口方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり7.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり7.5リットル以下に維持するもの (2) シャワーヘッド方向： 供給水圧98kPaで最大吐出水流量が1分当たり9.5リットル以下の節水設備又は節水機器を設置するか、最大吐出水流量を1分当たり9.5リットル以下に維持するもの

(ロ) 大便器

種 類	基 準
ロータンク型大便器	(1) 別に小便器を設置した場合には、最大使用水量が13リットル以下の構造であるもの (2) 別に小便器を設置しない場合には、次の基準に該当するもの (ア) 最大使用水量が11リットル以下の構造であるもの。ただし、 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は除く。 (イ) 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は、小便用で作動した時の使用水量が大便用使用水量の70% 以下のもの
洗浄バルブ付着型大便器	(1) 別に小便器を設置した場合には、水洗ハンドルを1秒間作動した時の使用水量が15リットル以下のもの (2) 別に小便器を設置しない場合には次の基準に当たること。 (ア) 水洗ハンドルを1秒間作動した時の使用水量が13リットル以下のもの。ただし、 大･小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は除く。 (イ) 大・小便を区別して水洗ハンドルを作動する便器は、1秒間作動した時の使用水量が大便用15リットル以下、 小便用9リットル以下のもの

備 考

1.～10. イの備考欄 第1号から第10号までに同じ。

11. 宿泊業の場合、障害者･老弱者等の便宜のために、総客室数の5パーセント(算定された客室数の中で小数点以下の数は1とする。)以内の客室には、シャワー・浴槽用蛇口にシャワーヘッド方向に即時止水機能があるシャワーヘッドを設置しなくてもよく、また、自閉式バルブ又は即時止水バルブを附着しなくてもよい。

12. 銭湯業の場合、 障害者・老弱者等の便宜のために、シャワー・浴槽用 (座式) 蛇口中、2個以内にはシャワーヘッド方向に即時止水機能があるシャワーヘッドを設置しないとか自閉式バルブ又は即時止水バルブを付着しなくてもよい。

13. 蛇口等が壁の中に設置されていて、即時止水機能がある シャワーヘッドを設置しなくてもよく、また、自閉式 バルブ又は即時止水バルブを付着するために壁面解体工事が不可避な場合には、その蛇口等を最初に取替える時に設置又は付着することができる。

14. 新たに設置する又は取替える節水設備及び節水機器は、令第30条第1項各号による資材及び製品基準に適合するものでなければならない。

[別表 3]

水道施設の詳細施設基準(第9条関連)

1　取水施設

一　地表水の取水施設は、次のような要件を具備しなければならない。

イ　年中計画された1日最大取水量を取水ができなければならない。

ロ　災害その他の非常事態又は施設を点検する場合に、取水を一時停止できる設備を設置しなければならない。

ハ　洪水、洗掘(河川水によって川底や河川堤防が掘られること)、流木又は流砂等による影響を最小化できる位置及び形式と設置しなければならない。

ニ　堰又は水門等を設置する場合には、その堰又は水門等が洪水時流水作用に対して安全な構造でなければならない。

ホ　計画取水量を円滑に取水するために、必要に応じてスクリーン、沈砂池又は排砂門等を設置しなければならない。

二　地下水の取水施設は、次のような要件を具備しなければならない。

イ　前号イ及びロの事項

ロ　水質汚染及び塩水浸透のおそれがない位置に設置しなければならない。地下水の場合には帯水層で一番近くの位置に、伏流水の場合には将来流路変化及び河床低下が発生しない、河川整備計画に支障がない位置に設置しなければならない。

三　集水埋渠は露出又は遺失されるおそれがないように十分な深さに埋設し、詰まるおそれが少ない構造でなければならない。

四　外部からの汚染、毒物流入等を防止するための遮断装置を備えていなければならない。

2　貯水施設

一　貯水施設は、渇水期にも計画された1日最大給水量を取水ができる貯水容量を備えていなければならない。

二　貯水用量、設置場所の地形及び地質によって、安全性及び経済性を考慮した位置並びに形式でなければならない。

三　地震及び強風による波浪に対して安全な構造でなければならない。

四　洪水に対処するため、余水路その他必要な設備を設置しなければならない。

五　水質悪化を防止するため、曝氣設備の設置等必要な措置を取らなければならない。

六　貯水施設は、移動したり覆ったりすることのないように設置しなければならない。

3　導水施設及び送水施設

一　送水施設は、移送過程で浄水された水が外部から汚染しないような管水路等の構造にしなければならない。

二　導水施設及び送水施設は、連結された水道施設の標高及び流量、地形及び地質等によって自然流下方式を最大限利用するようにし、災害から安全な位置及び形式で設置しなければならない。

三　地形及び地勢により、余水路、接合井、配水設備、制水バルブ、制水門、空気バルブ及び伸縮継目(管)を設置しなければならない。

四　管内に負圧が発生しないようにし、作用する水圧に対応する水撃緩和施設を設置しなければならない。

五　ポンプは、最大容量のポンプに異常が発生しても計画された1日最大導水量及び送水量が保証できるように設置しなければならない。

4　浄水施設

一　浄水施設は、次のような要件を具備しなければならない。

イ　浄水施設は、上水道施設の規模、原水の水質及びその変動の程度等を考慮して安定的に浄水ができるように設置しなければならない。

ロ　浄水施設には、濁度、水素イオン濃度(pH)、その他の水質、水位及び水量測定のための設備を設置しなければならない。

ハ　浄水施設には、次のような要件を具備した消毒施設を設置しなければならない。

(1)消毒機能を確保するために適切な濃度及び接触時間を確保できるように設置しなければならない。

(2)消毒剤の注入設備は、最大容量の注入機が故障した場合にも、計画された1日最大給水量を消毒するのに支障がないように設置しなければならない。

(3)消毒剤で液化塩素を使用する場合には，中和設備を設置しなければならない。

ニ　地表水を水源とする場合には、ろ過施設を設置しなければならない。

二　緩速ろ過をする浄水施設は、次のような要件を具備しなければならない。

イ　ろ過池の設計ろ過速度は、5m/日以下とする。

ロ　ろ過砂の有効径は0.3～0.45㎜、均等係数は2.0 以下、砂層厚さは70～90㎝とする。

ハ　薬品を使用しない普通沈殿池を設置することができる。

三　急速ろ過をする浄水施設では、次のような要件を具備しなければならない。

イ　急速ろ過池の設計ろ過速度は、5m/時間以上とする。

ロ　急速ろ過池は、ろ過層に蓄積された濁質等 逆洗浄で取り除くことができる構造とする。

四　膜ろ過をする浄水施設は、次のような要件を具備しなければならない。ただし、施設容量が5,000㎥/日以上の浄水については、膜モジュールの種類及び系列構成、前処理可否、工程構成等に関して環境部長官が定めて告示する基準により、2009年 6月30日から膜ろ過をする浄水施設を設置することができる。

イ　原水の水質及び水温等の変動にもかかわらず、適切な浄水性能を確保しなければならない。

ロ　すぐに破損したり変形したりすることのないようにし、適正な通水性及び耐圧性を備えていなければならない。

ハ　原水の水質によっては、薬品注入、混和設備、凝集池、沈殿池等の前処理施設を設置しなくてもよい。

5　配水施設

一　配水施設は、接続された水道施設の標高及び流量、地形・地質等によって自然流下方式を最大限利用し、災害から安全な位置及び形式で設置しなければならない。

二　配水施設は、時間的に変わる需要量に対応し、適正な水圧で水道水を安定的に供給するように配水池及び配水容量調節設備(以下「配水池等」という。)並びに適正な管径の配水管を設置しなければならない。

三　配水施設は、必要に応じて適正な区域に配水区域を分割して設置することができる。

四　配水管で給水管に分岐された地点で配水管の最少動水圧は、150kPa(1.53kgf/㎠) 以上とし、最少動水圧740kPa(7.55kgf/㎠) 以下でなければならない。ただし、 給水に支障がない場合にはその限りではない。

五　消火栓を使用する場合には、前号にかかわらず配水管内は大気圧以上を維持するようにしなければならない。

六　配水池等は、需要変動を調整できる容量(計画する1日最大給水量の12時間分以上) とし、貯留容量500㎥以上の配水池は非常時又は掃除時等にも配水が可能なように2池以上に分けて設置しなければならない。

七　配水管は、次のような要件を備えていなければならない。

イ　配水管は、負圧が発生することなく、腐食を最小化ができる構造及び形式で設置しなければならない。

ロ　上水道管路の必要な位置に水量及び水質測定並びに点検及び補修等管理のための点検口を設置しなければならない。

ハ　水道水が長期間滞留される配水管には、周期的に水道水を排水できる除水バルブ及び排水設備を備えていなければならない。排水設備を設置する場合には、負圧による水質汚染を防止するための逆流防止設備等を設置しなければならない。

ニ　配水管は、断水の影響が最小化されるようにし、汚染物質が流れこまないように連結体制を備えていなければならない。

6　機械・電気及び計測制御設備

一　機械・電気及び計測制御設備は、故障等による水道水供給に支障ないように安全性及び効率性を確保しなければならない。

二　取水ポンプ及び送水ポンプは、最大容量のポンプが故障した場合にも、計画された 1日最大給水量を安定的に保障できる予備容量を確保し、相互交代運転が可能になるように設置しなければならない。

三　排水ポンプ及び加圧ポンプは、需要変動及び使用条件によって、必要な水量の浄水を安定的に供給できる容量・台数及び形式でなければならない。

四　電線路を含んだ電気設備は施設容量を考慮して、 計測制御設備は故障及び事故に備えた予備設備を確保しなければならない。

五　災害及び非常事態時に被害拡大を防止するために、遮断バルブ等災害に備えた設備を設置しなければならない。

六　水道施設には、流量、水圧、水位、水質その他運転状態を監視して制御するための設備を設置しなければならない。

[別表 4] 〈改正 2008.6.27〉

衛生安全基準 (第10条関連)

1. 項目別衛生安全基準

項 目	基 準	項 目	基 準
カドミウム	0.0005 mg/L以下	陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L以下
水銀	0.0001 mg/L以下	1、1、1-トリクロロエタン	0.01 mg/L以下
セレニウム	0.001 mg/L以下	フェノール類	0.0005 mg/L以下
鉛	0.005 mg/L以下	過マンガン酸カリウム消費量	1.0 mg/L以下
ヒ素	0.005 mg/L以下	味	異常がないこと
6価クロム	0.005 mg/L以下	ジクロロメタン	0.002 mg/L以下
シアン	0.001 mg/L以下	シス1、2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	1 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.001 mg/L以下
フッ素	0.15 mg/L以下	臭い	異常がないこと
四塩化炭素	0.0002 mg/L 이하	色度	0.5 도以下
1、2-ジクロロエタン	0.0004 mg/L以下	濁度	0.2 NTU以下
1、1-ジクロロエチレン	0.003 mg/L以下	残留塩素の減量	0.7 mg/L以下
1、1、2-トリクロロエタン	0.0006 mg/L以下	エポクロロヒドレン	0.01 mg/L以下
トルクロロエチレン	0.003 mg/L以下	アミン類	0.01 mg/L以下
ベンゼン	0.001 mg/L以下	2、4-トルエンチアマン	0.002 mg/L以下
亜鉛	0.1 mg/L以下	2、6-トルエンチアマン	0.001 mg/L以下
鉄	0.03 mg/L以下	ホルムアルデヒド	0.008 mg/L以下
銅	0.1 mg/L以下	酢酸ビニル	0.01 mg/L以下
ナトリウム	20 mg/L以下	スチレン	0.002 mg/L以下
マンガン	0.03 mg/L以下	1、2-ブタジエン	0.001 mg/L以下
塩素イオン	25 mg/L以下	1、3-ブタジエン	0.001 mg/L以下
蒸発残留物	50 mg/L以下	N、N-ジメチルアリン	0.01 mg/L以下

備考：上表による基準への適合可否は、環境部長官が告示する公定試験方法に従う。

2. 水道用資材及び製品別適用対象衛生安全基準

水道用資材及び製品(材質別)	適用対象衛生安全基準
1) 銅や銅合金材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、亜鉛、鉄、水銀
2) ステンレス材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、鉄、水銀
3) 鋳鉄材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、鉄、水銀
4) 亜鉛メッキ又は亜鉛メッキ鋼材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、亜鉛、水銀
5) ポリエチレン材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、VOCs、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、フェノール類、過マンガン酸カリウム消費量
6) ポリプロピレン材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色も、濁度、VOCs、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、フェノール類、過マンガン酸カリウム消費量
7) ポリブチレン材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、VOCs、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、フェノール類、過マンガン酸カリウム消費量
8) ポリ塩化ビニル材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、VOCs、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、フェノール類、過マンガン酸カリウム消費量
9) ポリアミド材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、VOCs、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、フェノール類、過マンガン酸カリウム消費量
10) ポリスルホン材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色も、濁度、VOCs、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、フェノール類、過マンガン酸カリウム消費量
11) ABS(アクリルニトル、ブタディエン、スチレン)材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色も、濁度、VOCs、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、フェノール類、過マンガン酸カリウム消費量
12) ポリオクシメチレン又はポリポルマルデヒト材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、VOCs、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、フェノール類、ホルムアルデヒド、過マンガン酸カリウム消費量
13) エボナイト材質又はエボナイトで塗装された水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、VOCs、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、水銀、フェノール類、ホルムアルデヒド、過マンガン酸カリウム消費量
14) エポキシ樹脂材質又はエポキシ樹脂で塗装された水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、水銀、VOCs、フェノール、シアン、過マンガン酸カリウム消費量、アミン類、2、4-トルエンディアマン、2、6-トルエンディアマン
15) アクリル樹脂材質又はアクリル樹脂で塗装された水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、水銀、VOCs、過マンガン酸カリウム消費量
16) ポリウレタン材質又はポリウレタンで塗装された水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、水銀、VOCs、過マンガン酸カリウム消費量
17) シリコン材質又はシリコンで塗装された水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、水銀、VOCs、過マンガン酸カリウム消費量

18) ポリエステル材質又はポリエステルで塗装された水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、水銀、VOCs、過マンガン酸カリウム消費量
19) エチレンゴム、プロピレンゴム又はティエンゴム材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、VOCs、フェノール
20) アクリルニトリルブタジエンゴム材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、VOCs、フェノール
21) スチレンブタジエンゴム材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、VOCs、フェノール
22) ふっ素ゴム材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、VOCs、フェノール、フッ素
23) アスファルト材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、マンガン、水銀、VOCs
24) セメント材質の水道用資材及び製品	味、臭い、色度、濁度、ヒ素、カドミウム、6価クロム、銅、鉛、セレニウム、水銀

備考：

1. 上表で"VOCs"とは、1、2-チクロロエタン、1、1-チクロロエチレン、1、1、2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、ベンゼン、1、1、1-トリクロロエタン、チクロロメタン、シース-1、2-チクロロエチレン、テトラクロロエチレン、エピクロロヒドレン、酢酸ビニル、スチレン、1、2-ブタジエン、1、3-ブタジエン、N、N-ティメタルアニンをいう。
2. パッキング等機械設備の一部分で使用され、接触面積費が10cm²/L以下の場合は、過マンガン酸カリウム消費量に対する基準のみを適用する。
3. 上表で区分された材質が2種類以上混ざり合った資材や製品の場合には、各材質別適用対象衛生安全基準を皆適用する。
4. 上表で明示されない材質の水道用資材及び製品の場合には、最も類似の材質の適用対象衛生安全基準を適用する。

[別表 5]

行政処分基準　(第17条関連)

違 反 行 為	根拠法条項	行政処分基準
1. 偽証その他の不正な方法で浄水施設運営管理士資格を取得した場合	法第25条 第1項第1号	資格取消し
2. 法第24条第2項第1号から第5号までのいずれか一つに該当した場合	法第25条 第1項第2号	資格取消し
3. 浄水施設運営管理士が故意又は重大な過失で浄水施設の運営管理を誤って、水道水を供給された住民等に健康上害となる影響を与えた場合 イ. 損害を与えて禁固以上の刑を宣告されて確定した場合 ロ. 損害を与えて資格喪失以下の刑を宣告されて確定した場合 ハ. 損害を与えて刑を宣告されない場合	法第25条 第1項第3号	 資格取消し 資格停止3年 資格停止2年
4. 浄水施設運営管理士資格証を他人に貸与した場合 イ. 2回以上貸与した場合 ロ. 1回貸与した場合 ハ. 資格証貸与で他人に損害を与えた場合	法第25条 第1項第4号	 資格取消し 資格停止3年 資格取消し

[別表 6]

流量計設置及び管理基準　(第19条第2項関連)

1　流量計は、該当浄水場の水道水生産量を測定できるように浄水場の流出部に設置しなければならない。

2　第1号により設置する流量計は、次の各目の条件に適合しなければならない。

一　流量変動が流量計の作動に影響を及ぼすことなく、流量資料に対する貯蔵機能(貯蔵容量は1日150ヶ以上の資料を3ヶ月間貯蔵できるものでなければならない。)を備えるか、流量デジタルを遠隔送信(TM)できなければならない。

二　流量計の許容誤差範囲は、指示正確度が±2%以内でなければならない。ただし、流量計として「計量に関する法律」による水道計量器(この別表6では流量計とみなす。)を設置した場合、これの許容誤差範囲は同法で定めるところによる。

3　流量計は、次の各目の基準に適合するに設置しなければならない。

一　流量室をボックス式又はヒューム管式で製作及び設置しなければならない。

二　故障時には修理するか他の機械で測定できる空間を用意し、寒さによる破損を防止できる構造又は装置を備えなければならない。

三　浸水する所には排水ポンプを設置し、平坦で維持補修が容易なところでなければらない。

四　流量計検出器(Sensor)設置位置の中心を基点に、上流側には管直径の3倍以上の距離、下流側には2倍以上の距離の直管部を確保するように設置しなければならない。

五　直管部内にはバルブ等水の流れに邪魔になる施設があってはならない。

六　停電時に最少24時間以上計器が作動できるように、無停電電源供給装置を設置しなければならない。

4　流量計は、次の各目の基準により管理しなければならない。

一　設置された流量計は、流量計破損の有無、流量計接合部等での漏水可有無及び流量計室の浸水状態等を四半期に1回以上定期点検しなければならない。

二　設置された流量計は、年1回以上「国家標準基本法」第3条第17号による校正をしたり誤差試験をしなければならない。

三　流量資料の任意操作を防止するため、封印をしなければならない。

[別表 7]〈改正 2007.12.26〉

給水設備状態検査の区分及び方法 (第23条関連)

1. 一般検査

分 類	項 目	検 査 方 法
基礎調査	竣工年度、配管図面	関連図面・書類・現地調査等を並行する。
	管種、管径、配管長	関連図面・書類・現地調査等を並行する。
	問題点調査	-出水不良、緑水等水質不良等を調査する。 -漏水、バルブ作動状態等調査する。 -利用住民からの聞込み調査等を活用する。
給水管内停滞水水質検査	試料採取方法	建物内の任意の冷水水道蛇口一つ以上で最小6時間以上閉めておいた水道蛇口をひねった直後の水1リットルを採取する。
	検査項目及び基準	- 濁度: 1NTU以下 - フッ素イオン濃度: 5.8以上8.5以下 - 色度: 5度以下 - 鉄: 0.3mg/L以下 - 鉛: 0.05mg/L以下 - 銅:1mg/L以下 - 亜鉛: 3mg/L以下

2. 専門検査

分 類	項 目	検 査 方 法
現場調査	水圧測定	最も高い階の冷水水道蛇口を一つ以上測定(トイレの水道蛇口を標本として測定する)するものの、建物の多くが同一の場合には各棟ごと測定する。
	内視鏡観察	断水させた後、地下貯水槽給水配管、立上管、建物内の任意の冷水水道蛇口を一つ以上分離して、内視鏡を利用して診断する。
	超音波厚み測定	建物の中の任意の冷水水道蛇口一つ以上でスケール厚を測定する。
	流速	建物の中の最も高い階の冷水水道蛇口一つ以上で流速を測定する。
	流量	建物の中の最も高い階の冷水水道蛇口一つ以上で流量を測定する。
	外部腐食観察	計器等に接合した給水及び温水配管、バルブ類等の外部腐食状態を観察して検査する。

備 考

1. 第1号の一般検査中給水管内の停滞水水質検査は、「飲料水水質基準及び検査等に関する規則」別紙第1号書式の水質検査申込書を「飲料水管理法」第43条により指定された水質検査機関に提出して実施することができる。
2. 第2号の専門検査は、「建設産業基本法」第8条第2項により機械設備工事業に登録された業者又は環境部長官が専門検査ができると認める業者に依頼して実施することができる。

[別表 8]

技術診断に必要な装備及び技術人材　(第30条及び第31条関連)

1. 装備

区 分	装 備 名 称	規 格	単位	数量
浄水場	濁度計(連続式)	0～10NTU	台	2
	電力品質積算計	デジタル式	台	2
	トレーサー試験分析器	(フッ素イオン)	台	1
	汚泥濃度計	デジタル	台	1
	水圧計	連続式	台	2
	流量計	連続式	台	2
	標準篩及び振動機	0.15～2.0㎜	台	1
	乾燥機	恒温恒湿	台	1
	ポンプ効率測定器	熱力学的方式	台	1
	溶存酸素計	メンブレン方式	台	1
	ジャーテスター及び標準枡(2L)	標準型	台	1
	流動電荷測定装置	連続式	台	1
	沈降試験装置	標準型	台	1
	粒子数測定器(連続式)	2~1、000μm	台	1
	SS/含水率分析装置 (真空ろ過装置、 Drying Oven)	標準型	式	1
上水道管網	管路探知機	金属、非金属	台	1
	水圧計	連続式	台	10
	流量計	連続式	台	3
	管厚保測定器	超音波式	台	1
	漏水探査機	電子式	台	2
	非抵抗測定器	4-pin方式	台	1
	被覆損傷探知機	DCVG方式	台	1
	比較流量測定器	D50㎜以下	台	1
	比較流量測定器	D75㎜以上	台	1

2. 技術人材

資 格 要 件	人員
ア. 上下水道関連分野技術士又は浄水施設運営管理士1級資格取得者	1
イ. 上下水道関連分野技士資格取得後5年以上実務経歴者、浄水施設運営管理士2級資格取得者、上下水道関連分野産業技士資格取得後7年以上実務経歴者又は浄水施設運営管理士3級資格取得者	2
ウ. 上下水道関連分野技士資格取得後2年以上実務経歴者、浄水施設運営管理士2級資格取得者、上下水道関連分野産業技士資格取得後3年以上実務経歴者又は浄水施設運営管理士3級資格取得者	3
ウ. 上下水道関連分野技士資格取得者、浄水施設運営管理士2級資格取得者、上下水道関連分野産業技技士資格取得後1年以上実務経歴者又は浄水施設運営管理士3級資格取得者	3